

第2回田原市都市計画マスタープラン等改定委員会 次第

日時:令和5年10月12日(木) 14時～

会場:田原市役所 講堂

1 挨拶

2 議題

改定版田原市都市計画マスタープラン(全体構想)

(1)都市づくりの課題及び都市づくりの理念と目標について

資料1

資料2

(2)土地利用フレーム(住宅地)について

資料3

(3)将来の都市構造について

資料4

田原市立地適正化計画

(4)居住誘導区域等の設定(素案)について

資料5

資料6

3 その他

第2回田原市都市計画マスタープラン等改定委員会 出席者名簿

【委員】

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験者	浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系教授	
	杉木 直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系准教授	委員長 (Web 参加)
各種団体	今泉 隆一	田原中部校区コミュニティ協議会 会長	
	中川 博文	赤羽根校区コミュニティ協議会 会長	
	山本 五夫	福江校区コミュニティ協議会 会長	
	木村 敏和	清田校区コミュニティ協議会 会長	
	斎藤 健司	田原臨海企業懇話会 (東京製鐵株式会社 田原工場 管理部 安全環境課)	
	小野 全子	公益社団法人 愛知建築士会	
交通事業者	荒島 丈博	豊鉄バス株式会社 営業企画課 課長	
行政機関	伊藤 慎悟	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 課長	【代理 (Web 参加)】 課長補佐 富永 正輝
	村田 卓則	愛知県 東三河建設事務所 企画調整監	
	鈴木 洋充	田原市 都市建設部 部長	職務代理者
	河合 欽史	田原市 防災局 防災対策課 課長	

都市づくりの課題について

目 次

1) 市街地・集落の課題	1
2) 土地利用の課題	1
3) 都市施設等の課題	2
4) その他の課題	4

上位計画の改定や現時点における構想等との整合を図るとともに、新たに示された災害情報を踏まえ、都市づくりの課題について次のとおり変更します。

都市づくりの課題

1) 市街地・集落の課題

- ・ 田原市街地は、本市の中心となる市街地であり、豊橋市をはじめ周辺都市との機能分担を考慮しながら、市民の市外への転出を抑制し、市外からの転入を増やせるような魅力ある市街地の形成が求められる。
- ・ 臨海市街地は、~~空地の多く残る~~企業用地への立地促進や操業環境の向上を図る必要がある。また、職住近接型の居住ニーズに対応した環境整備が求められる。
- ・ 将来的に臨海市街地の企業用地不足が発生する可能性があることから、企業用地不足解消に向けた取組が求められる。
- ・ 赤羽根、福江の両市街地は、各地域の生活を支える拠点として、それぞれの特性に応じた機能の維持・充実が求められる。
- ・ 本市の市街化調整区域は、市域面積の約9割を占め、総人口の6割が居住しているが、市域西部等で人口減少や高齢化が顕著となっており、集落環境の維持が困難になってきているため、対応が求められる。
- ・ 中心市街地は、モータリゼーションの進展やショッピングモールの大規模店舗の郊外化などにより中心市街地の商業の衰退が進んでいるため、活性化を図る必要がある。
- ・ 面的な整備が困難な市街地については、共同建替えなども視野に入れた整備が必要である。
- ・ 市街地や集落内では、災害時の安全確保や良好な住環境の形成のため、道路・公園等の公共空間を確保していく必要がある。
- ・ 市営住宅において空室が増加しており、市営住宅の在り方について検討する必要がある。

2) 土地利用の課題

- ・ 用途地域の指定と現実の土地利用の動向に隔たりの大きな箇所が見られるため、適切な用途地域を検討する必要がある。
- ・ 田原市街地の準工業地域が指定されている幹線道路の沿道では、住宅や工場・店舗等が混在しているため、計画的な規制・誘導が必要である。
- ・ 田原市街地に工業専用地域が残されているため、ふさわしい用途地域を検討する必要がある。
- ・ 本市にある企業の従業員の市内定住を促進するため、居住環境等の整備・充実が必要となっている。
- ・ 農用地、~~森林~~の減少が見られることから、適切な土地利用コントロールが必要となっている。

3) 都市施設等の課題

①道路

- ・ 高速道路や新幹線などへのアクセスの改善を図る必要がある。
- ・ 渥美半島を縦貫する高規格道路が必要である。
- ・ 3つに分散した市街地を、20分程度でつなぐ道路整備が必要である。
- ・ 都市計画道路の整備促進を図るとともに、必要に応じて見直しを行う必要がある。
- ・ 既成市街地、集落地については、狭あい道路の解消等に取り組んでいく必要がある。

②公共交通

- ・ 移動手段の確保のため、関係者が連携・協働した利用促進等に取り組み、運行を確保する必要がある。
- ・ ~~待合・乗継環境の整備に取り組み、利用者の利便性の向上を検討する必要がある。~~
- ・ 交通DX・GXの推進により、利便性の向上及び環境負荷の低減を図る必要がある。

③公園

- ・ 市街地においては、あまり利用されていない公園もあることから、市民のニーズに合わせた整備が必要である。
- ・ 多様なニーズに応える公園施設の整備手法として、公園の計画づくりへの住民参加などを推進する必要がある。

④上・下水道

- ・ 上下水道施設については、老朽化した施設も見られるため、耐震化及び長寿命化を進めていく必要がある。
- ・ 下水道については、未整備地区が残されているため、整備促進を図る必要がある。

⑤河川

- ・ 緊急性の高い河川から順次整備を行い、治水対策を進めていく必要がある。
- ・ 親しみやすい河川環境の整備を進めていく必要がある。

⑥港湾

- ・ 三河港は、物流に支障をきたしている臨港道路の慢性的な渋滞の解消が必要である。また、国際競争力を有する港湾としての機能強化を図る必要がある。
- ・ 伊良湖港をはじめ他の港湾・漁港についても、利活用計画の策定やこれに基づく港湾整備（利便性の向上や港湾環境の改善など）を進めていく必要がある。

- ・伊良湖港は、本市の重要な玄関口の一つであることから、フェリーの利用について、地域交通と観光交通の両面から促進していく必要がある。

⑦防災

- ・津波、高潮及び洪水による浸水が想定されている区域に多数の市民が居住していることから、その対応が必要である。
- ・臨海工業地域や全国トップクラスの農業地帯が被災すると、本市のみならず中部圏経済の衰退、企業の撤退等による雇用喪失等にもつながるおそれがあることから、産業基盤を守る対応が必要である。
- ・臨海工業地域は、高潮による浸水が想定されていることから、その対策が必要である。
- ・埋立地や砂州、川沿いの低地等で液状化の危険が高くなっていることから、その対応が必要である。
- ・高規格道路の整備により、被災時でも確実に機能する緊急輸送道路を確保する必要がある。
- ・緊急性の高い河川から順次整備を行い、土砂災害対策を進めていく必要がある。
- ~~・昭和56年以前に建てられた耐震性が低い市営住宅が残っており、その対応が必要である。~~

4) その他の課題

①観光・交流

- ・人口減少下においても生活サービスの低下を抑えるためには交流・関係人口を増やしていく必要があり、豊かな自然や歴史・文化などの地域資源を活用した交流促進の取組が求められている。
- ・市全域での観光・交流の動きを拡大させるため、伊良湖をはじめとする拠点的な観光資源を中心に、魅力を高める施策を積極的に展開する必要がある。

②環境

- ・パークアンドライド等による公共交通の利用促進、自転車の利用促進、歩いて暮らせるまちづくりを推進し、環境負荷の低減に寄与する必要がある。
- ・市内の河川や三河湾などの公共用水域については、水質改善や汐川干潟のヘドロ対策を実施し、人と自然が共生できる環境施策を展開する必要がある。
- ・下水汚泥、家畜排泄物のバイオマス等のエネルギー化の検討が必要となっている。
- ・太平洋岸の海岸では海岸侵食が進んでいる箇所があることから、整備を進めていく必要がある。

③景観

- ・ほぼ全域が自然公園に指定された本市において、その主要な構成要素である海岸景観をはじめ、山地、農地、河川等の自然景観を保全・活用する必要がある。
- ・田原城跡周辺における城下町の面影や、農漁業を生業として市内各所に形成された集落等の歴史・文化的景観を活かした、魅力ある市街地・集落景観の向上が望まれる。
- ・~~良好な自然景観や歴史・文化的景観を阻害するおそれのある建築物や工作物、屋外広告物等について、適切な規制誘導を図っていく必要がある。~~
- ・人口減少の進行に伴い増加が予想される空き家や空き地が、周辺の景観を悪化させるおそれがあることから、それらの活用を促進するなどの対策が求められる。

④医療・介護

- ・医師不足が問題となっており、その対応が必要である。
- ・市民の生命に直結する高次医療利用のため、豊橋や浜松などへの広域的な交通環境の改善が必要である。
- ・高齢者の増加とともに介護サービスの利用者も増加しているため、適切なサービス量の確保が必要である。

⑤人にやさしい街づくり

- ・公共施設・鉄道駅、道路空間において、より使いやすい整備を進めていく必要がある。
- ・高齢者のまちなか居住ニーズに対応する住宅整備が必要である。
- ・特に高齢者の住宅に関しては、バリアフリー改修や耐震改修を促進させる方策を検討する必要がある。

都市づくりの理念と目標

1 都市づくりの理念

まち まち
街と町をつなぎ 豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ

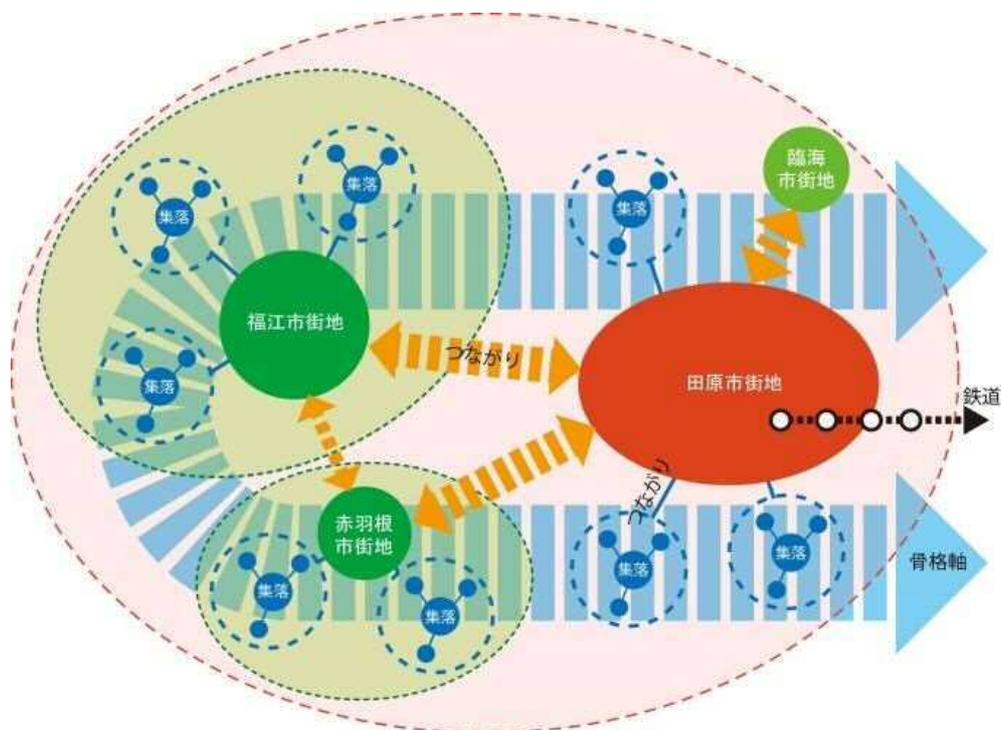
本市の「街」(市街地)は、すでに比較的コンパクトに形成されています。今後の都市づくりは、「街」(市街地)と「町」(集落)を効率的につなぐネットワークを構築するとともに、それぞれの個性を活かすことで活力を創出し、都市の豊かさと農村・漁村の豊かさを併せもつガーデンシティを目指します。

ガーデンシティとは

豊かな自然環境、農業・工業などの生産の場、生活空間が調和して、持続可能となるようにデザインされた理想都市

2 田原市の都市づくりの方向

本市の都市づくりは、市街地(街)と集落(町)等が機能を適切に分担しながらネットワークによってつなわれ、それぞれの市街地と集落が共に生き続けられる多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指します。



田原市の都市づくりの概念図

1) 4つの市街地の役割分担

本市には、市全体の中心的な市街地である田原市街地のほか、旧3町時代に、それぞれの町の中心であった赤羽根市街地、福江市街地があります。そのため、田原市街地に都市機能施設や居住をすべて集約するのではなく、それぞれの市街地の特性や役割を意識した都市機能の維持・充実を図ります。また、全国でも有数の製造品出荷額を誇り本市の活力の源となっている臨海市街地については、さらなる産業の集積を促進します。

2) 市街化調整区域の集落の維持

市街地の外部には、市街化調整区域が広がり、そこに居住する市民が市全体の人口の約6割を占めています。この区域には、地域の産業を営むために長い年月をかけて形成されてきた農業集落や漁業集落などがあり、それぞれの伝統や文化、歴史、生活機能を有しています。特に、本市の農業については、花き、野菜、畜産を中心とする農業産出額が全国トップクラスとなっており、その就業者の多くが居住する市街化調整区域の集落への対応はきわめて重要です。

市街化調整区域においては、人口減少、高齢化が著しく進展していることから、地域の個性を活かしながら、まとまりのある集落形成を図ります。

また、本市では、市民の地域活動の拠点として市民館を整備し、概ね小学校区(地域コミュニティ)を単位としたまちづくりの取組を行っています。今後も、地域コミュニティが地区のことを考えてまちづくりを行い、それぞれの集落の維持に関しても検討していく必要があります。

3) 道路軸の活用

本市の多くの集落や市街地は、海沿いの国道42号、国道259号、主要地方道豊橋渥美線に沿って分布していることから、これらの道路を本市の骨格軸として都市づくりを進める必要があります。この骨格となる軸を中心に、他地域とつなぐ道路、市街地間を結ぶ道路、市街地と集落を結ぶ道路が連携したネットワークを構築します。

4) 多様な交通体系の活用

鉄道、バス、自動車、自転車、徒歩などを組み合わせた交通体系を形成し、多様な交通を効率的に活用できる都市を構築します。

今後、高齢化により自動車を運転できない人が増加すると考えられることから、鉄道やバスによる移動手段の確保を図るとともに、市街地までの移動手段がない集落については、地域コミュニティや交通事業者と協働し、移動手段の確保を検討します。

5) 鉄道駅周辺の土地利用

市外への移動の利便性や自動車に過度に依存している現状を考慮すると、鉄道駅周辺における居住を促進し、高齢者をはじめとして誰もが暮らしやすい生活環境を確保していく必要があります。

このため、駅からの距離や農林漁業との関連を考慮しながら、鉄道駅周辺の生活環境整備を検討します。

3 都市づくりの目標

地理的条件を克服する広域ネットワークづくり

東名・新東名高速道路等の国土軸、三遠南信地域及び環伊勢湾地域の連携を担う国土軸として期待される三遠南信自動車道の整備を促進するとともに、浜松湖西豊橋道路、三遠伊勢連絡道路（伊勢湾口道路）の早期事業化を促進します。

また、半島地域の持つ交通ハンデの解消や市域と高速交通網との時間短縮、迅速な救急医療活動が可能となることが期待されている**渥美半島道路**や**渥美半島縦貫道路**の一層の整備促進を図ります。

地震・津波、風水害等の災害に対応した安心・安全な都市づくり

南海トラフ地震の発生により、半島全体にわたって被害が及ぶことが予測されているほか、本市の地理的・地形的な特性から高潮や**洪水**、液状化等の被害も予測されています。

そのため、想定する被害を最小限にとどめられるよう、都市基盤整備による防災機能の充実と合わせて、避難体制の強化や長期的視点からの土地利用誘導等を図ることにより、**安心・安全な都市づくり**を目指します。

地域特性を活かした拠点にふさわしい市街地（街）づくり

本市には、旧3町の中心及び県下有数の規模を有する工業地の4つの市街地があり、それぞれ異なる文化や成り立ちの歴史があります。そのため、各市街地の役割に応じた適正な都市機能の配置・誘導を行い、それぞれの地域特性を活かした市街地形成を図ります。

将来も持続可能な集落（町）づくり

市民全体の約6割が市街化調整区域に居住している本市の特性から、市街地外に多数の集落（町）が分布しています。人口減少、少子高齢化が進展する中、集落における生活関連施設の維持が難しくなっています。

そのため、市街地とのネットワークを充実させ、日常生活が可能な環境を確保することにより、**持続可能な集落（町）づくり**を図ります。

渥美半島の豊富な地域資源を活かした観光・交流づくり

本市には半島ならではの恵まれた自然環境、歴史や伝統的な祭りなどに代表される文化、全国トップクラスの農業産出額を誇る農業、三河湾・太平洋を漁場とする漁業、全国でも有数の製造品出荷額を誇る工業など多くの観光資源があります。

そのため、これらを最大限に活用し、観光・交流の推進を図ります。

住民等が主体となって進めるまちづくり

住民や各種団体等が主体となり、地区の特性を活かしたまちづくりを推進します。

土地利用フレーム（住宅地）について

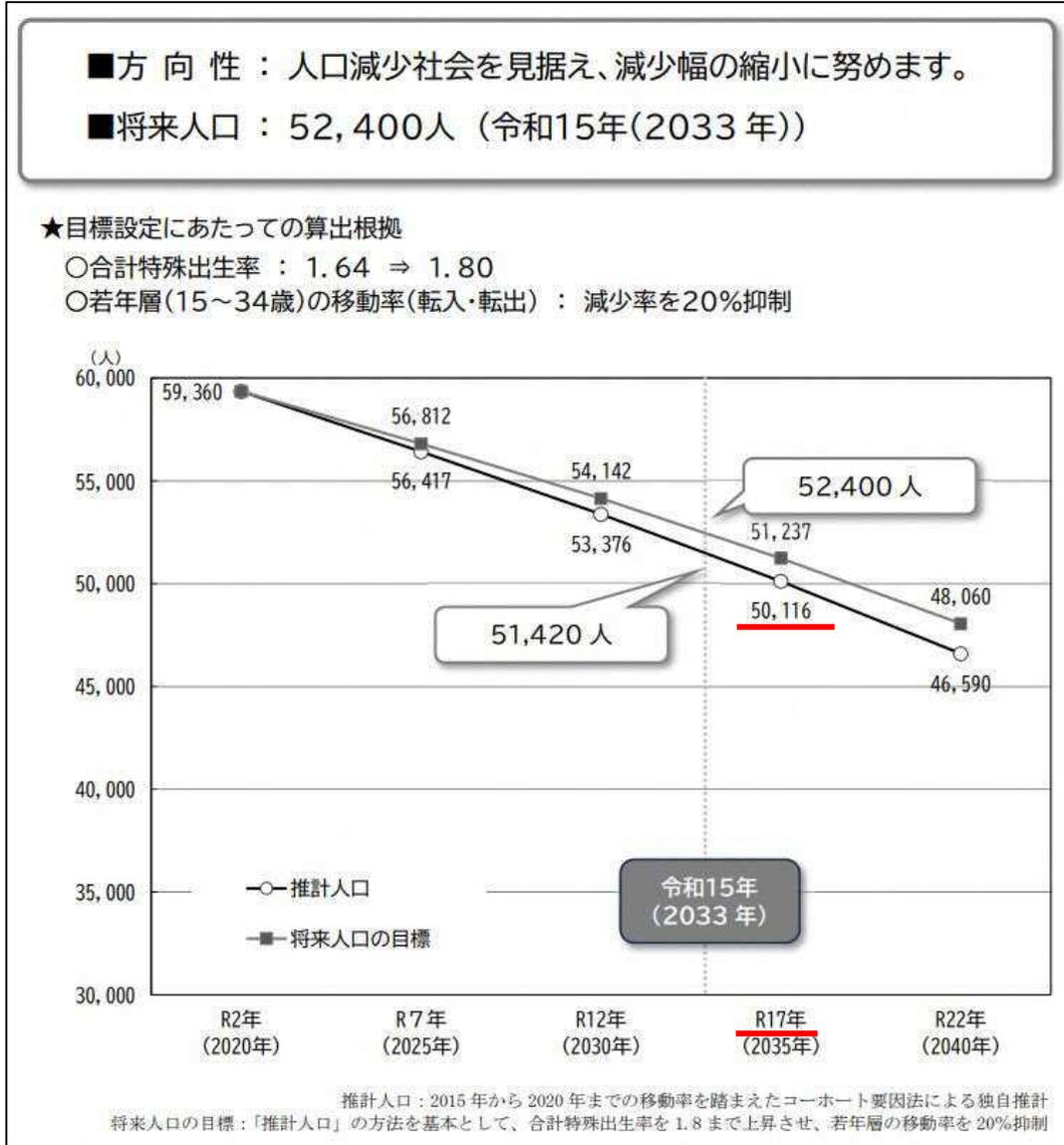
目 次

1 人口フレーム	1
(1) 第2次田原市総合計画における将来人口	1
(2) 都市計画マスタープランにおける人口フレーム	1
2 土地利用フレーム(住宅地)	2
(1) 将来人口の目標の達成に向けた基本条件の整理	2
(2) 現在の市街化区域での対応	2

1 人口フレーム

(1) 第2次田原市総合計画における将来人口

現在、第2次田原市総合計画の策定作業が進められており、その中で、将来人口について以下の通り設定されています。



出典：第2次田原市総合計画 総合計画審議会 第4回審議会資料

(2) 都市計画マスタープランにおける人口フレーム

都市計画マスタープランは、目標年次が2035年(令和17年)であることから、上のグラフに示されている通り、同年の人口の目標である51,237人を人口フレームとします。

都市計画マスタープランにおける人口フレーム 2035年(令和17年)：51,237人

2 土地利用フレーム（住宅地）

（1）将来人口の目標の達成に向けた基本条件の整理

将来人口の目標（51,237 人）の達成に向けては、現状の趨勢により推移した場合の推計人口（前ページのグラフにおける推計人口：50,116 人）との差である 1,121 人について都市計画マスタープランでの対応方法を確認します。

2035 年（令和 17 年）における現状趨勢による人口と目標人口との差である
「1,121 人」について対応方法を確認

（2）現在の市街化区域での対応

① 各市街地の人口見通し

4 つの市街地と市街化調整区域に分けて、コーホート要因法により 2035 年（令和 17 年）の将来推計人口を求めると、以下のとおりいずれの市街地も減少し、現状趨勢による推計人口と目標人口との差である「1,121 人」より多い 2,614 人の人口減少が市街化区域全体で見込まれます。

表-2 市街地等別の将来人口

（単位：人）

区分	令和 2 年 人口 (a)	令和 17 年 推計人口 ^[※] (b)	増減 (c=b-a)	移動人口の推計	
				令和 17 年 封鎖人口 推計値 (d)	移動人口 (b-d)
田原市街地	14,688	13,178	-1,510	14,034	-856
臨海市街地	3,468	3,321	-147	3,623	-302
福江市街地	3,418	2,730	-688	2,908	-179
赤羽根市街地	1,664	1,395	-269	1,519	-124
市街地 計	23,238	20,624	-2,614	22,084	-1,460
市街化調整区域	36,122	29,492	-6,630	31,775	-2,283
合計	59,360	50,116	-9,244	53,859	-3,743

※令和 17 年推計人口は、合計が総合計画の推計値と合うよう一律に補正率を乗じている

② 既存市街化区域での収容について

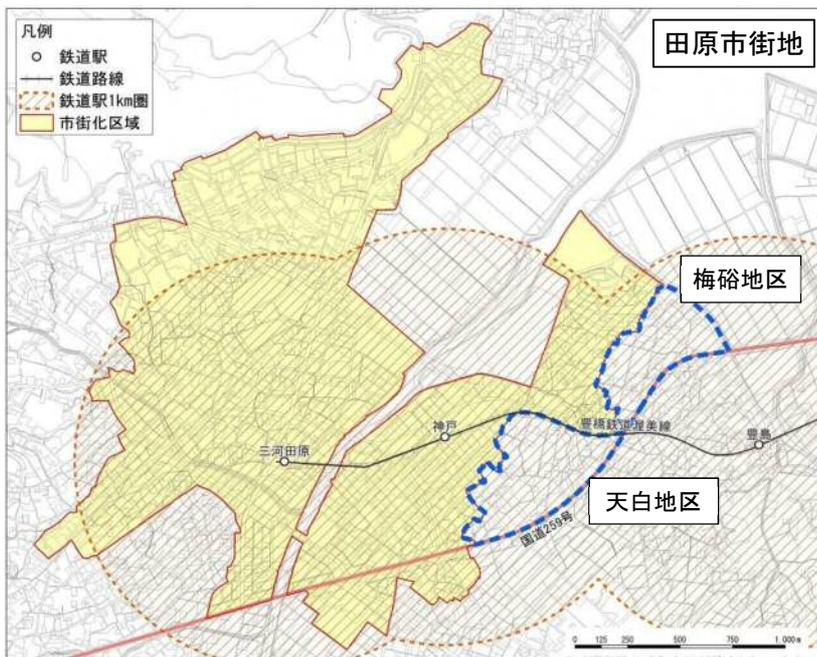
現状趨勢による推計人口と目標人口との差である「1,121 人」以上に、現在の市街化区域の人口が減少していくことから、目標人口に関する「1,121 人」の人口については、基本的に現在の市街化区域で収容可能と考えられます。

③ 市街化区域隣接地（新規市街地拡大候補地）における土地利用について

現行の都市計画マスタープランでは、市街化区域隣接地において、鉄道駅に近く幹線道路が整備されている利便性の高い地区(天白地区、梅碓地区)と、渥美支所や商業施設等の都市機能が立地している地区(古田地区)が、「新規市街地拡大候補地」に指定されています。

当該地区においては、その利便性の高さを活かし、市外から臨海市街地等で働く人々の居住誘導や、市内の災害リスクが大きい市街化調整区域内の集落からの居住誘導等を図る必要があると考えており、改定中のマスタープランにおいても何らかの位置付けをしていく予定をしています。

これらの地区の取扱いについては、第3回改定委員会でお示します。



【天白地区、梅碓地区】

- ・鉄道駅が近く市内以外への利便性が高い。
※公共交通利用促進にもつながる。
- ・標高が高く、津波被害等のおそれがない。
- ・商業・医療等の都市施設が立地している。

市外からの人口流入が可能な場所として、また、渥美地域を始めとする市外への人口流出に対しての第2のダム機能として必要



【古田地区】

- ・標高が高く、津波被害等のおそれがない。
- ・商業・支所等の都市施設が立地している。

渥美地域の世帯分離者や津波浸水想定区域に居住する世帯の移住の受け皿として、市外への人口流出に対しての第1のダム機能として必要

将来都市構造について

目 次

1 拠点配置の方針	1
2 ネットワーク形成の方針	2

将来の都市構造について

上位計画の変更や現時点における構想等との整合を図るため、将来の都市構造について次のとおり変更します。

1 拠点配置の方針

○都市拠点（田原市街地）

田原市街地は、行政、商業・業務、医療、教育、交通などの機能が最も集積している田原市の中心をなす拠点であることから、これら機能の充実をさらに図るとともに、臨海部従業員の定住やまちなか居住の推進を図ります。

○準都市拠点（福江市街地）

福江市街地は、都市拠点から距離があり、半島西部の生活の拠点となっていることから、生活を支える都市機能施設を充実させ、~~港を有する市街地である等の利点を活かした~~渥美地域の中心にふさわしい市街地形成を図ります。

○市街地拠点（赤羽根市街地）

赤羽根市街地は、太平洋に面する市街地であり、その周辺には道の駅あかばねロコステーションやサーフィンの聖地である太平洋ロングビーチなど固有の観光資源があることから、これら観光資源と連携した市街地形成を図ります。

○産業集積拠点（臨海市街地）

臨海市街地は、県下でも屈指の工業生産地域となっていることから、今後も産業の集積を促進するとともに、職住近接型の居住環境の充実を図ります。

○伊良湖交流拠点

伊良湖岬周辺は、観光資源としてのポテンシャルが高いため、重点的な整備や観光施策を実施し、半島全域に交流人口の誘引を図ります。

○観光・交流拠点

農業公園サンテパークたはら及びその周辺、太平洋ロングビーチ及びその周辺等は、観光・交流の核となる拠点として魅力の向上を図ります。

○コミュニティ拠点

市民館を中心として、それぞれの特色を活かした地域主体のまちづくりを計画的に推進します。

2 ネットワーク形成の方針

主な変更内容

事項	内容	理由
広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・渥美半島道路の追加 ・三遠伊勢連絡道路(伊勢湾港道路)の表記等の変更 	新広域道路交通計画 中部ブロック版(国土交通省中部地方整備局(令和3年3月))の内容を反映
市街地間連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮)田原駅前通り線の追加 ・(仮)大草白谷線の削除 ・(仮)国道259号バイパスの名称変更 	田原市道路整備プログラム等の内容を反映

○広域連携軸

広域連携軸は、産業・観光の振興、地域の利便性の向上、災害に強い道路機能の確保、救急医療の広域化に伴う救急搬送の時間短縮のため、広域計画のネットワークを基本に、以下の路線を位置づけ、早期整備を促進します。

広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・三遠伊勢連絡道路-(伊勢湾口道路)- ・渥美半島道路 ・渥美半島縦貫道路 ・三河湾口道路
--------------	--

○都市間連携軸

都市間連携軸は、豊橋市や浜松市との連携を図るため、以下の国・県道3路線を位置づけ、既存道路の改良、整備により都市間の交通改善を図ります。

この都市間連携軸は、市街地及び集落の多くを結ぶ本市の骨格となる軸となっています。

都市間連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・国道259号 ・国道42号 ・(主)豊橋渥美線
---------------	--

○市街地間連携軸

市街地間連携軸は、4つの市街地(拠点)との連携を図るため、以下の幹線道路を位置づけ、市街地間の交通改善を図ります。

市街地間連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮) 国道259号バイパス 大久保高木線 (田原市街地～福江市街地間) ・(主)田原高松線 (田原市街地～赤羽根市街地) ・(県)高松石神線・赤羽根泉港線 (福江市街地～赤羽根市街地) ・(県)城下田原線 (国道42号～田原市街地～臨海市街地) ・(仮)大草白谷線 ・(主)田原高松線 (臨海市街地～赤羽根市街地)
----------------	---

○鉄道軸

鉄道軸は、駅機能の向上や利用促進を図ります。

鉄道軸	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋鉄道渥美線
------------	--

災害リスクの分析と課題の整理について

(第1回資料への追加含む)

目 次

1	分析に用いる災害ハザード情報.....	1
	(1) 洪水による浸水被害.....	1
	(2) 高潮による浸水被害.....	10
	(3) 津波による浸水被害.....	16
	(4) 土砂災害による被害.....	19
2	災害を被る都市の情報.....	23
3	災害リスクの分析.....	32
	(1) 災害リスク分析の視点.....	32
	(2) 災害リスクの評価.....	33
4	課題の整理.....	83

1 分析に用いる災害ハザード情報

分析で用いる本市の災害想定を示します。なお、本市には田原市街地、臨海市街地、赤羽根市街地及び福江市街地の4つの市街化区域が指定されています。災害リスクについては、これら4つの市街化区域に着目して確認します。(なお、以下では4つの市街化区域の総称を「市街地」とします。)また、市街化調整区域においては、コミュニティ協議会(旧小学校区)を基礎とした地区に着目して確認します。

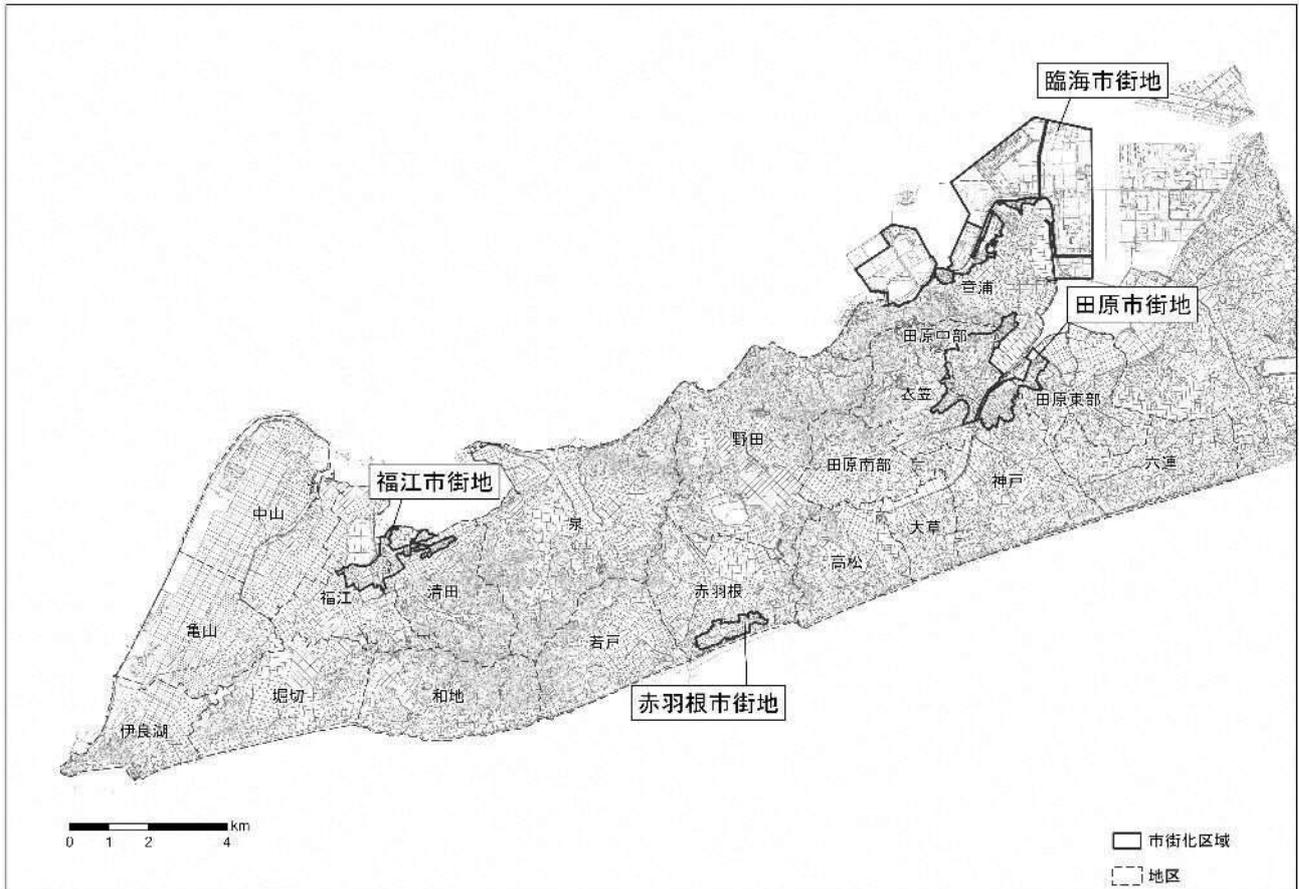


図 1 市街化区域と地区

(1) 洪水による浸水被害

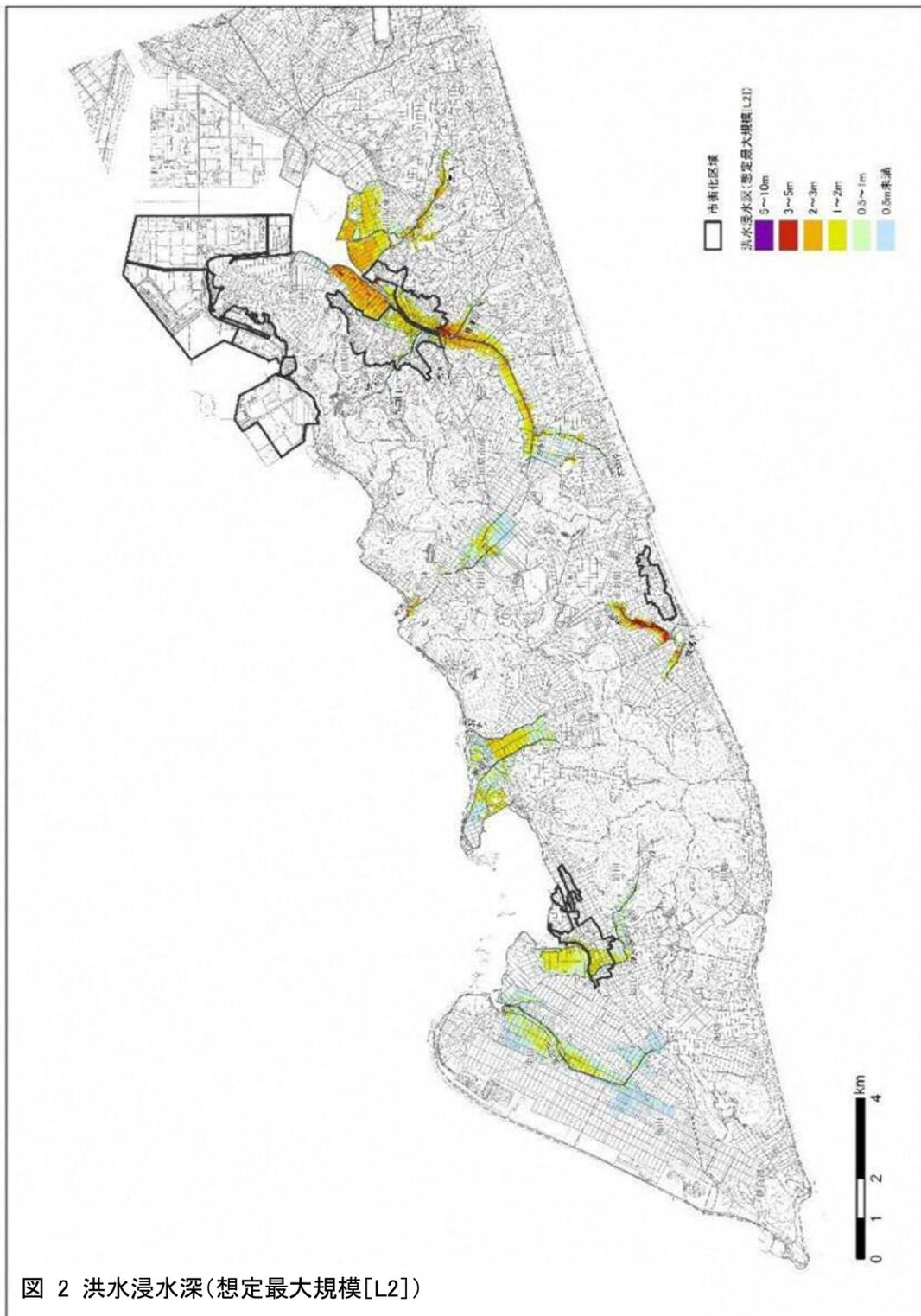
市域に流れる河川のうち、次の河川について大雨により河川が氾濫した際の被害予想を用います。

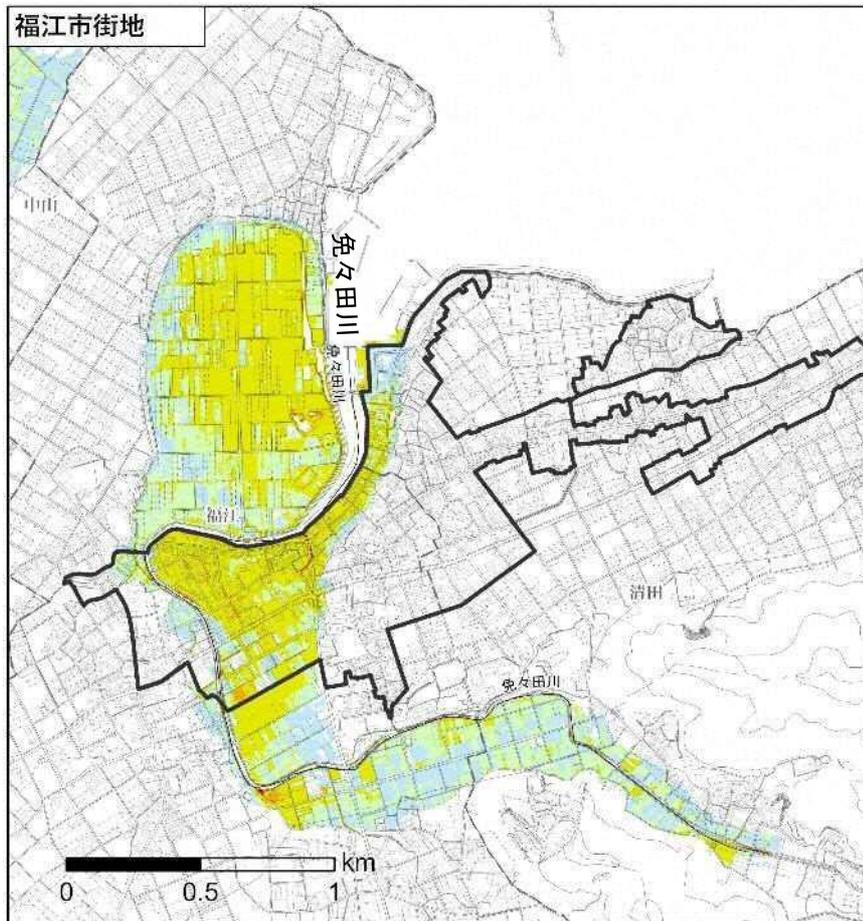
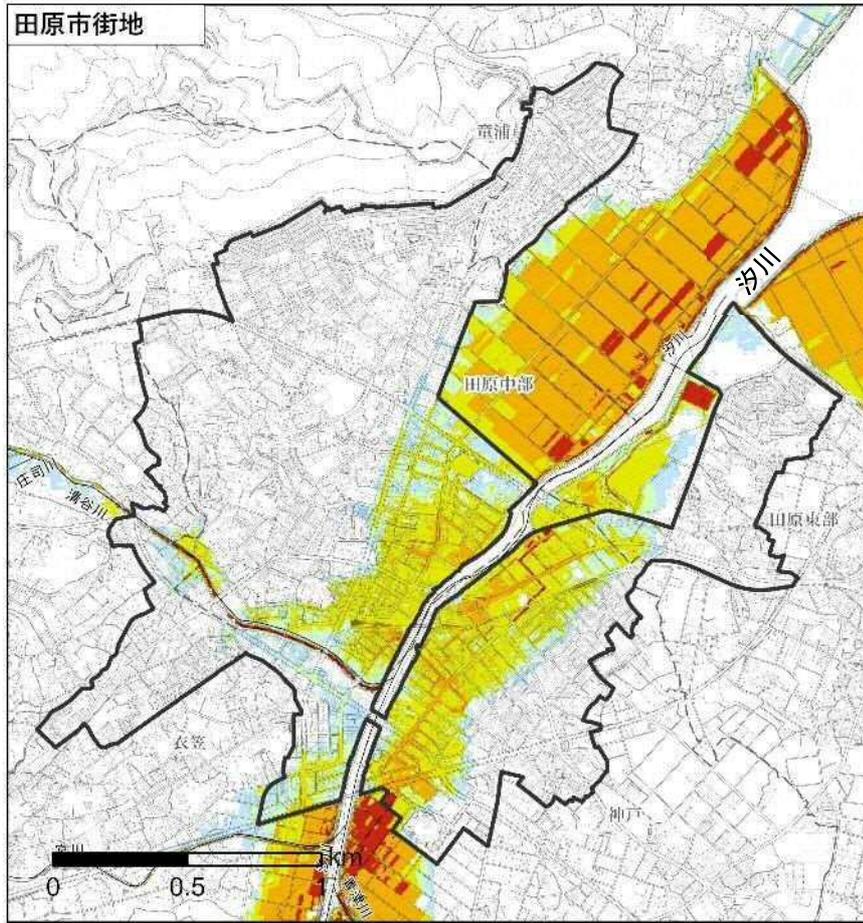
項目	内容	
対象河川	汐川、清谷川、庄司川、宮川、青津川、大日川、蜷川、池尻川、精進川、 天白川、免々田川、新堀川、今堀川、今池川	
災害の規模	想定最大規模[L2]: 発生頻度は低いが想定し得る最大規模の降雨 (発生頻度 1,000 年以上に 1 度程度) (例: 汐川の 24 時間総雨量 821 mm)	計画規模[L1]: 河川整備に関する計画で安全に流下させる目標とした洪水の規模 (発生頻度 汐川は 50 年に 1 度程度、 他の河川は 30 年に 1 度程度) (例: 汐川の 24 時間総雨量 290 mm)
災害情報	浸水深、浸水継続時間、 家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水深
出典	愛知県浸水予想図(令和 4 年 3 月 25 日愛知県公表)	

[洪水 浸水深(想定最大規模[L2])]

田原市街地の汐川等の周辺や福江市街地の免々田川周辺で浸水の被害が想定されています。田原市街地では概ね1～2mの浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では2～3mの浸水が想定されています。福江市街地では概ね1～2mの浸水が想定されています。

市街化調整区域においては、神戸地区、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区、赤羽根地区及び若戸地区には3～5m、大草地区、衣笠地区、野田地区、高松地区及び泉地区では2～3mの浸水が想定される箇所があり、亀山地区、中山地区、福江地区及び清田地区では概ね2m未満の浸水が想定されています。





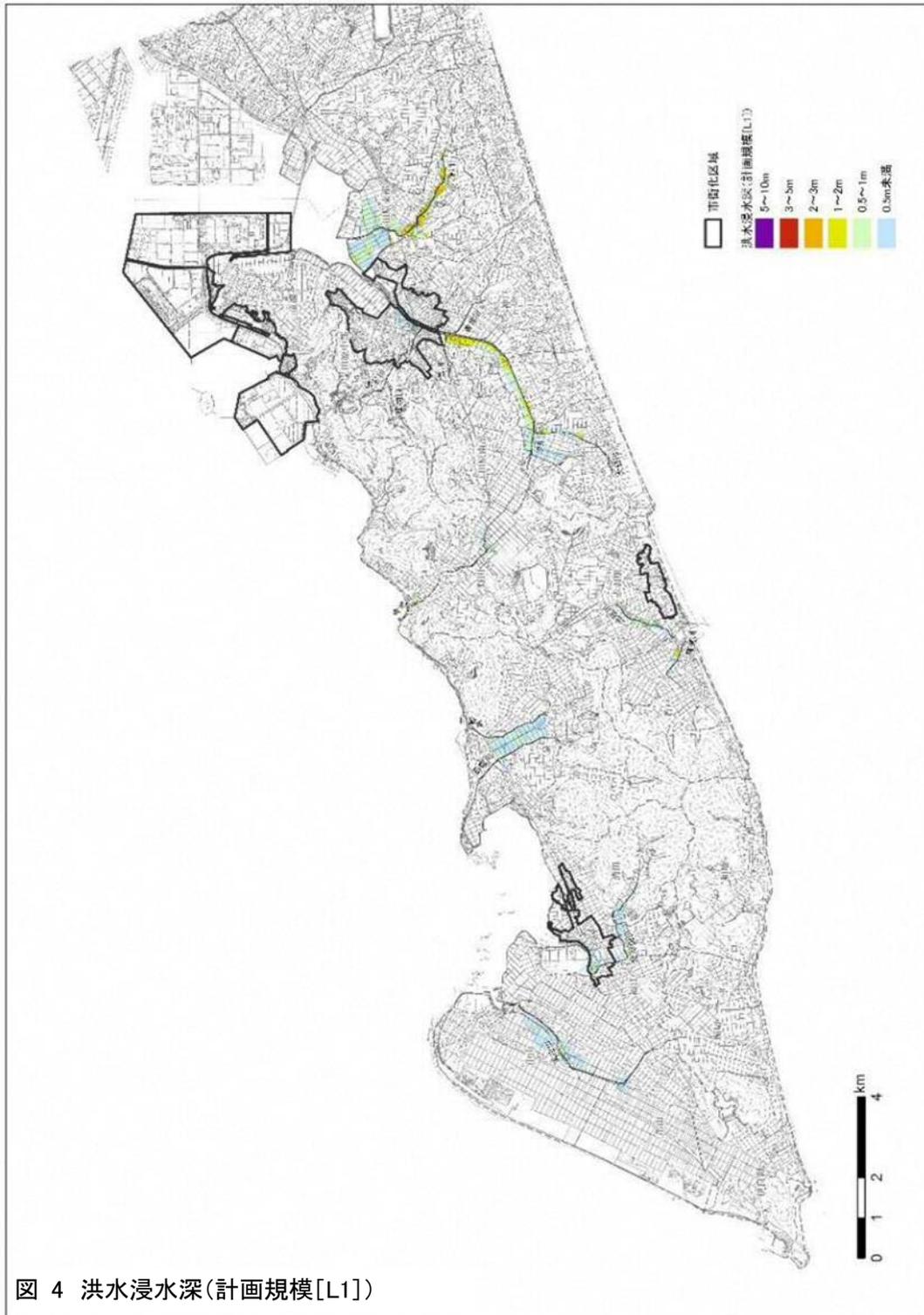
- 市街化区域
- 洪水浸水深(想定最大規模[L2])
- 5~10m
- 3~5m
- 2~3m
- 1~2m
- 0.5~1m
- 0.5m未満

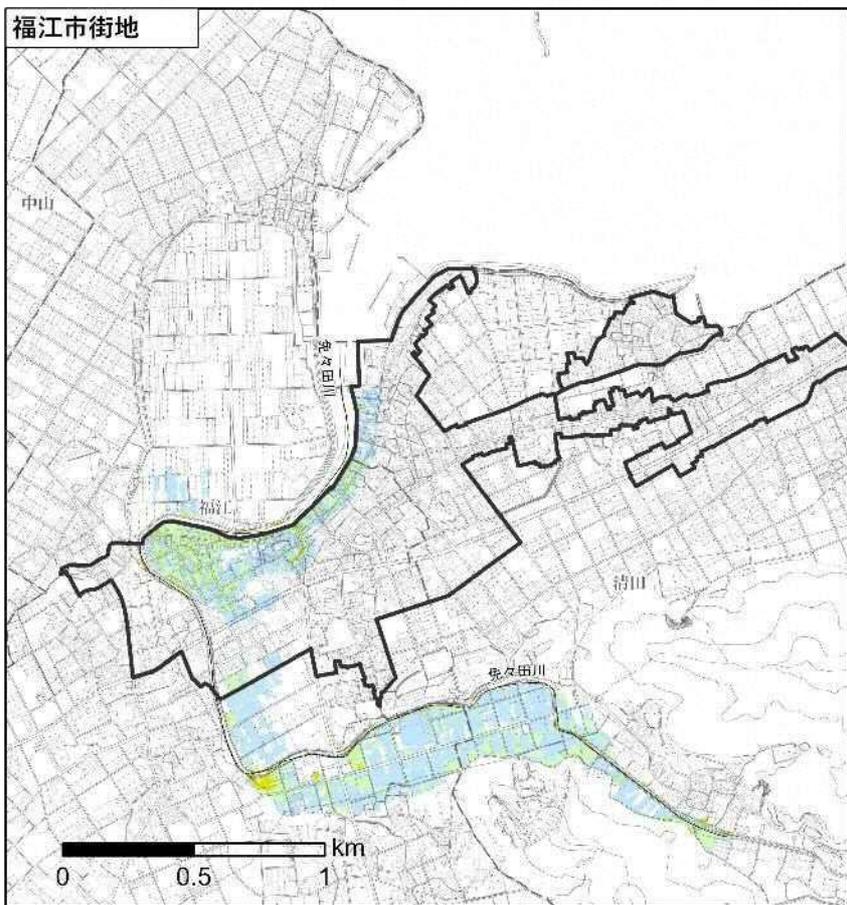
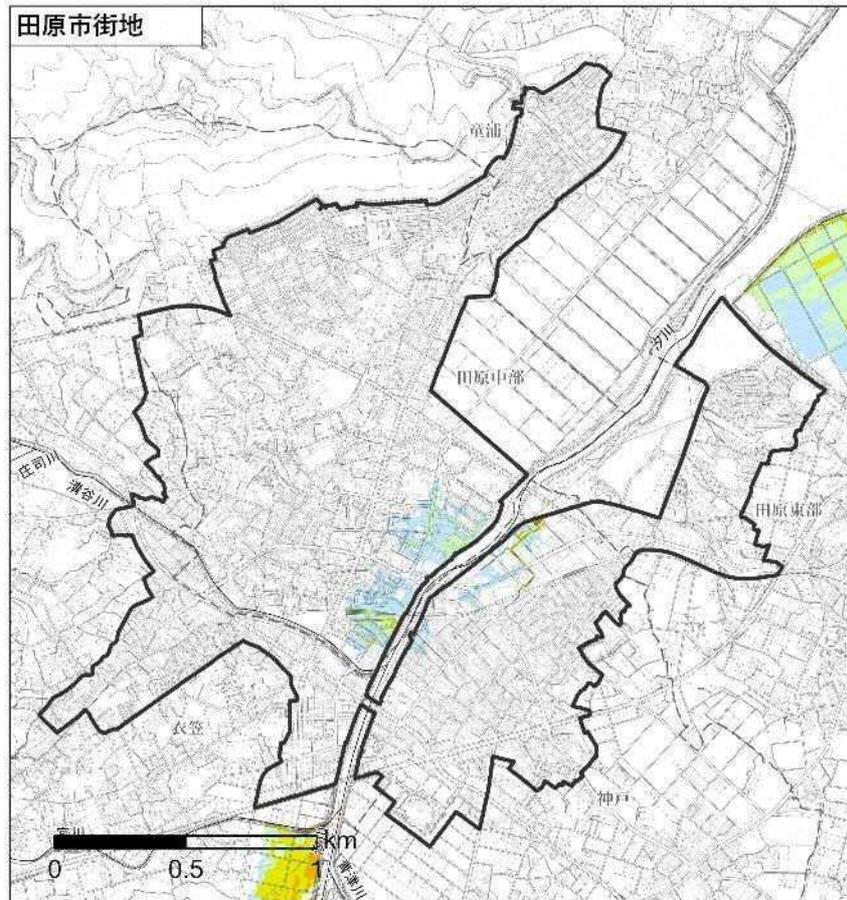
図 3 洪水浸水深(想定最大規模[L2])(田原市街地、福江市街地)

[洪水 浸水深(計画規模[L1])]

田原市街地の汐川周辺や福江市街地の免々田川周辺で浸水の被害が想定されています。田原市街地では概ね 0.5m 未満の浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では 0.5~1m の浸水が想定されています。福江市街地では概ね 1m 未満の浸水が想定されています。

市街化調整区域においては、神戸地区、田原東部地区、大草地区及び高松地区では概ね 2m 未満の浸水が想定されていますが、蜷川及び汐川周辺で 2m 以上の浸水が想定されている箇所があります。また、衣笠地区、野田地区、高松地区、赤羽根地区、若戸地区、亀山地区、中山地区、福江地区、清田地区及び泉地区は概ね 2m 未満の浸水が想定されています。





- 市街化区域
- 洪水浸水深(計画規模[L1])
- 3~5m
- 2~3m
- 1~2m
- 0.5~1m
- 0.5m未満

図 5 洪水浸水深(計画規模[L1])(田原市街地、福江市街地)

[洪水 浸水継続時間(想定最大規模[L2])]

田原市街地では、概ね 12 時間未満の浸水が継続することが想定されています。福江市街地では、概ね 24 時間未満の浸水が継続することが想定されています。

市街化調整区域では、神戸地区、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区、衣笠地区、中山地区及び福江地区で 24～72 時間浸水が想定されている箇所があります。また、大草地区、野田地区、高松地区、赤羽根地区、若戸地区、亀山地区、清田地区及び泉地区では概ね 12 時間未満の浸水が継続すると想定されています。

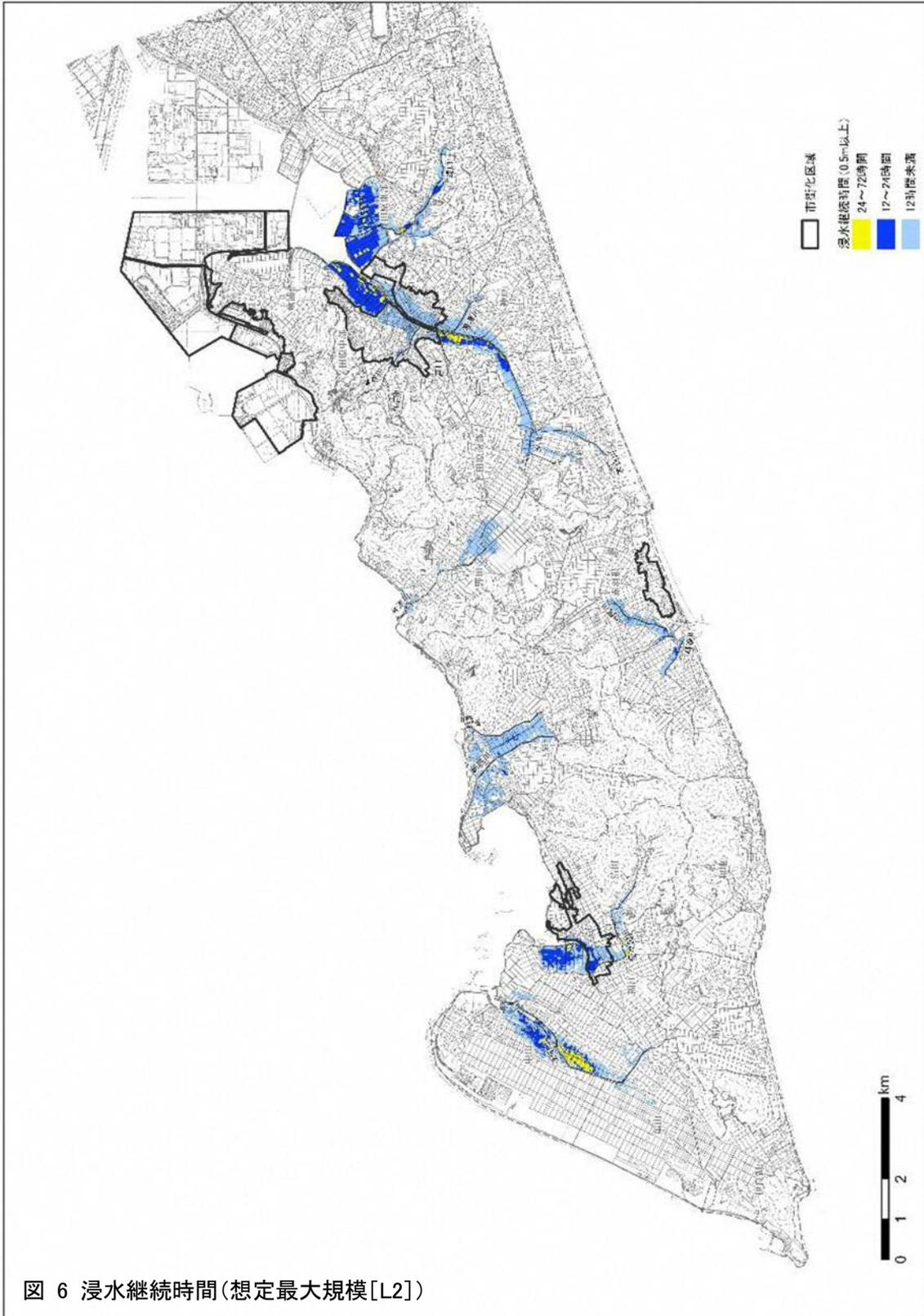
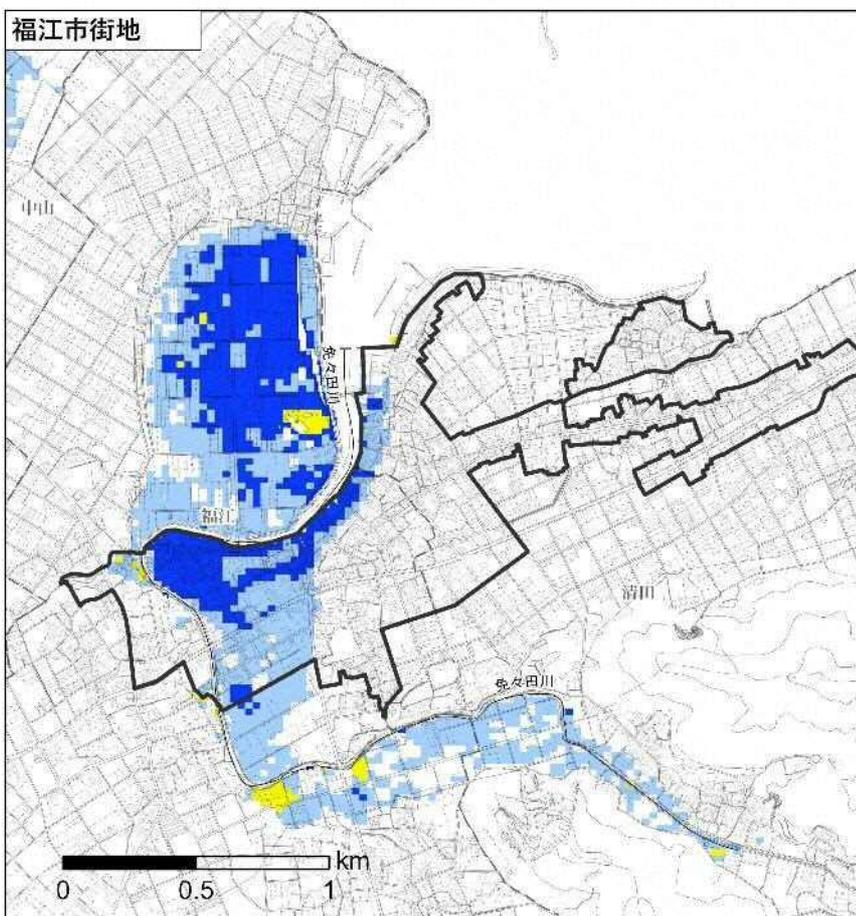
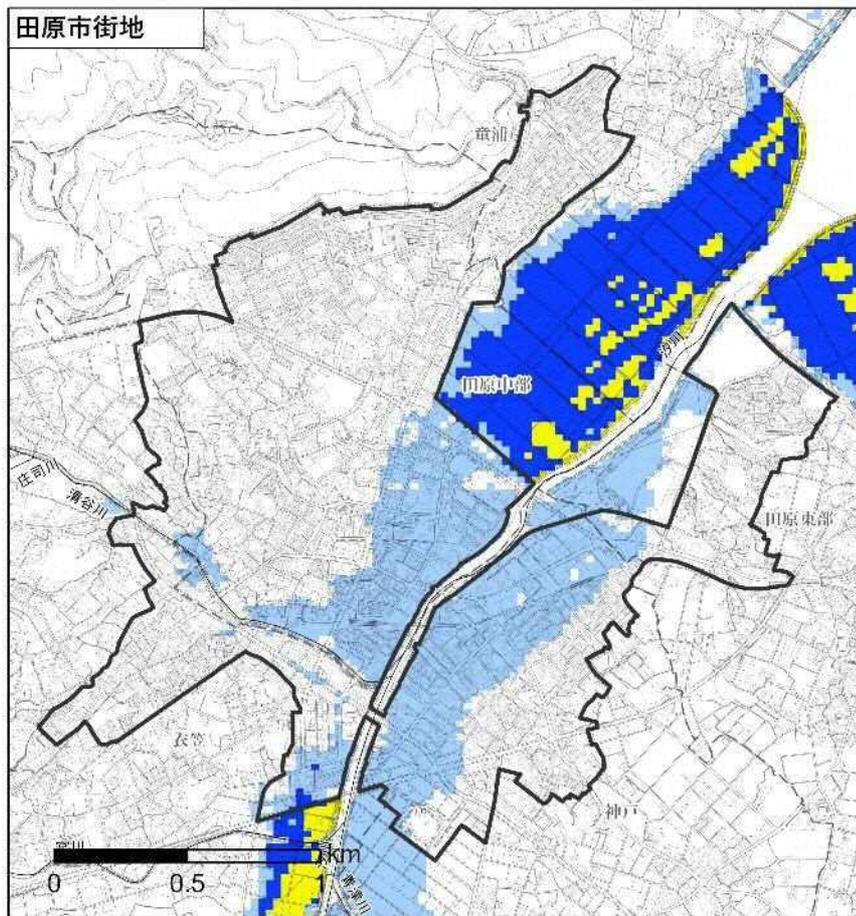


図 6 浸水継続時間(想定最大規模[L2])



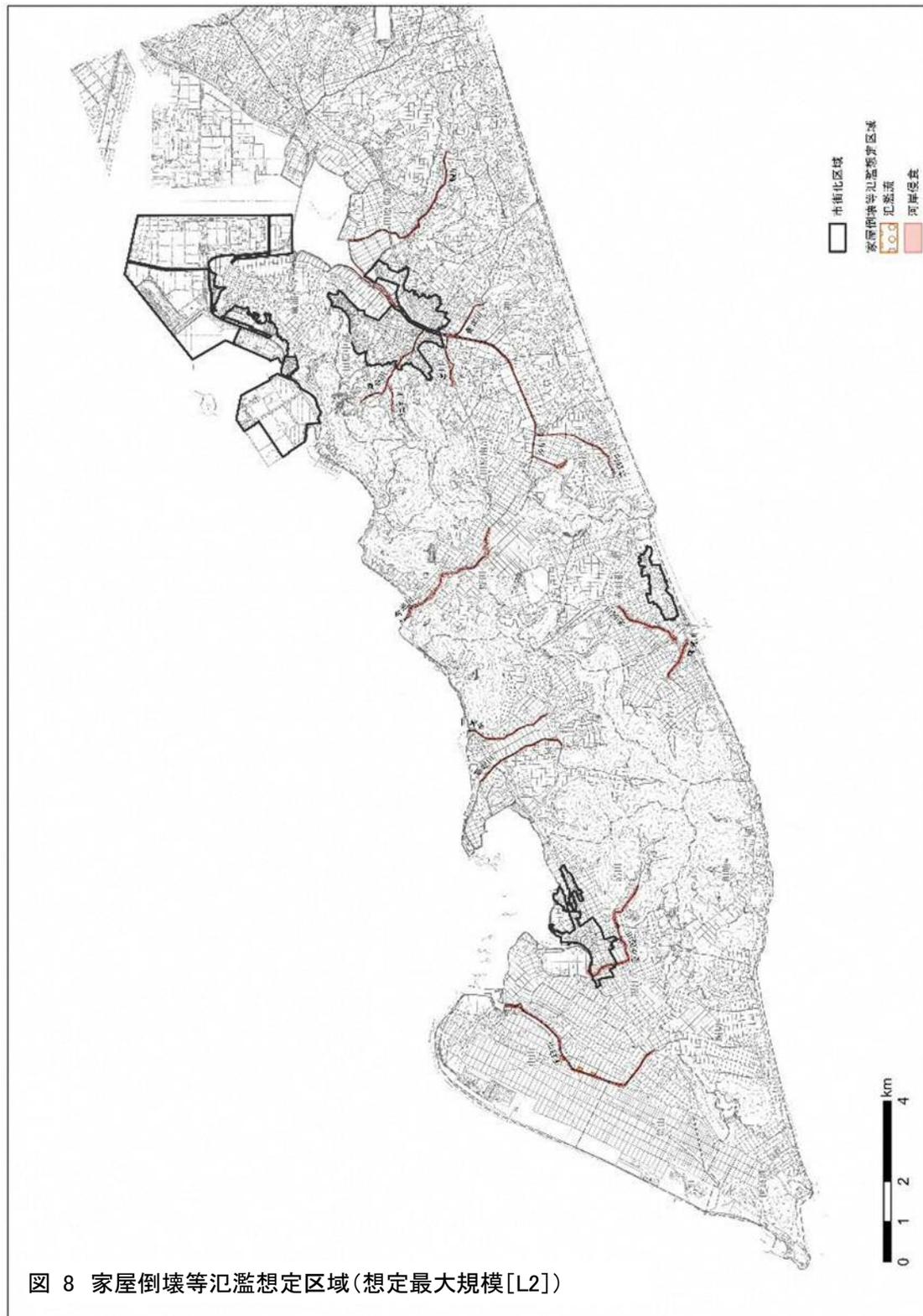
- 市街化区域
- 浸水継続時間(0.5m以上)
 - 24~72時間
 - 12~24時間
 - 12時間未満

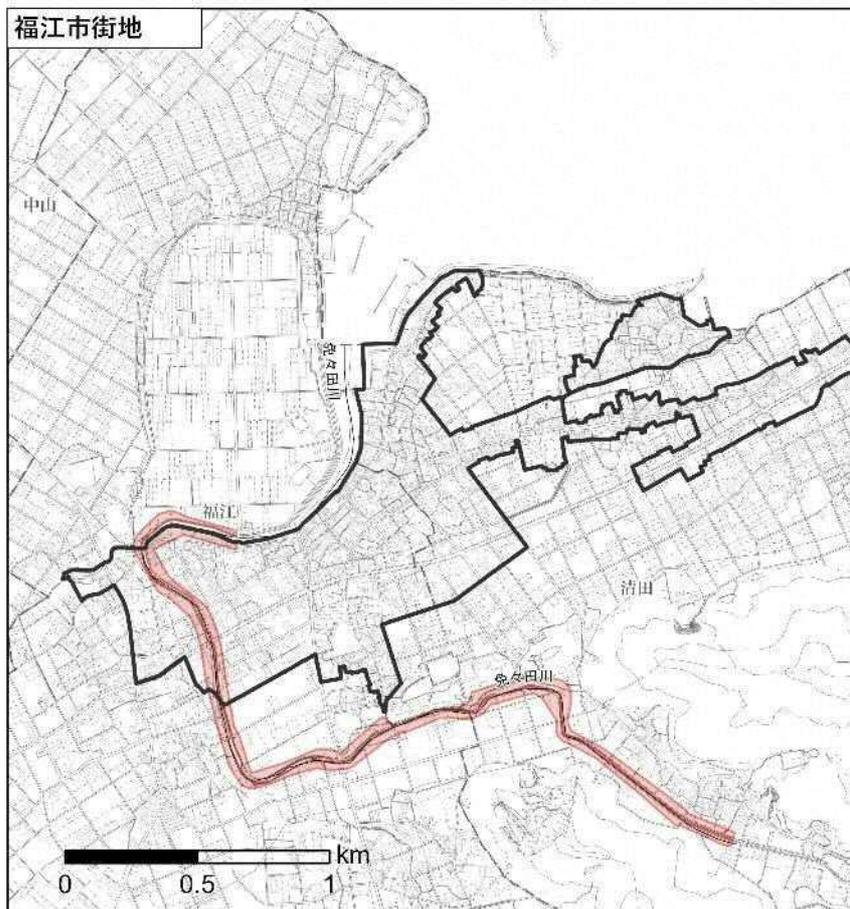
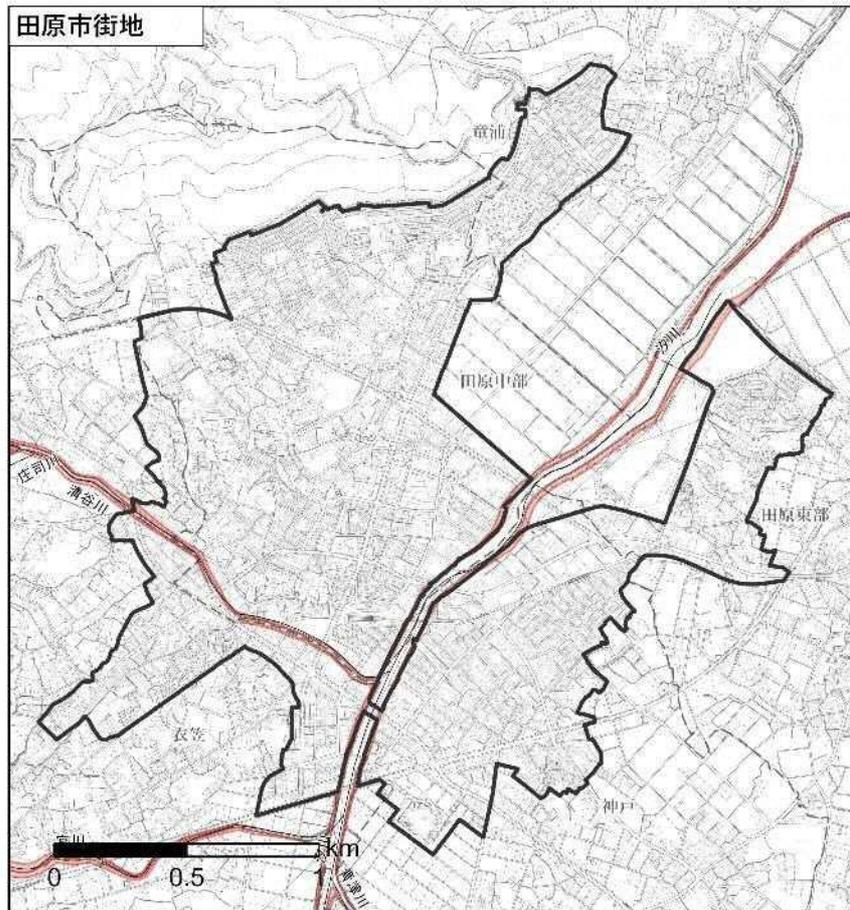
図 7 浸水継続時間(想定最大規模[L2])(田原市街地、福江市街地)

[洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])]

市街地においては、田原市街地の汐川等や福江市街地の免々田川の隣接地で、河岸侵食による家屋倒壊のおそれがあります。

市街化調整区域においても、河川沿いに河岸侵食による家屋倒壊のおそれがあります。なお、天白川沿いで家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に指定されている箇所は、農地であり家屋が存在しないため家屋倒壊のおそれはありません。





- 市街化区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 氾濫流
- 河岸侵食

图 9 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])(田原市街地、福江市街地)

(家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])の種類)

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

- ・河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

イメージ



堤防決壊に伴い木造家屋が倒壊した状況

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

- ・洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

イメージ



河岸侵食により家屋倒壊した状況

図 10 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])の種類

出典:国土交通省中部地方整備局資料

(2) 高潮による浸水被害

台風や発達した低気圧の通過により生じる高潮による被害予想を用います。

項目	内容
災害の規模	想定最大規模[L2]: 想定し得る最大規模の台風による高潮 (発生確率 500年から数千年に一度 条件: 室戸台風級の台風が来襲、堤防等の決壊あり) 過去最大規模[L1]: 過去に襲来した規模の台風による高潮 (条件: 伊勢湾台風級の台風が来襲、堤防等の決壊なし)
災害情報	浸水深
出典	高潮浸水想定図、浸水予想図(令和3年6月11日愛知県指定・公表)

[高潮 浸水深(想定最大規模[L2])]

市街地においては、田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で浸水の被害が想定されています。田原市街地では概ね 3m 未満の浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では 3~5m の浸水が想定されています。臨海市街地では概ね 3m 未満の浸水が想定され、工業専用地域を除く住宅地では概ね 2m 未満の浸水が想定されています。福江市街地では概ね 2m 未満の浸水が想定されています。

市街化調整区域においては、三河湾沿岸部に概ね 2m 以上の浸水想定が広がっています。田原東部地区、童浦地区、田原中部地区及び泉地区では 5~10m、福江地区及び中山地区では 3~5m の浸水が想定される箇所があり、神戸地区、衣笠地区及び亀山地区では概ね 3m 未満の浸水が想定されています。

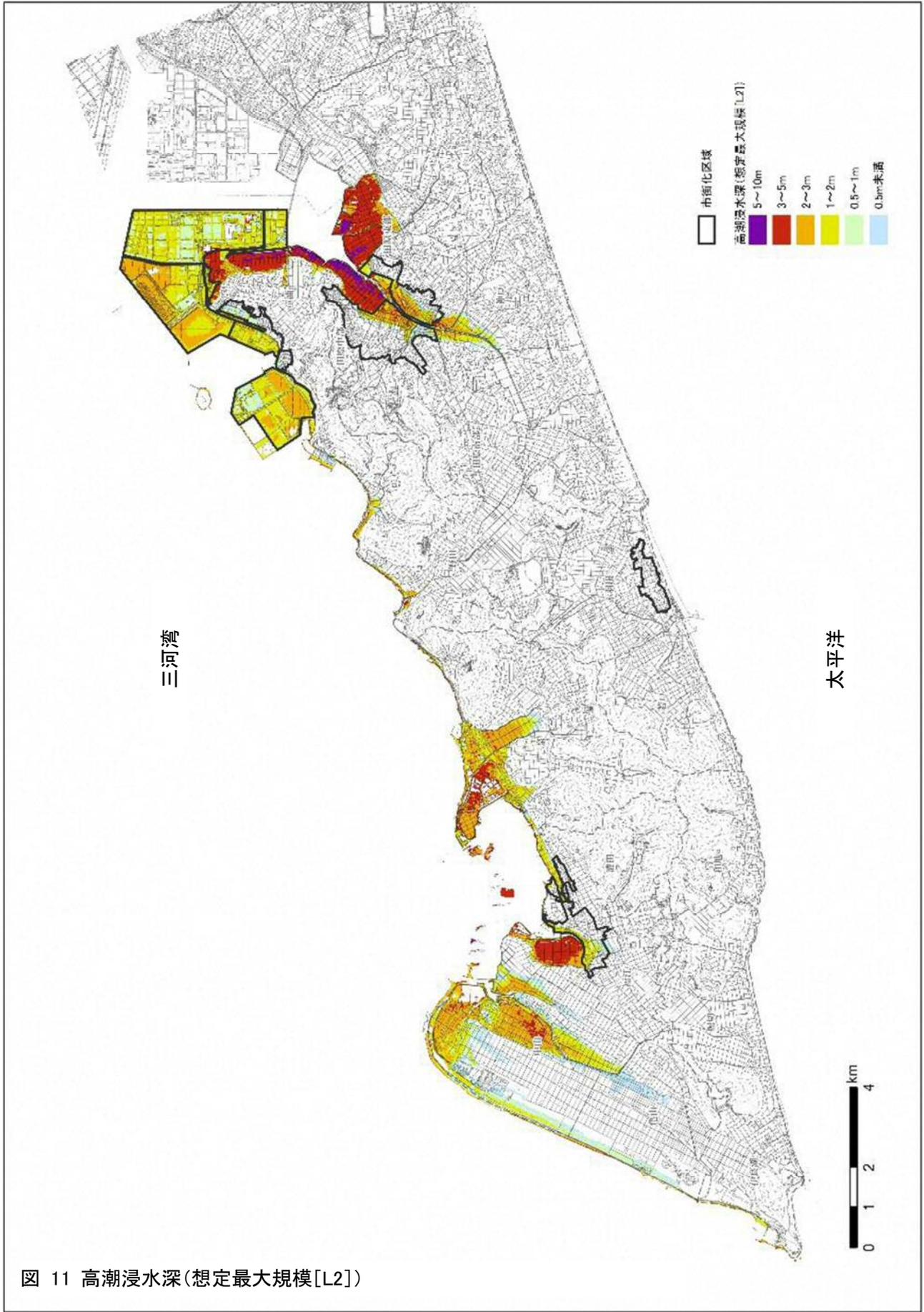
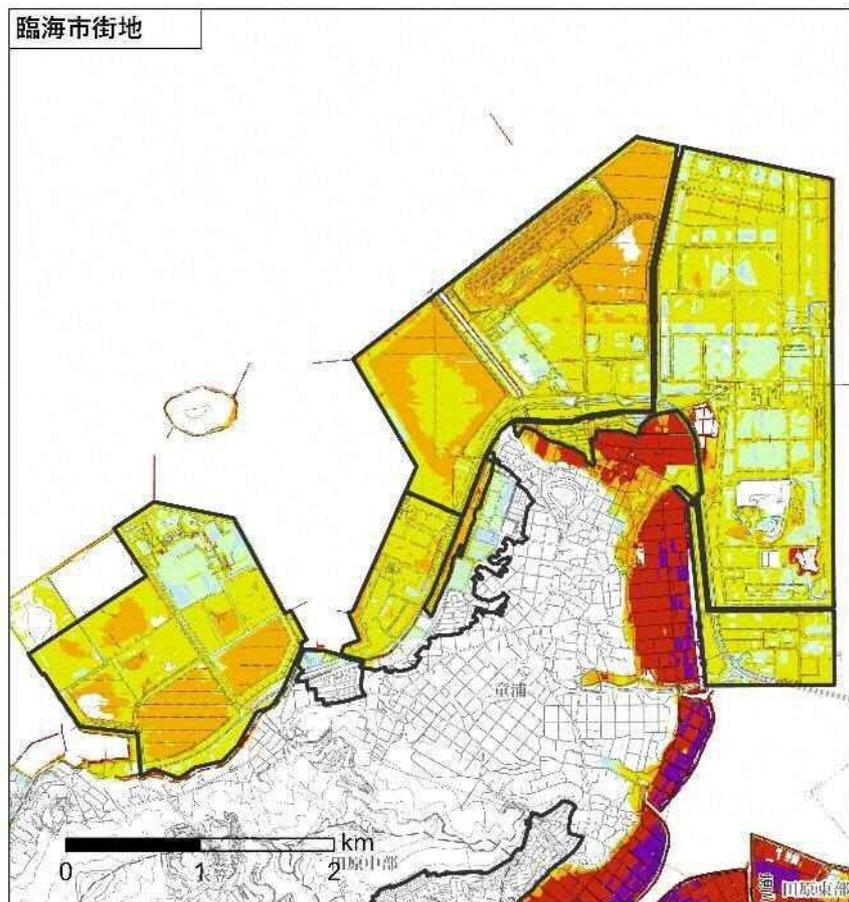
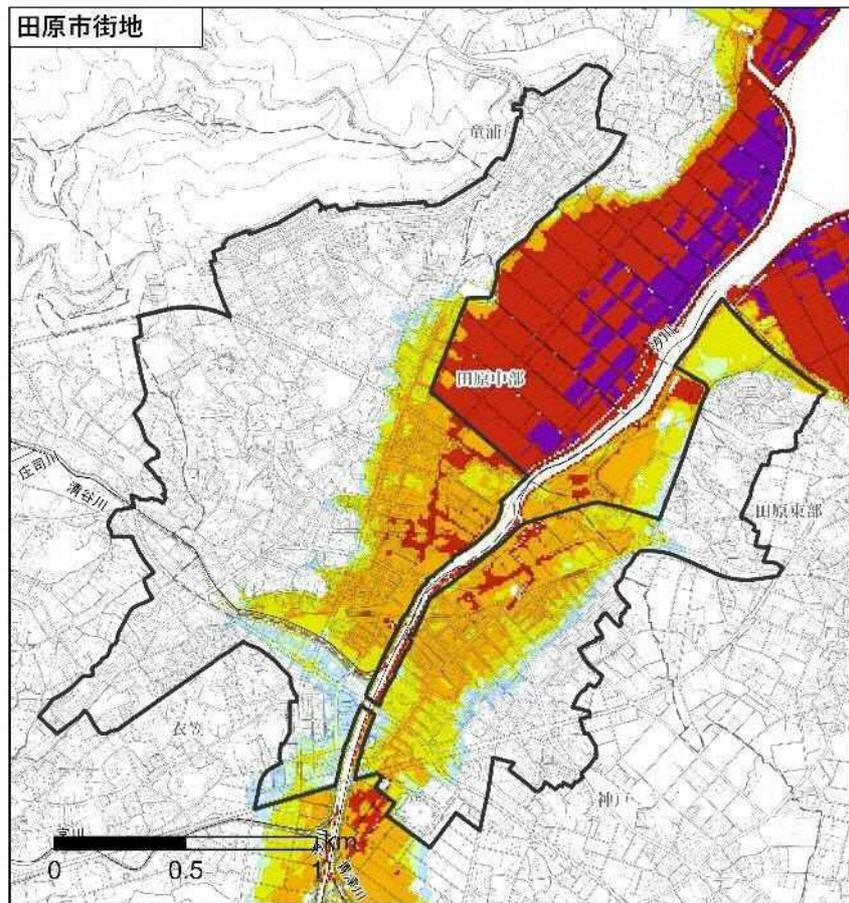


図 11 高潮浸水深(想定最大規模[L2])



- 市街化区域
- 高潮浸水深(想定最大規模[L2])
- 5~10m
- 3~5m
- 2~3m
- 1~2m
- 0.5~1m
- 0.5m未満

图 12 高潮浸水深(想定最大規模[L2])(田原市街地、臨海市街地)

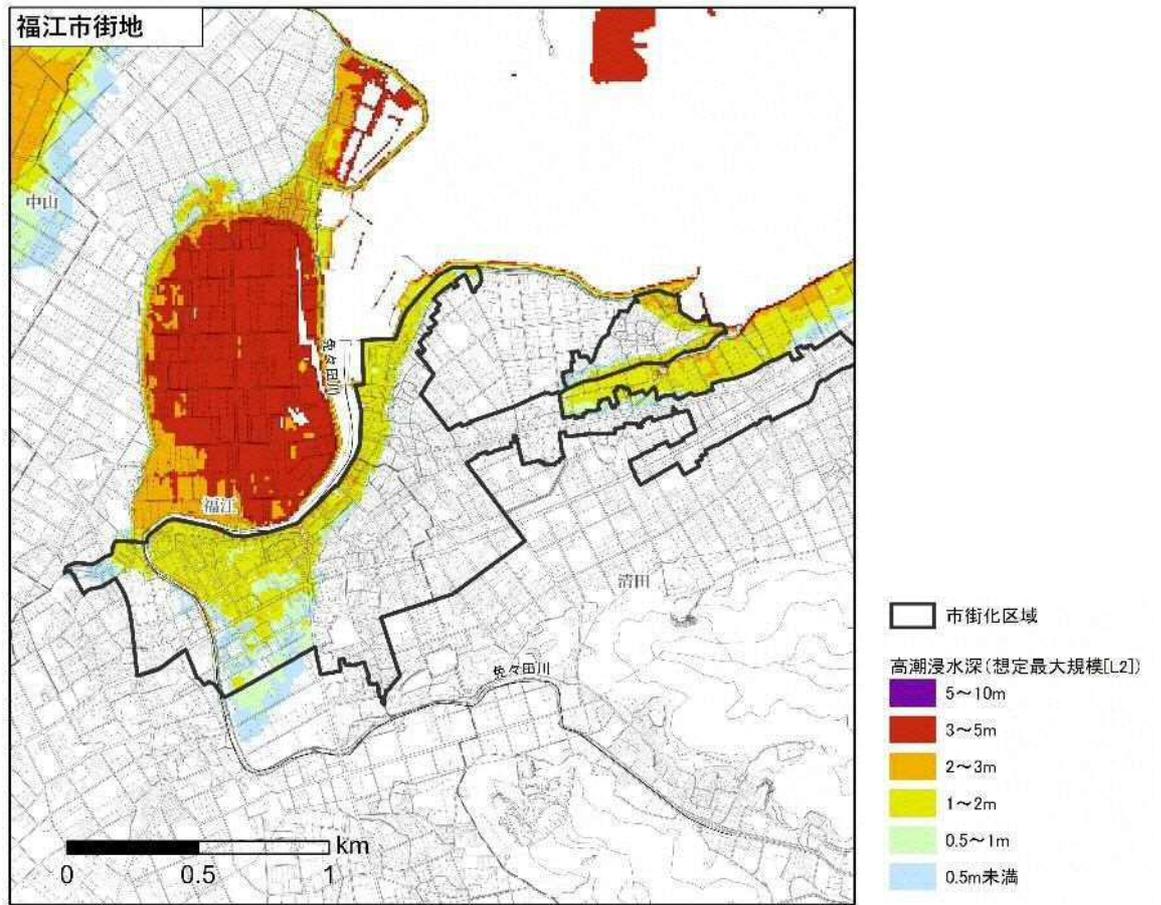


図 13 高潮浸水深(想定最大規模[L2])(福江市街地)

[高潮 浸水深(過去最大規模[L1])]

市街地においては、田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で浸水の被害が想定されています。田原市街地では概ね 1m 未満の浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では 1～2m の浸水が想定されています。臨海市街地では概ね 2m 未満の浸水が想定され、工業専用地域を除く住宅地では概ね 0.5m 未満の浸水が想定されています。福江市街地では概ね 1m 未満の浸水が想定されています。

市街化調整区域においては、三河湾沿岸部に概ね 1m 以上浸水想定が広がっています。田原東部地区、童浦地区、田原中部地区及び泉地区では 3～5m の浸水が想定される箇所があります。

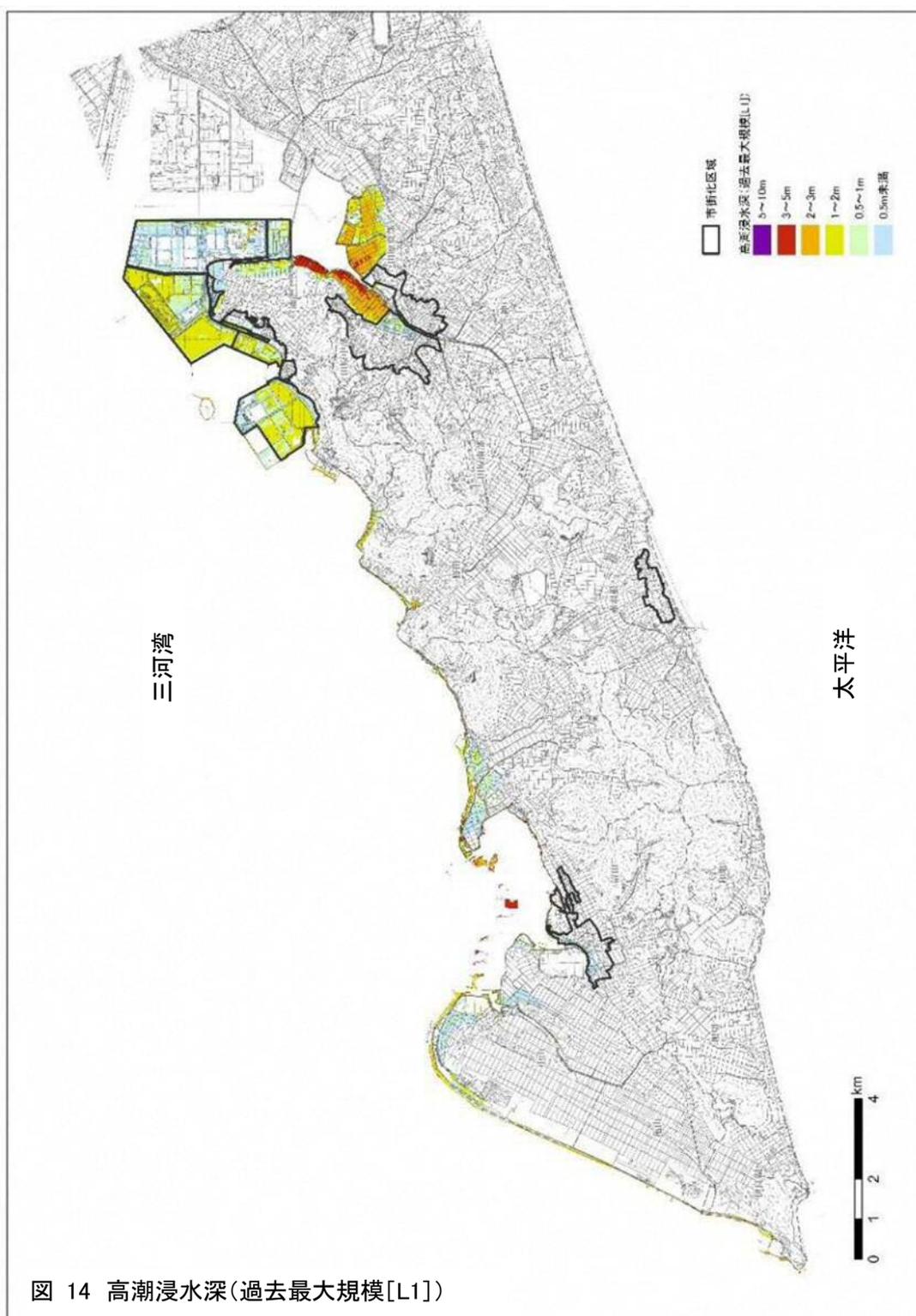


図 14 高潮浸水深(過去最大規模[L1])

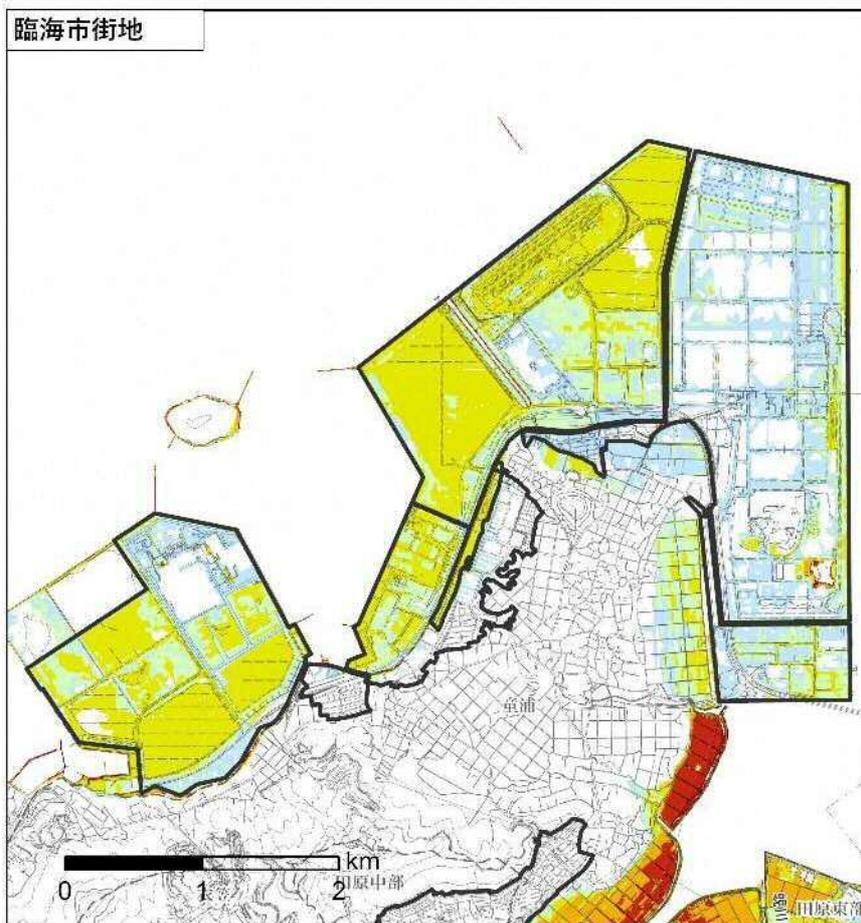
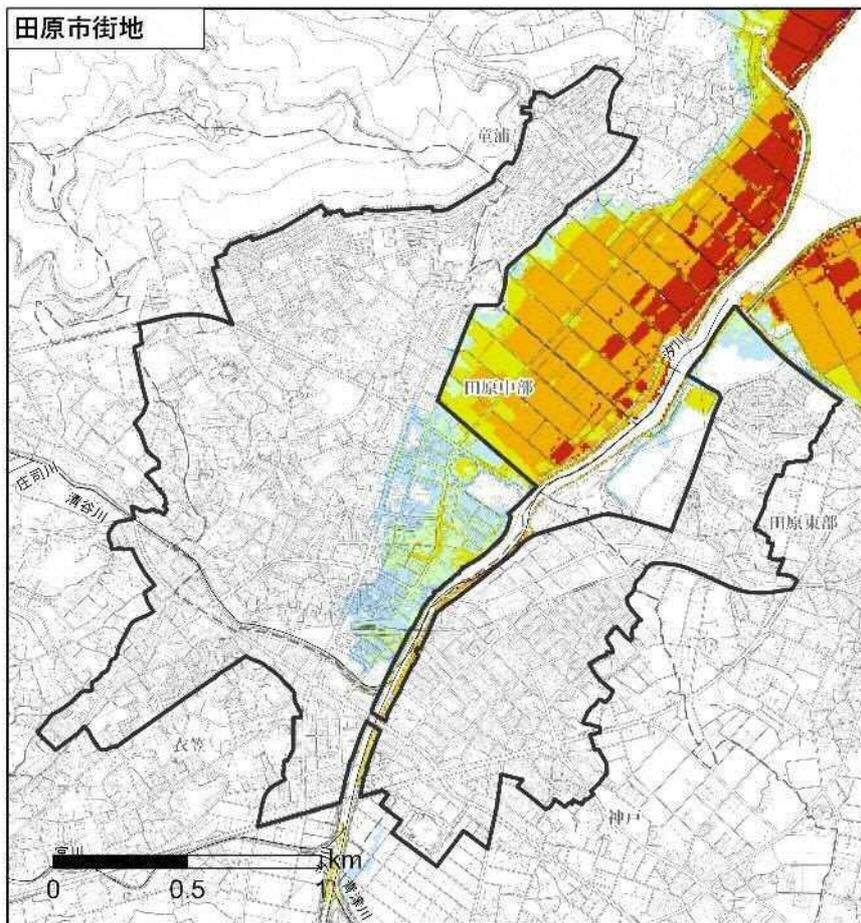


图 15 高潮浸水深(過去最大規模[L1])(田原市街地、臨海市街地)

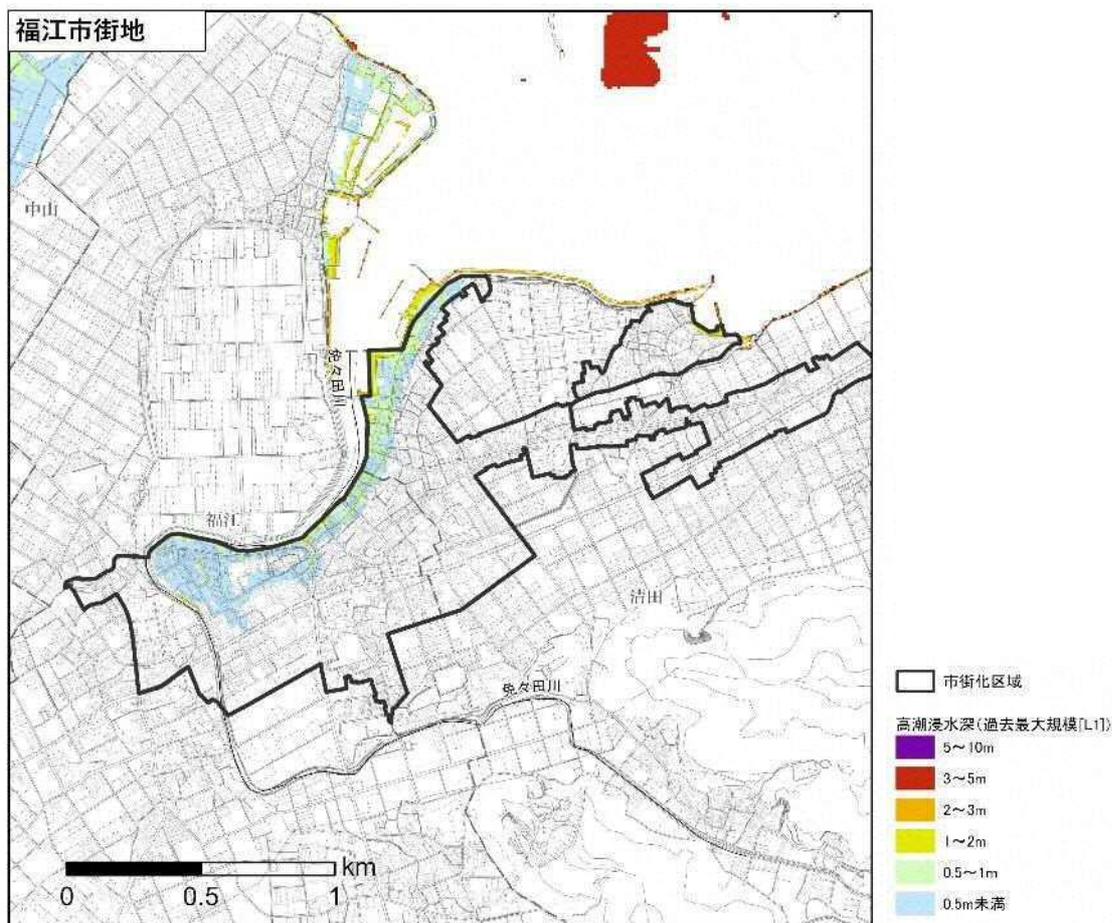


図 16 高潮浸水深(過去最大規模[L1])(福江市街地)

(3) 津波による浸水被害

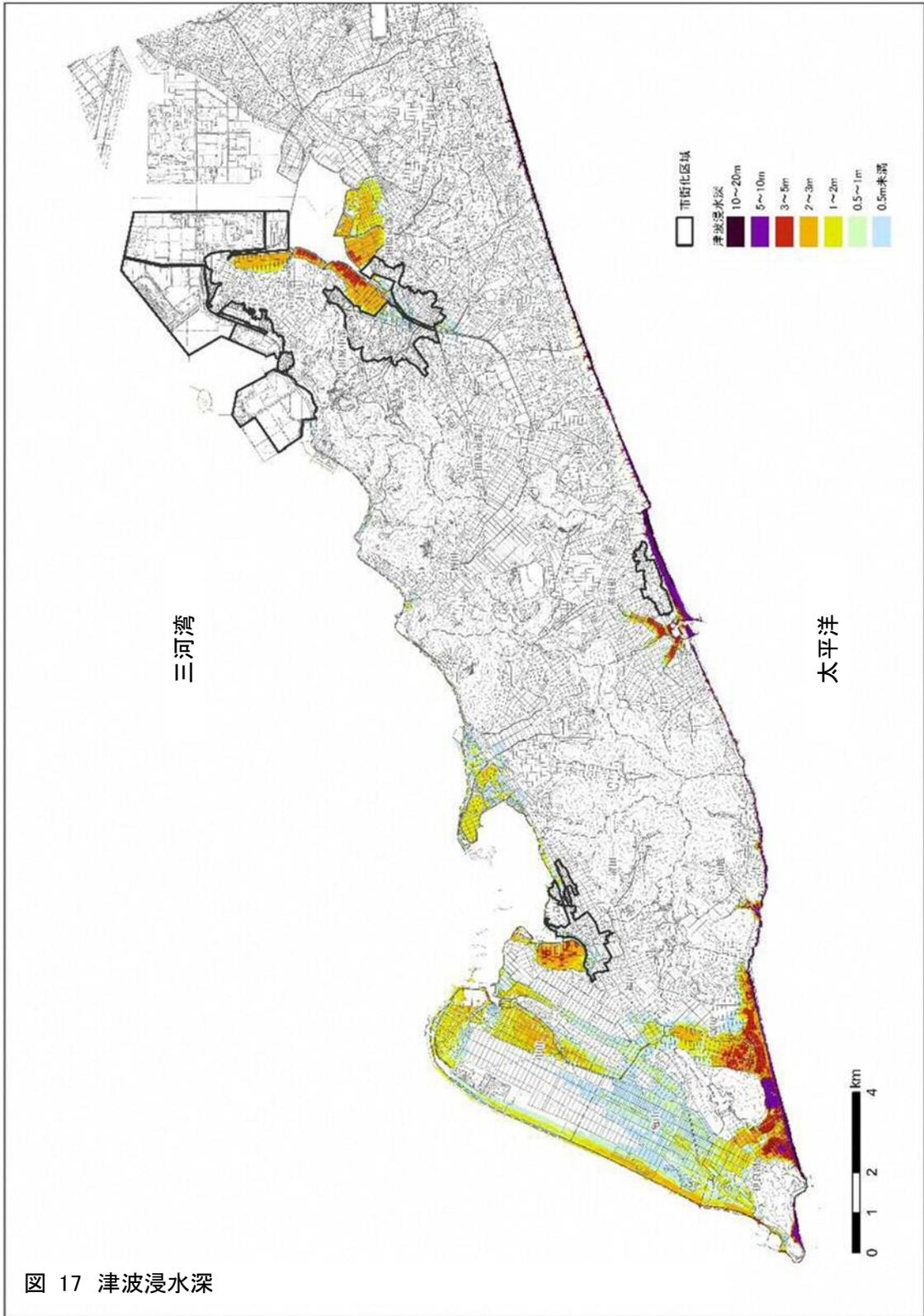
地震により生じる津波被害の予想を用います。

項目	内容
災害の規模	想定最大規模: 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波 〔発生頻度 1,000 年に一度あるいはそれより発生頻度が低いもの〕
災害情報	浸水深
出典	津波災害警戒区域(令和元年 7 月 30 日愛知県指定)

[津波浸水深]

市街地においては、田原市街地及び福江市街地で概ね 1m 未満の浸水の被害が想定されています。

市街化調整区域においては、六連地区から伊良湖地区までの太平洋沿岸部で 10m 以上の浸水が想定される箇所があり、三河湾沿岸部では田原東部地区、童浦地区、伊良湖地区及び福江地区で 3~5m の浸水が想定される箇所があります。また、野田地区、亀山地区、中山地区及び泉地区では 2~3m の浸水が想定される箇所があります。



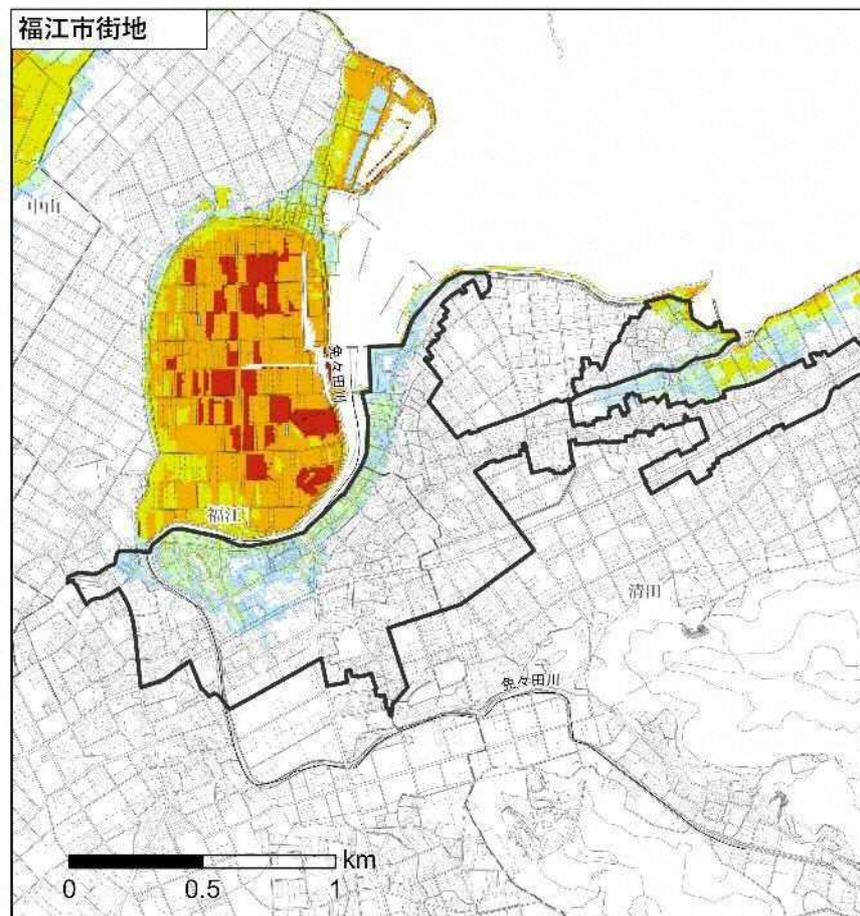
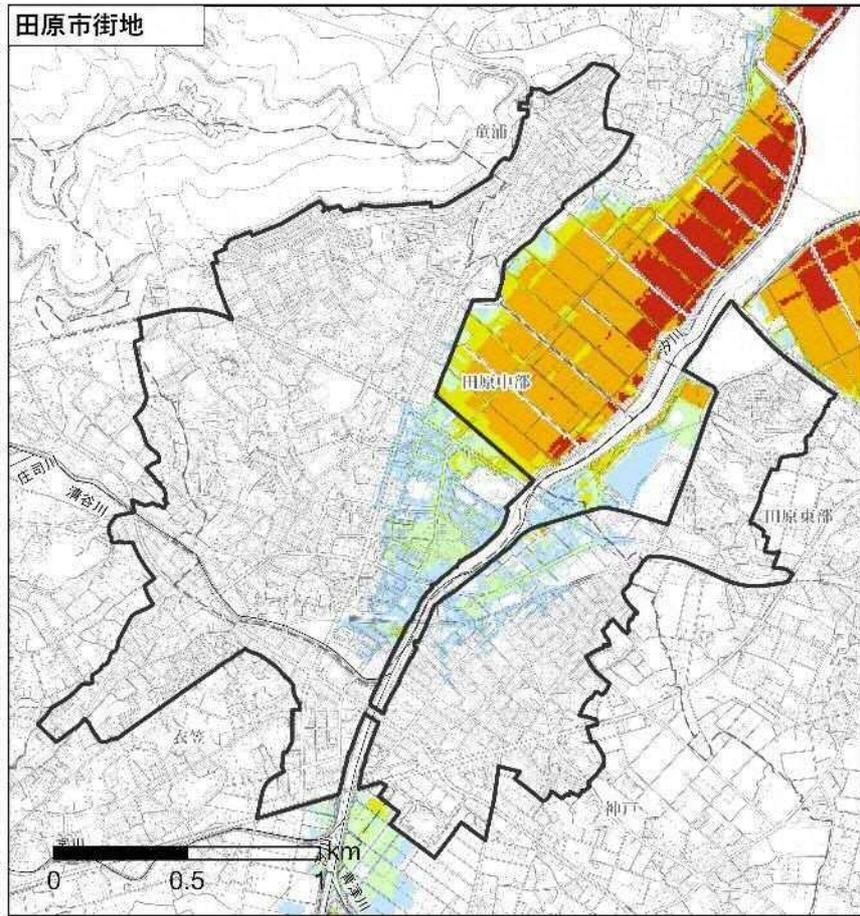


图 18 津波浸水深(田原市街地、福江市街地)

(4) 土砂災害による被害

大雨や地震により、斜面が崩れるなどによる土砂災害について本市で災害の発生が想定される急傾斜地の崩壊と、土石流の被害想定を用います。

項目	内容
土砂災害の種類	急傾斜地の崩壊:大雨や地震等をきっかけに、急な斜面が崩壊する現象 土石流 :大雨に伴い、大量の土砂が激しく流れ出る現象 地すべり :地下水等の影響により、土地の一部が滑る現象 (本市において、該当地区なし)
出典	土砂災害警戒区域、特別警戒区域(愛知県指定(令和5年3月時点))

(土砂災害警戒区域及び土砂災害の種類)

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。



図 19 土砂災害の種類

※市街地において、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流が指定されている区域については、現計画においてすでに居住誘導区域から除外しています。

[土砂災害警戒区域、特別警戒区域]

田原市街地には、急傾斜地の崩壊が想定される土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、土石流が想定される土砂災害警戒区域があります。臨海市街地と福江市街地には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。

市街化調整区域においては、田原南部地区、野田地区、和地地区、伊良湖地区及び清田地区で特に土砂災害のおそれがあります。

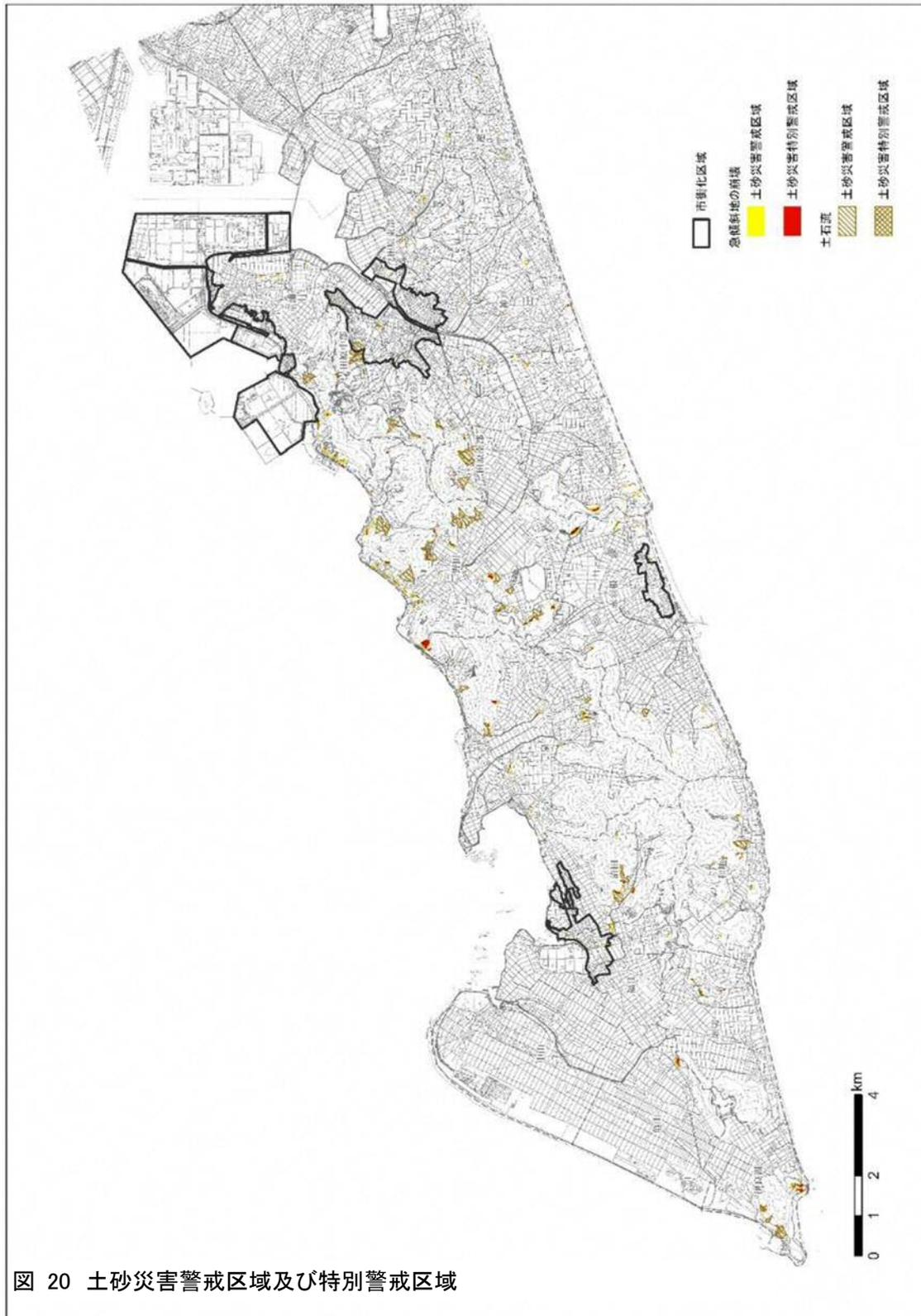
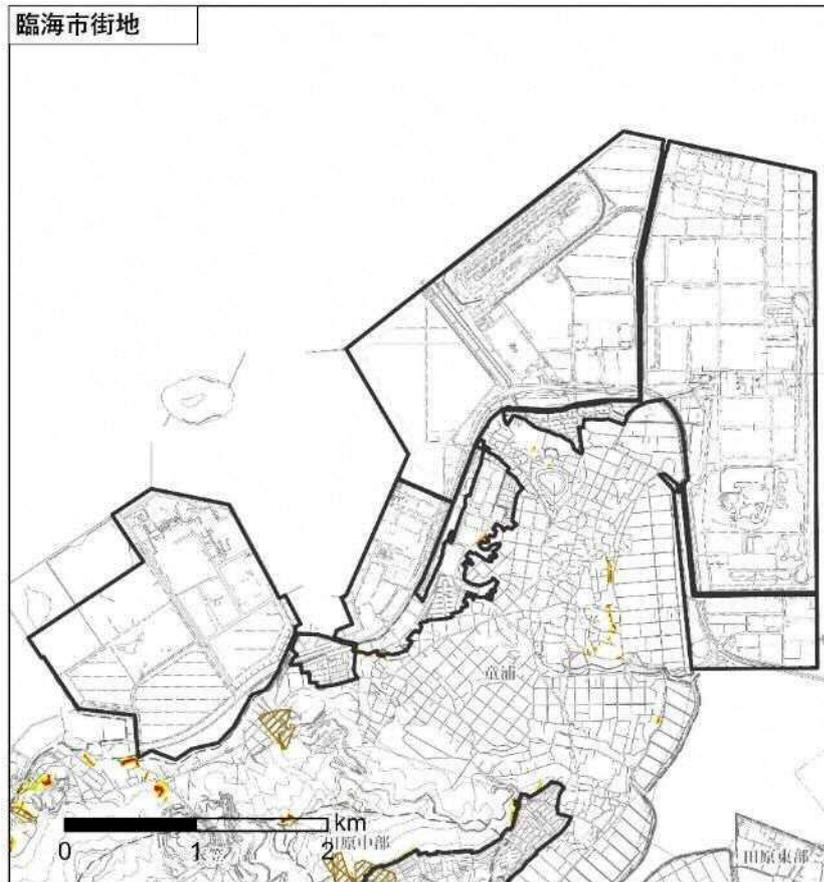
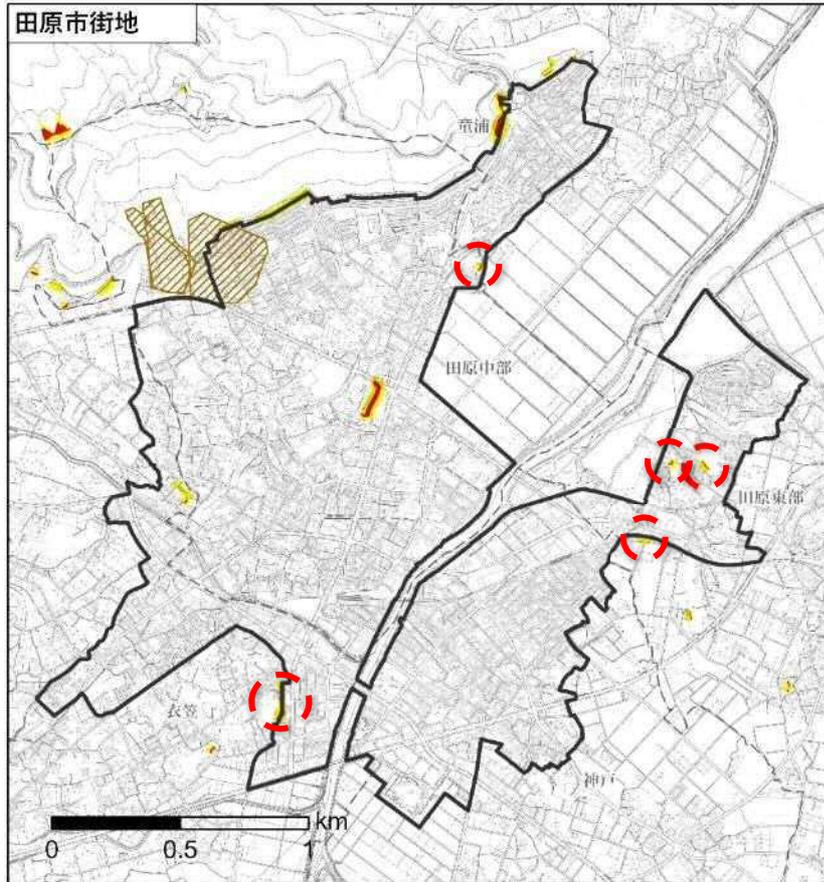


図 20 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域



- 市街化区域
- 急傾斜地の崩壊
 - 土砂災害警戒区域
 - 土砂災害特別警戒区域
- 土石流
 - ▨ 土砂災害警戒区域
 - ▨ 土砂災害特別警戒区域

图 21 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域(田原市街地、臨海市街地)

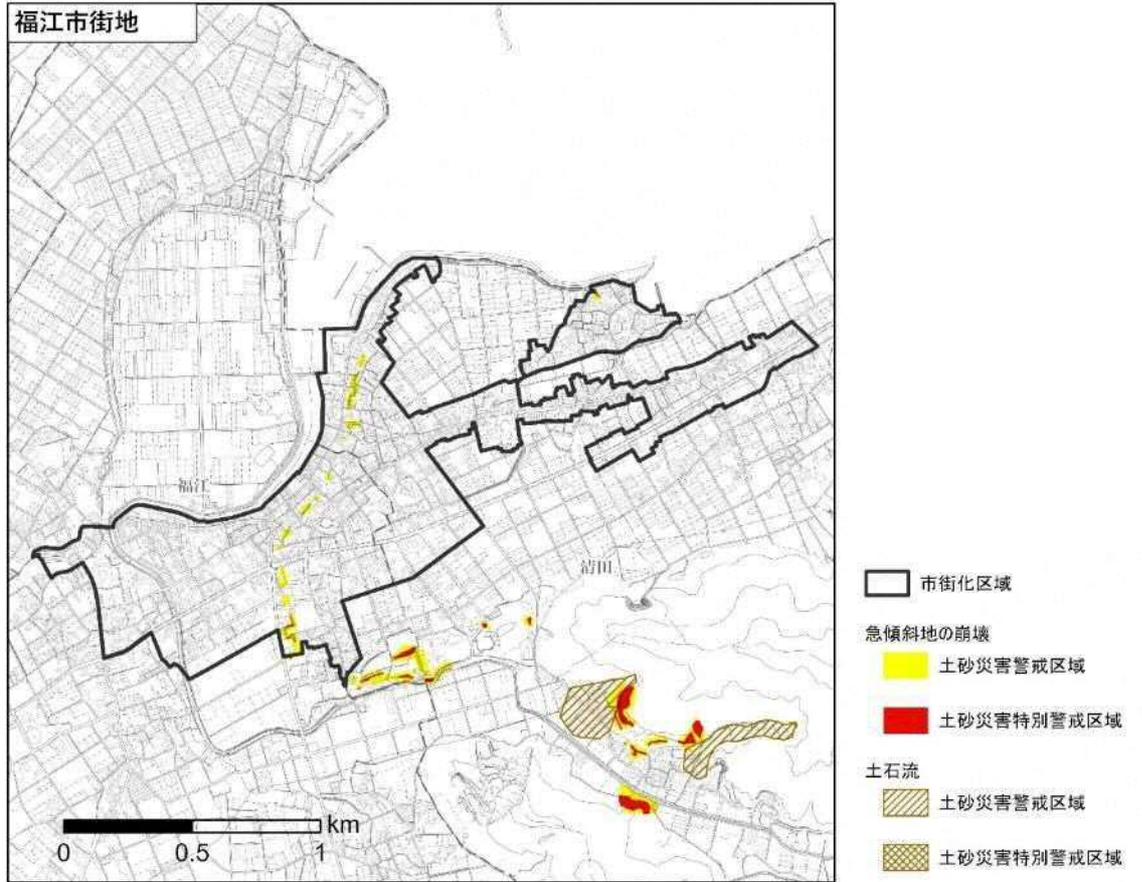


图 22 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域(福江市街地)

2 災害を被る都市の情報

災害ハザードによる影響を被る都市の情報として、以下を用います。

項目	内容
人口	人口分布(令和2年国勢調査による小地域人口を建物等が存在する100mメッシュに按分して算出) 要援護者割合(令和2年国勢調査結果及び将来人口(R17時点推計)を基に算定)
指定緊急避難場所と福祉施設	地域防災計画で指定している避難場所(河川を考慮した距離圏及び収容可能人員) 地域包括支援センター、高齢者福祉施設(通所介護、認知症対応型共同生活介護)
建築物[階数] (市街化区域内)	建物の立地状況[階数](都市計画基礎調査 ※市街化区域のみ)

(災害時要援護者人口)

- 人的被害を受けるおそれが高いと考えられる高齢者、乳幼児、妊婦、障がい者で、以下により推計

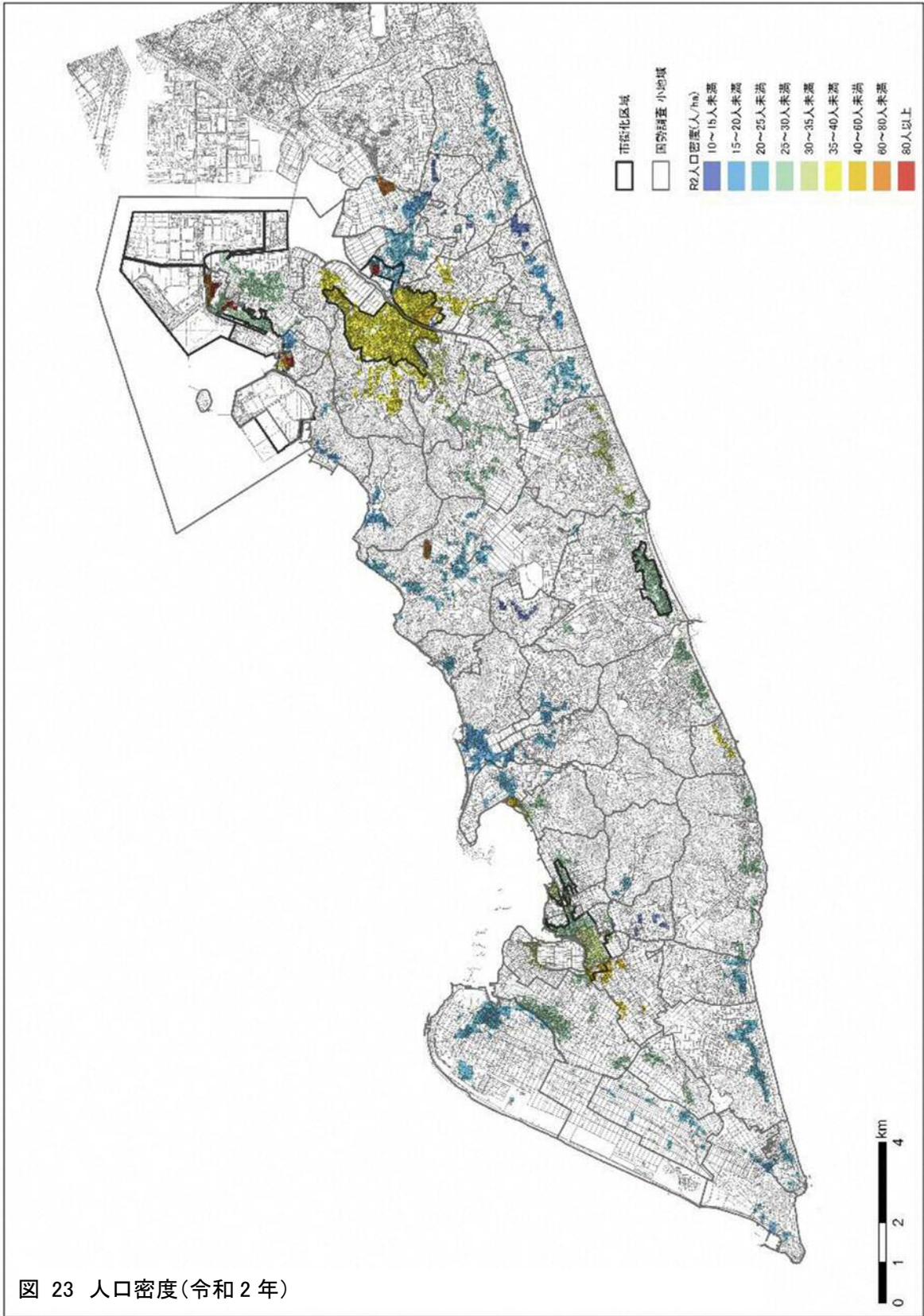
高齢者 = [65歳以上人口]

乳幼児 = [0~4歳人口] + [5~9歳人口] × 2/5)

妊婦 = [0~4歳人口] × 1/5 × 1/4)

障がい者 = ([65歳未満人口] - [乳幼児] - [妊婦]) × 4%

出典：国土交通省水管理局・国土保全局「水害被害指標分析の手引き（H25 試行版）」



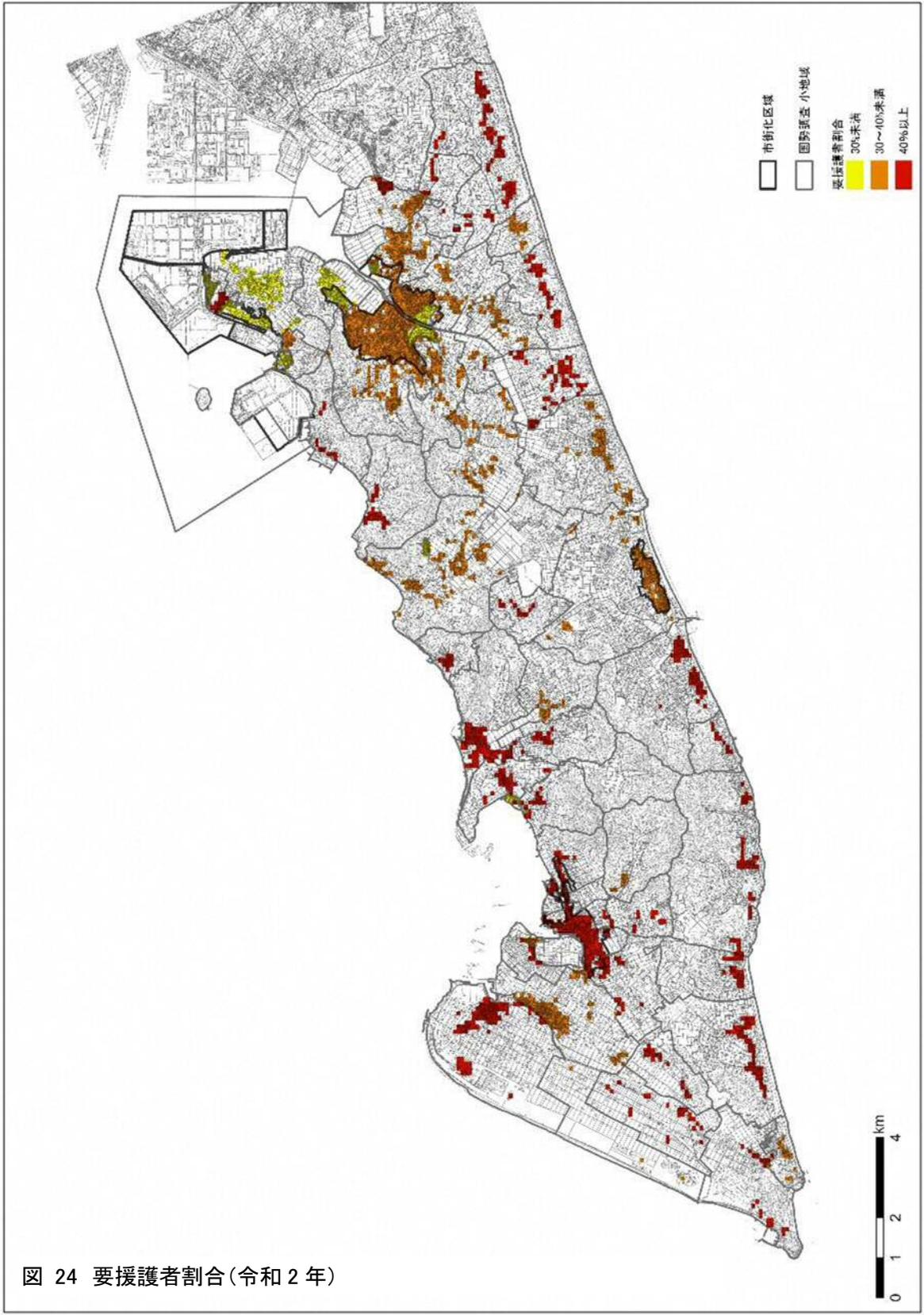


図 24 要援護者割合(令和 2 年)

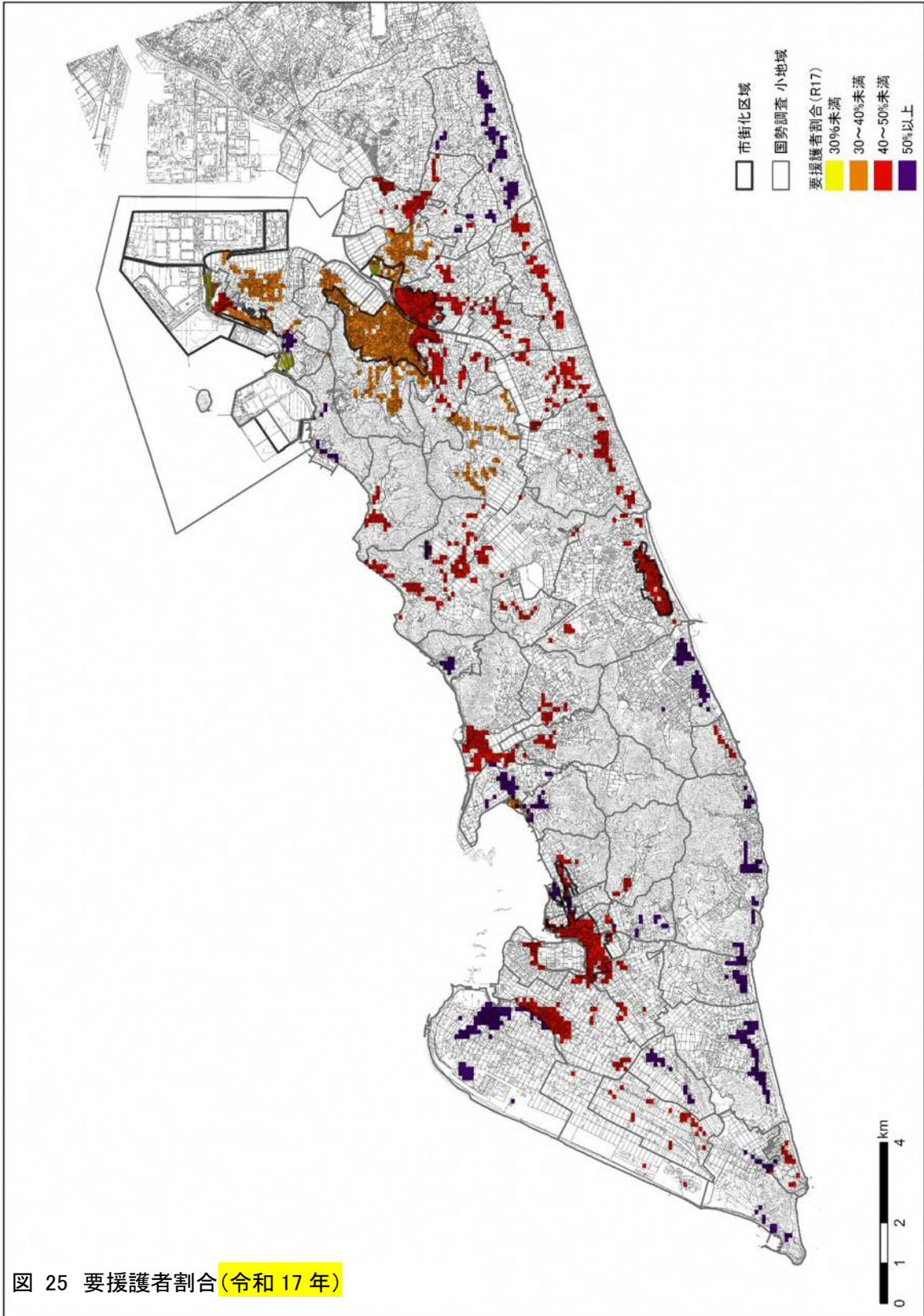


図 25 要援護者割合(令和 17 年)

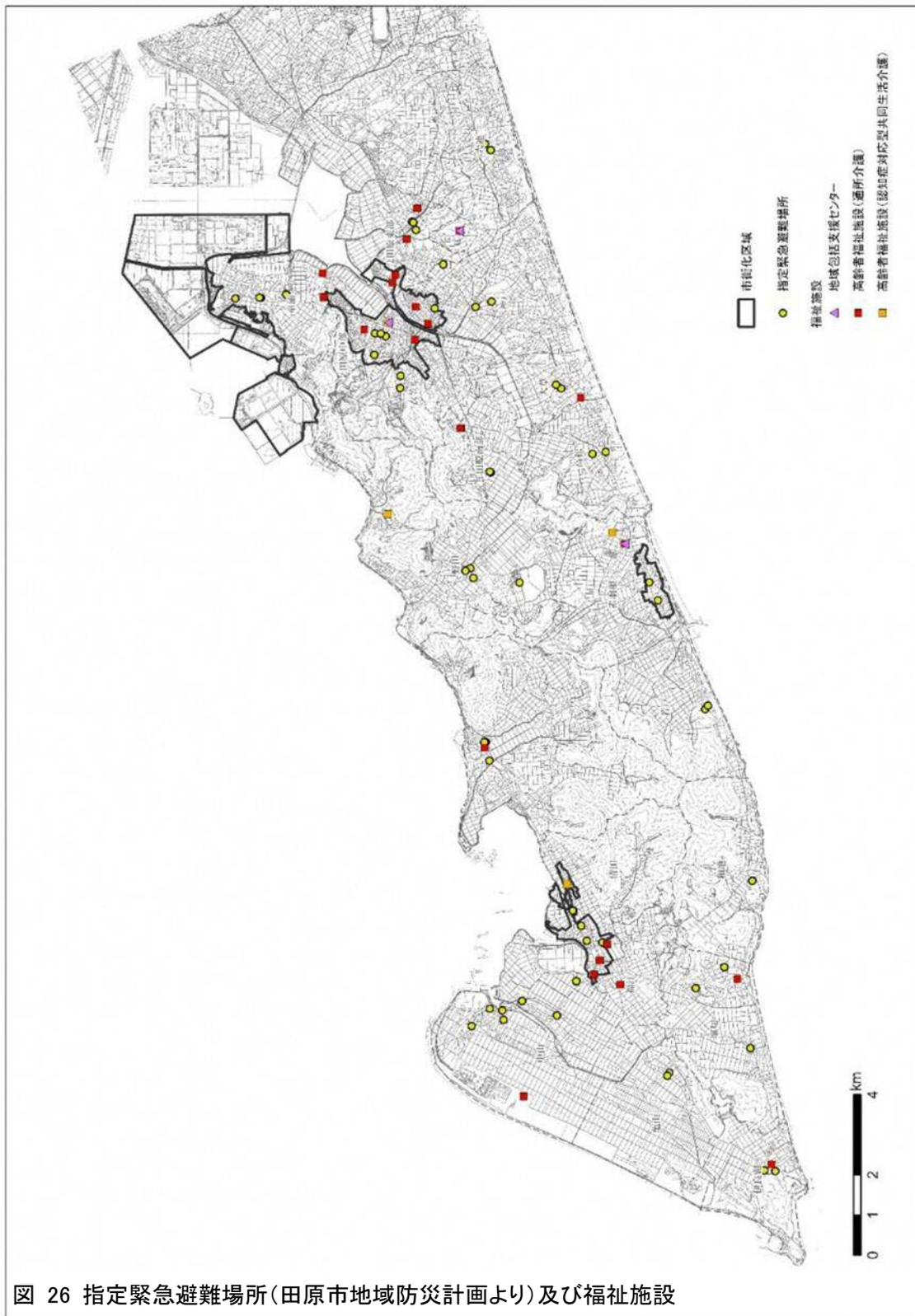
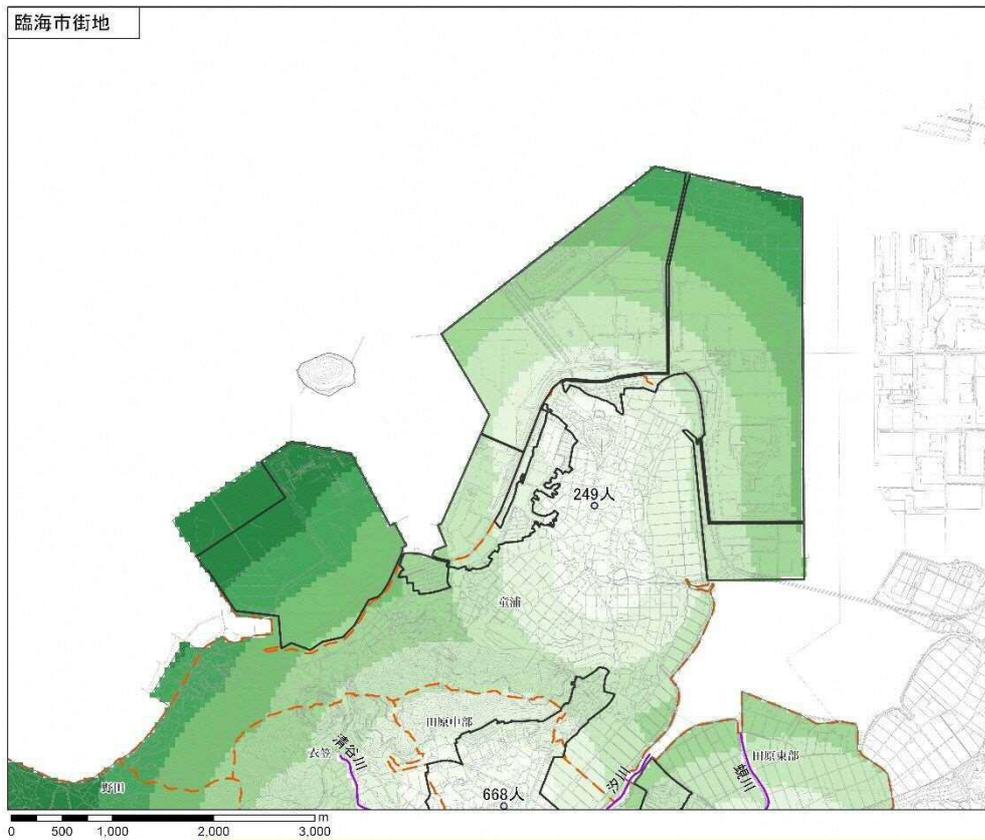
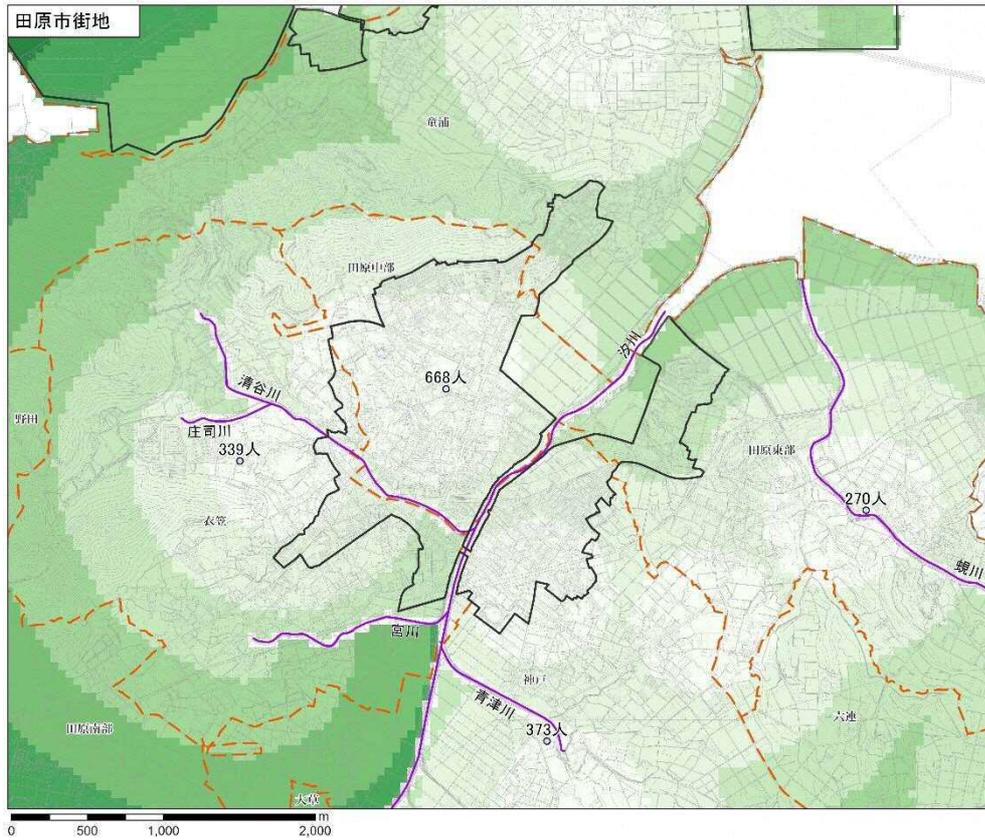


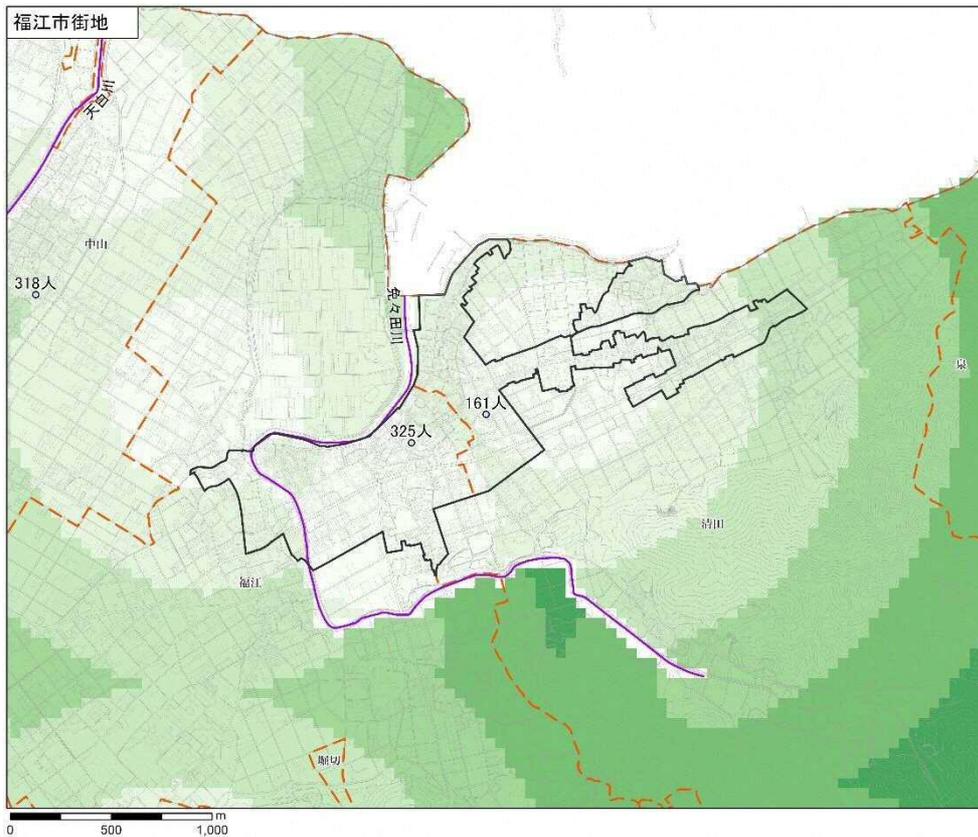
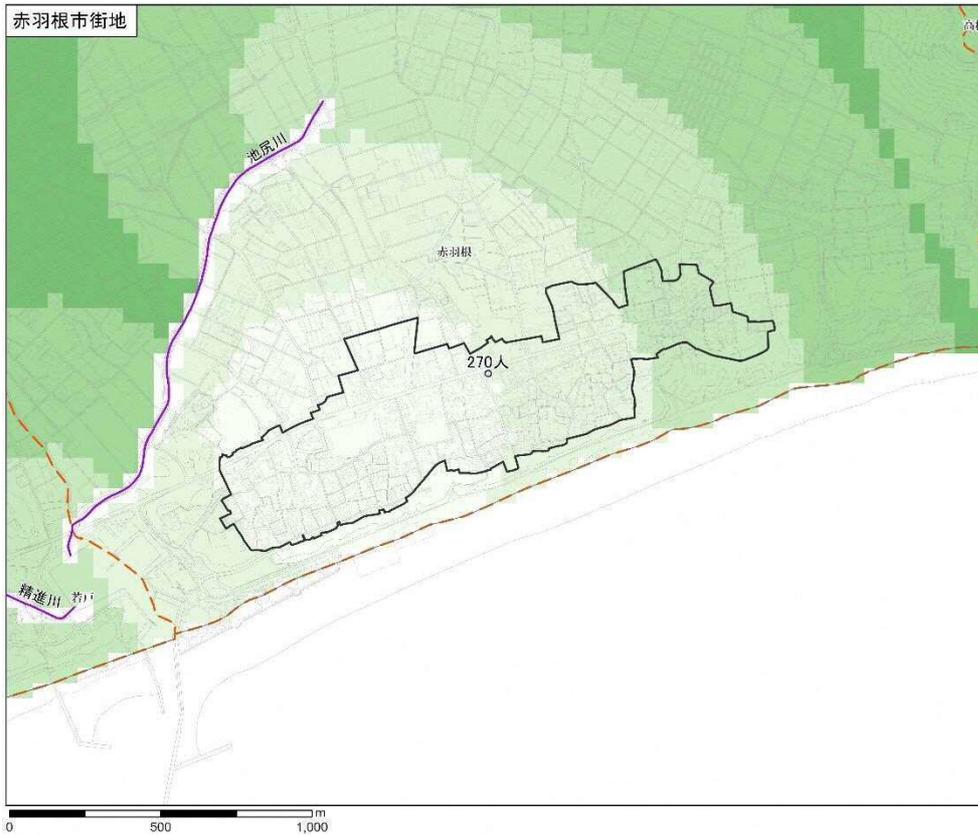
図 26 指定緊急避難場所(田原市地域防災計画より)及び福祉施設



- 指定緊急避難場所（洪水）
- 指定緊急避難場所までの距離※
- ～0.5km未満
- ～1km未満
- ～1.5km未満
- ～2km未満
- ～2.5km未満
- ～3km未満
- ～4km未満
- コミュニティ協議会（旧小学校区）

※ 距離は氾濫河川を迂回する直線距離である
 ※ 図中の人数は、各施設の収容可能人員である

図 27 指定緊急避難場所（洪水）への距離及び収容可能人員（田原市街地、臨海市街地）

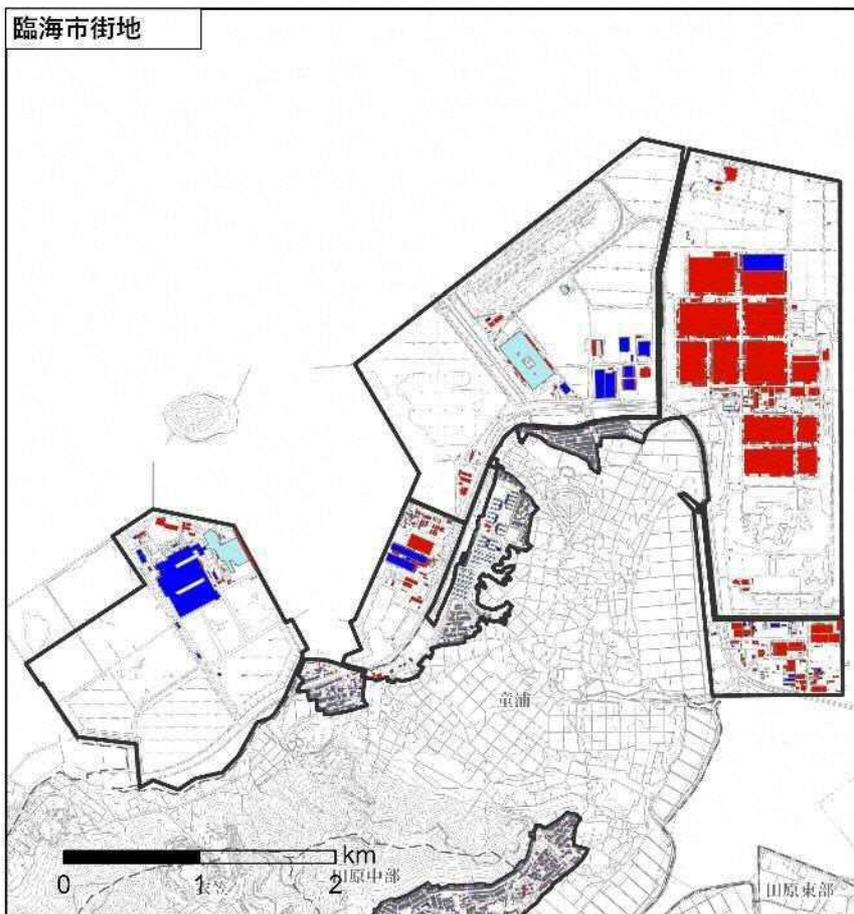
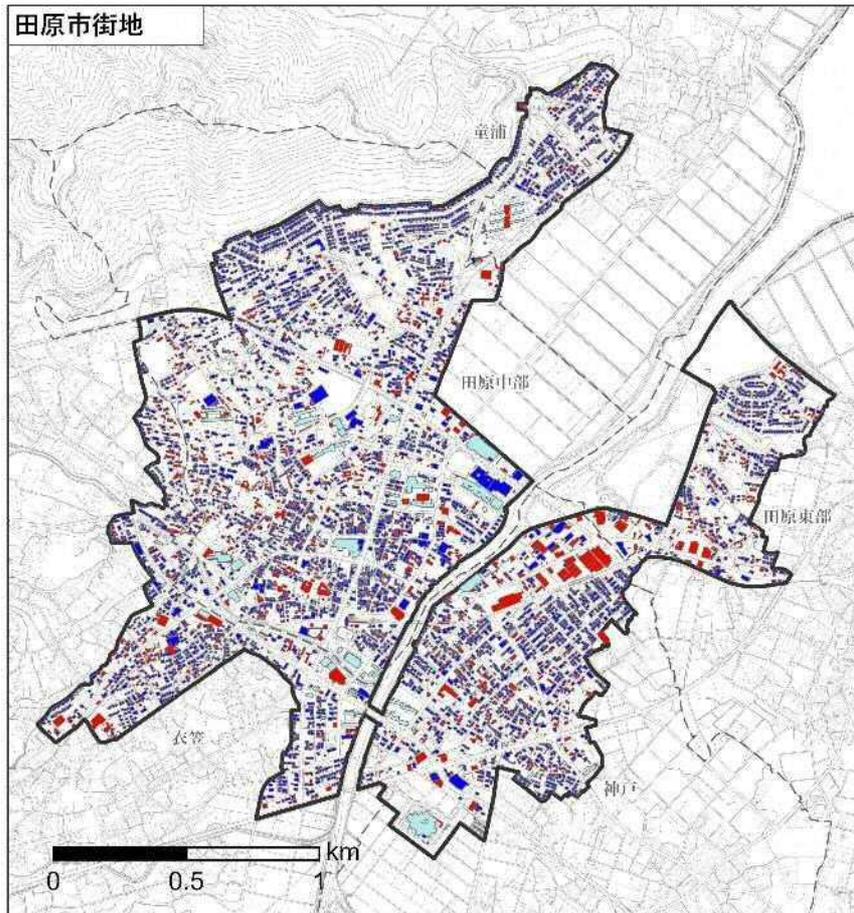


- 指定緊急避難場所（洪水）
- 指定緊急避難場所までの距離※
- ～0.5km未満
- ～1km未満
- ～1.5km未満
- ～2km未満
- ～2.5km未満
- ～3km未満
- ～4km未満
- コミュニティ協議会（旧小学校区）

※ 距離は氾濫河川を迂回する直線距離である

※ 図中の人数は、各施設の収容可能人員である

図 28 指定緊急避難場所（洪水）への距離及び収容可能人員（赤羽根市街地、福江市街地）



- 階数
- 1階
 - 2階
 - 3階以上

図 29 建物階数(田原市街地、臨海市街地)

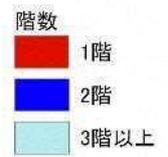
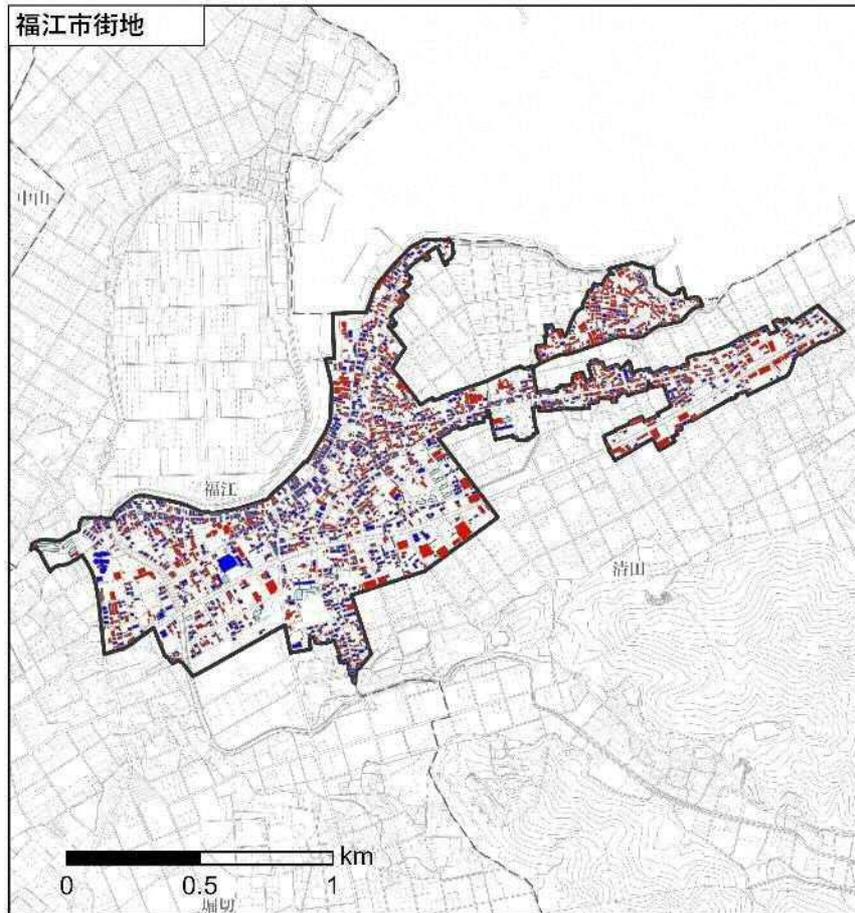
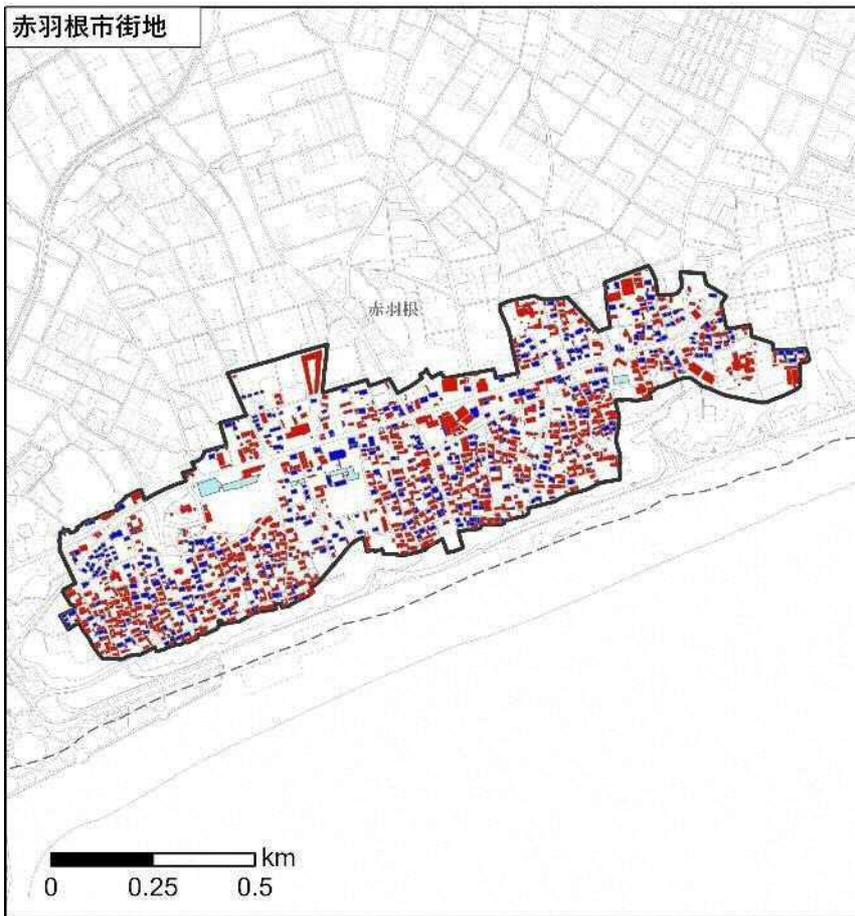


图 30 建物階数(赤羽根市街地、福江市街地)

3 災害リスクの分析

(1) 災害リスク分析の視点

災害ハザードの情報と都市の情報を重ね合わせ、下記の視点から分析を行い災害による影響が大きい課題のある地区を確認します。

視点	内容
①人口密度	人口密度を踏まえた災害の状況を確認します。
②要援護者割合	災害時要援護者の割合を踏まえた災害の状況を確認します。 (令和 17 年時点の状況確認を追加)
③指定緊急避難場所と福祉施設	指定緊急避難場所(田原市地域防災計画)と福祉施設の地域包括支援センター、高齢者福祉施設(通所介護、認知症対応型共同生活介護)の災害の状況を確認します。
④垂直避難することが出来るか	洪水等により市街地の浸水が想定される際に、建物内で一時的に浸水しない階等に垂直避難することが出来るか建物の分布状況にて確認します。 また、垂直避難が困難な建物について当該建物の居住者数を踏まえた、指定緊急避難場所への避難に関して確認します。

(着目する浸水深)

- ・ 浸水深については、2階部分が浸水する可能性が高まる「浸水深 3m 以上」と、床上浸水のおそれがある「浸水深 0.5m 以上」に着目します。
- ・ ただし、津波浸水については東日本大震災での被害状況や国の被害想定手法を踏まえ、家屋への影響が多くなる「浸水深 2m 以上」と、人的被害が生じ始める「浸水深 0.3m 以上」に着目します。



図 一般的な住宅外観と浸水深の関係 出典:「水害ハザードマップ作成の手引き」(国土交通省)から抜粋した図を一部加工

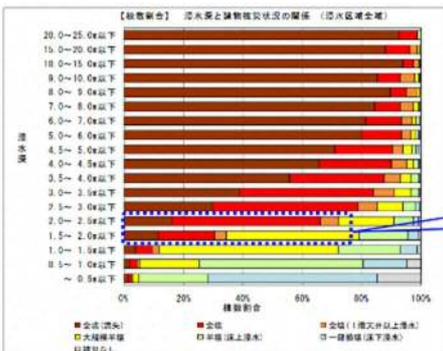


図 浸水深と建物被災状況の関係

出典:国土交通省、東日本大震災による被災現況調査結果(第1次報告)

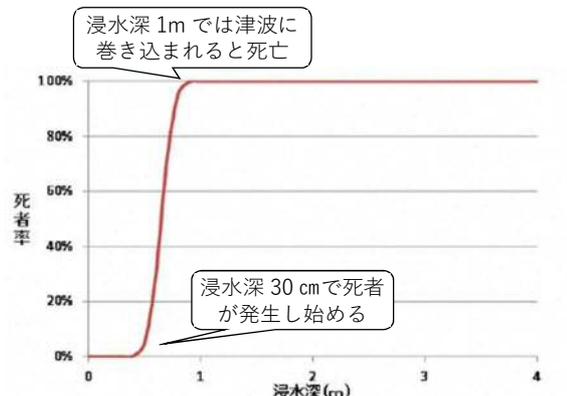


図 浸水深別の死者率関数

出典:内閣府、南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要

(2) 災害リスクの評価

① 人口密度を踏まえた災害状況

[洪水 浸水深(想定最大規模[L2])×人口密度]

2 階部分が浸水するおそれのある浸水深 3m 以上が想定されている箇所は、市街化区域において該当はありません。市街化調整区域においては、神戸地区、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区、赤羽根地区及び若戸地区に浸水深 3m 以上の浸水が想定される箇所があります。

田原市街地、福江市街地で浸水(想定最大規模[L2])が想定されている範囲の人口密度は、概ね 30~40 人/ha となっています。人口密度が 40 人/ha 以上となる田原市街地の東赤石や福江市街地の保美町では、浸水深が 3m 未満と想定されています。また、市街化調整区域では、人口密度 30~40 人/ha の高松地区、人口密度 20~30 人/ha の野田地区及び中山地区、人口密度 20 人/ha 未満の田原東部地区及び泉地区において、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。

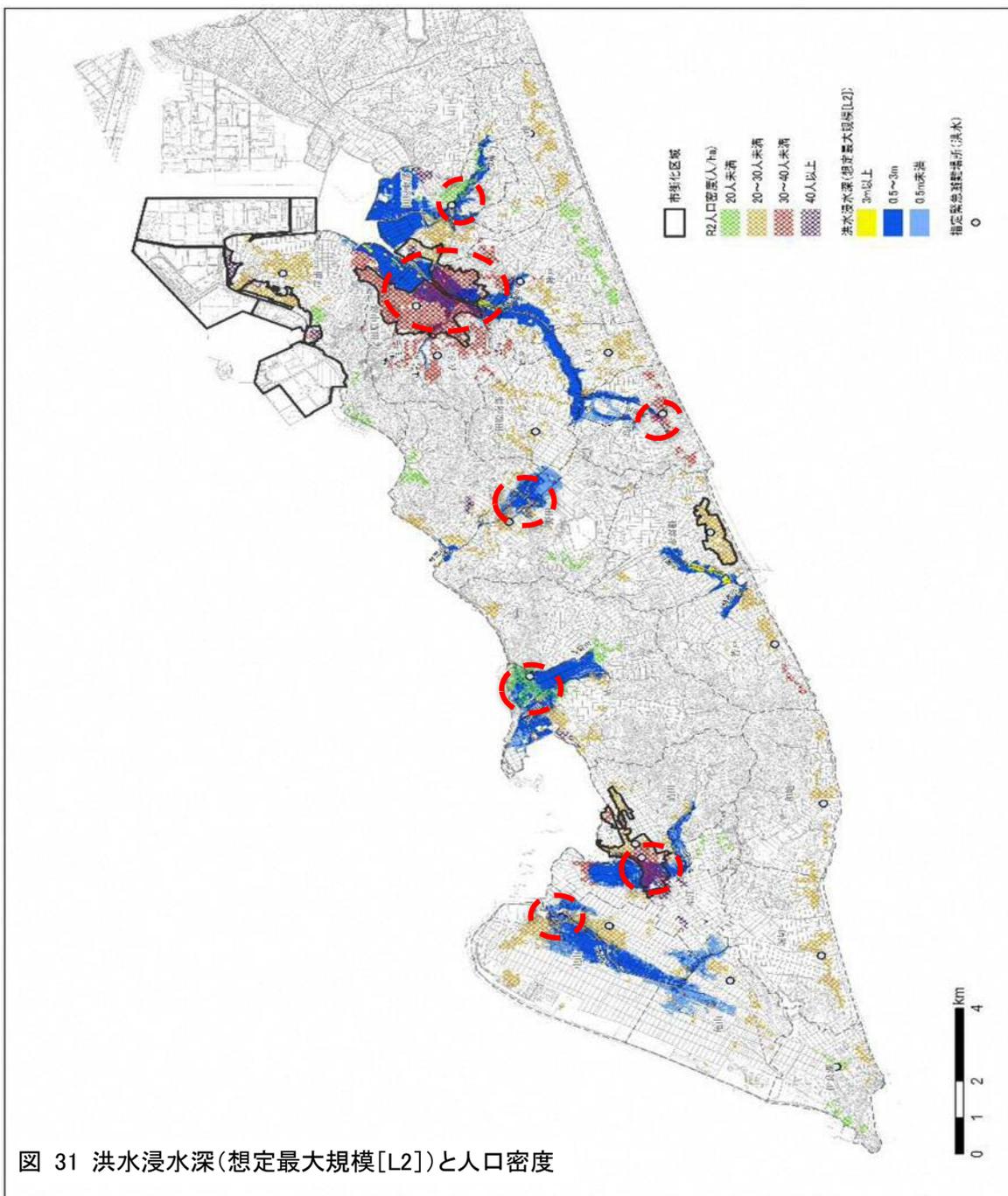


図 31 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と人口密度

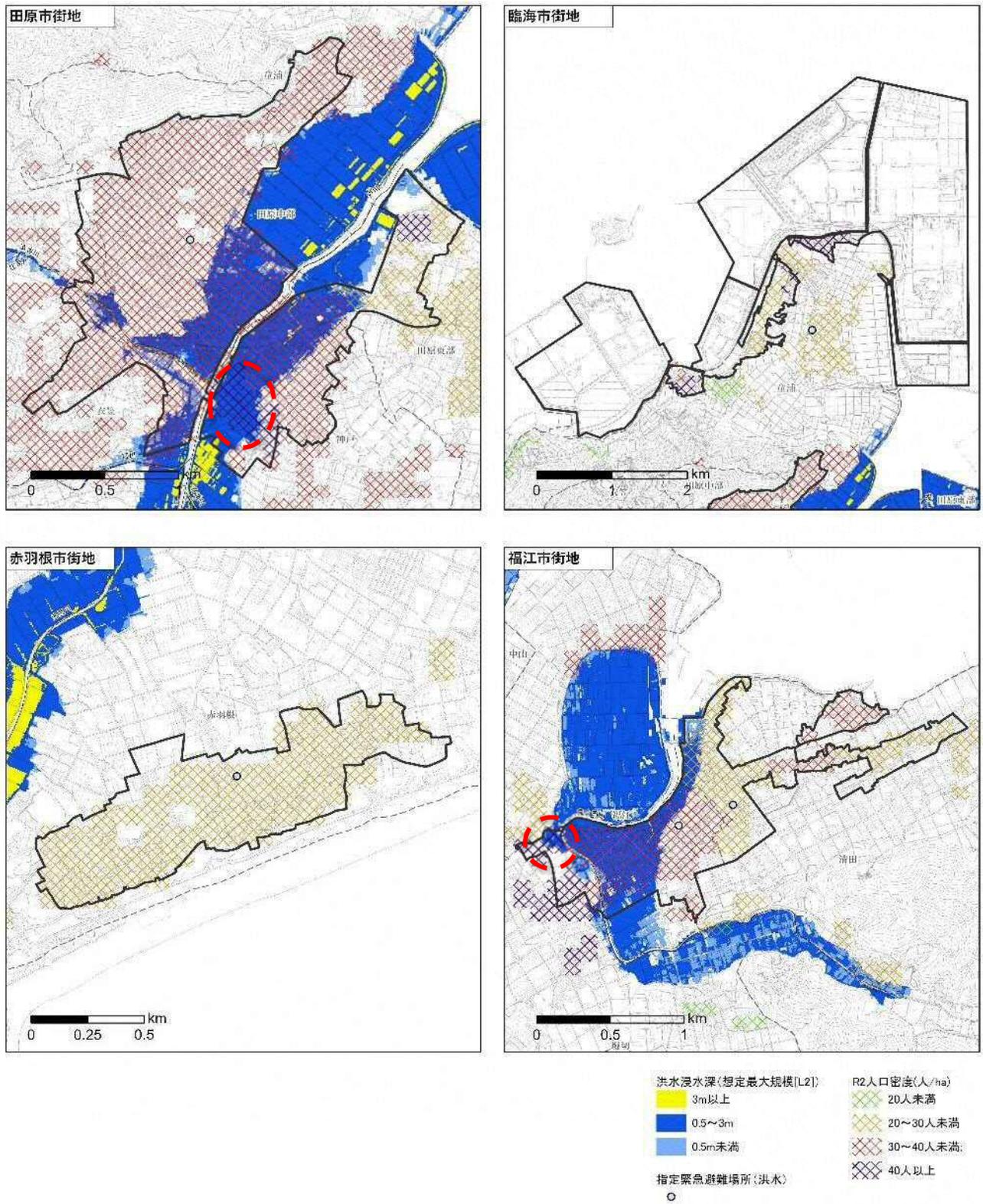


図 32 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と人口密度 市街地拡大図

[洪水 浸水深(計画規模[L1])×人口密度]

2 階部分が浸水するおそれのある浸水深 3m 以上が想定されている地区は、市街化区域、市街化調整区域とも該当はありません。

人口密度が 30～40 人/ha となる田原市街地及び福江市街地の一部で、浸水深(計画規模[L1])が概ね 3m 未満が想定されています。また、市街化調整区域において、田原東部地区の人口密度 20 人/ha 未満の箇所、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。

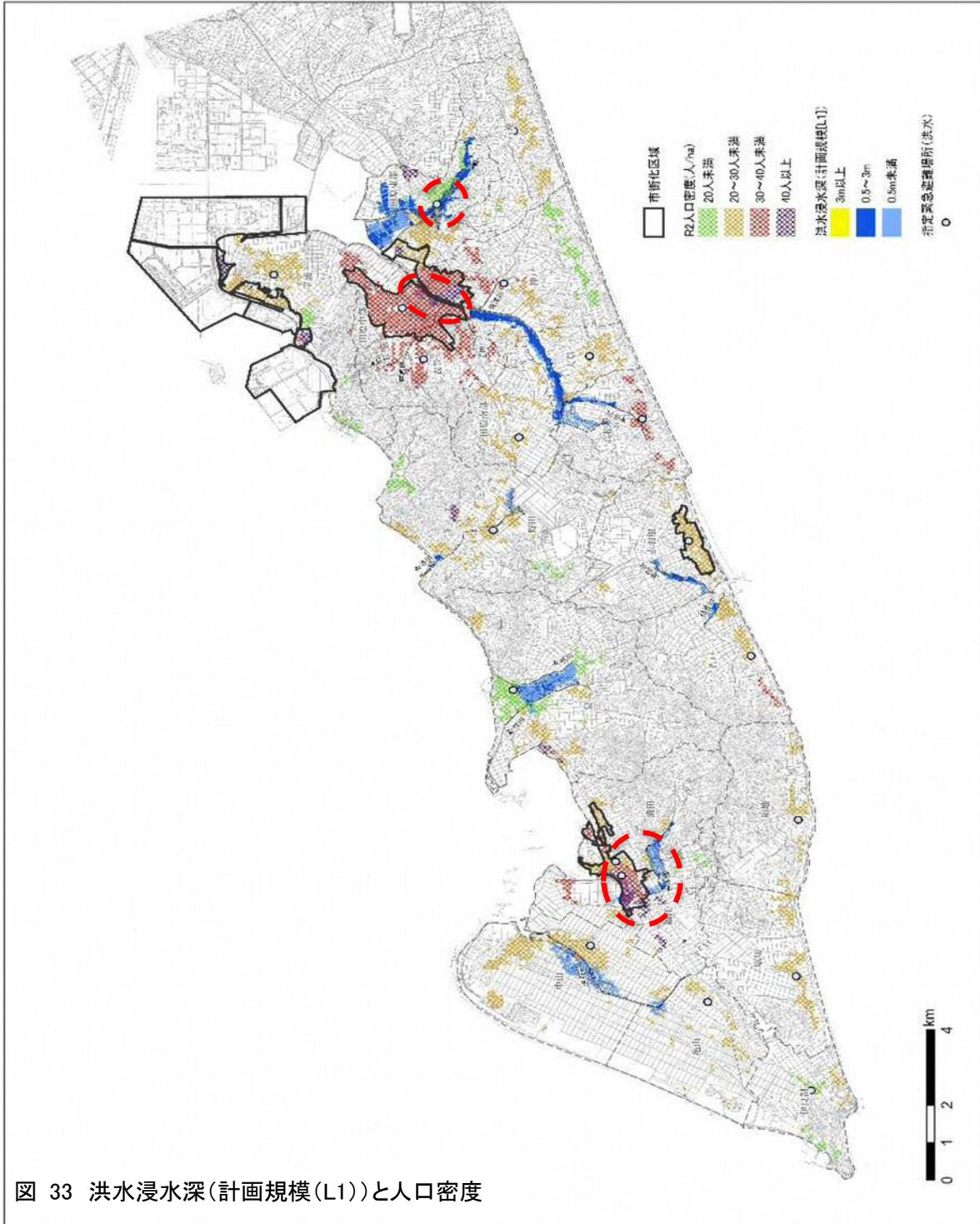


図 33 洪水浸水深(計画規模(L1))と人口密度

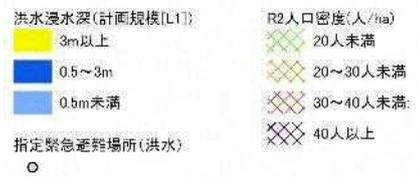
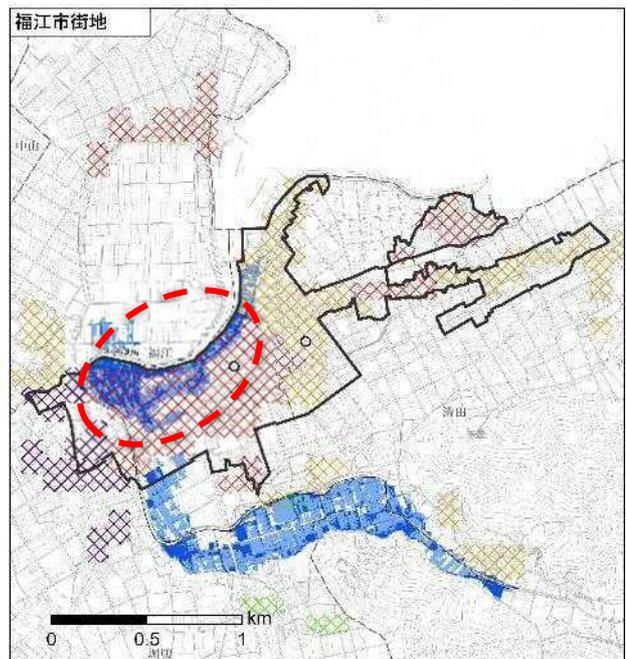
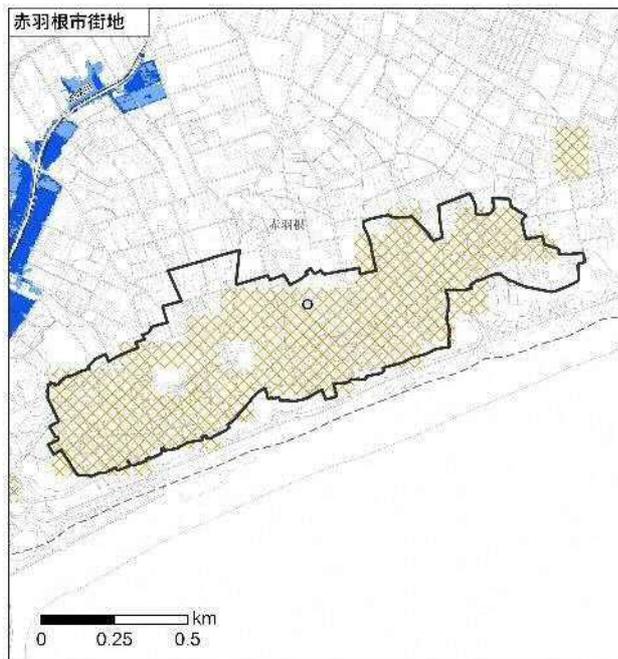
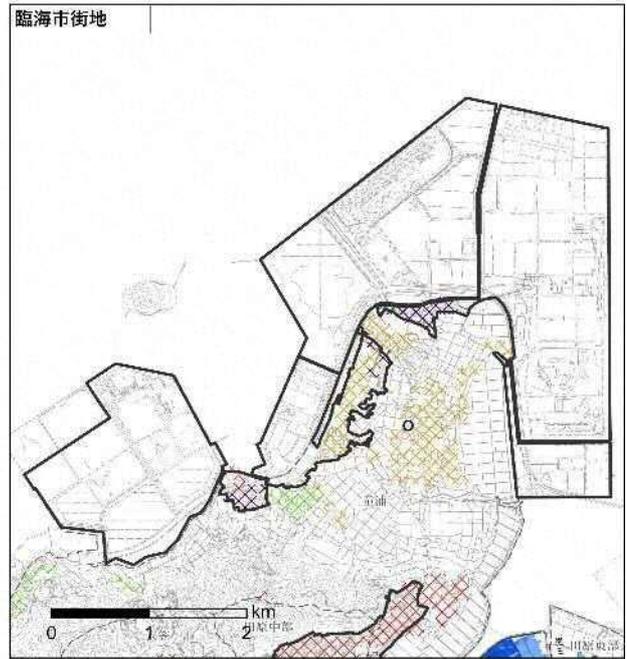
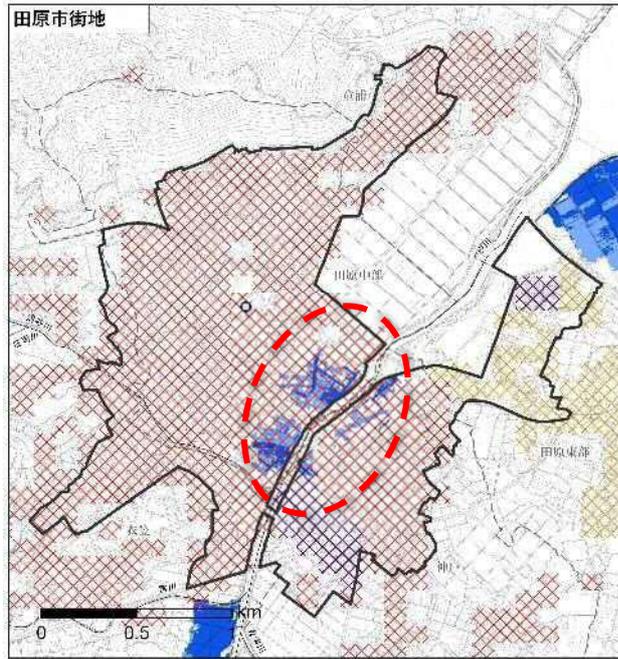


図 34 洪水浸水深(計画規模[L1])と人口密度 市街地拡大図

[洪水 浸水継続時間(想定最大規模[L2]) × 人口密度]

浸水継続時間が長引くと、ライフラインが途絶えるなど生活が困難となるおそれがあります。なお、一般的に備蓄品は災害発生時から 72 時間分を用意することが望ましいとされていますが、本市においては浸水継続時間が 72 時間を超える箇所は存在しません。

田原市街地及び福江市街地で浸水継続が想定されている範囲の人口密度は、概ね 30～40 人/ha となっています。人口密度が 40 人/ha 以上となる田原市街地の東赤石では、浸水継続時間が 12 時間未満と想定されており、同じく人口密度 40 人/ha 以上となる福江市街地の保美町の一部では、浸水継続時間が 24 時間以上と想定されています。また、市街化調整区域では、野田地区及び中山地区の人口密度 20～30 人/ha の箇所、田原東部地区及び泉地区の人口密度 20 人/ha 未満の箇所において、浸水継続時間が概ね 24 時間未満と想定されています。

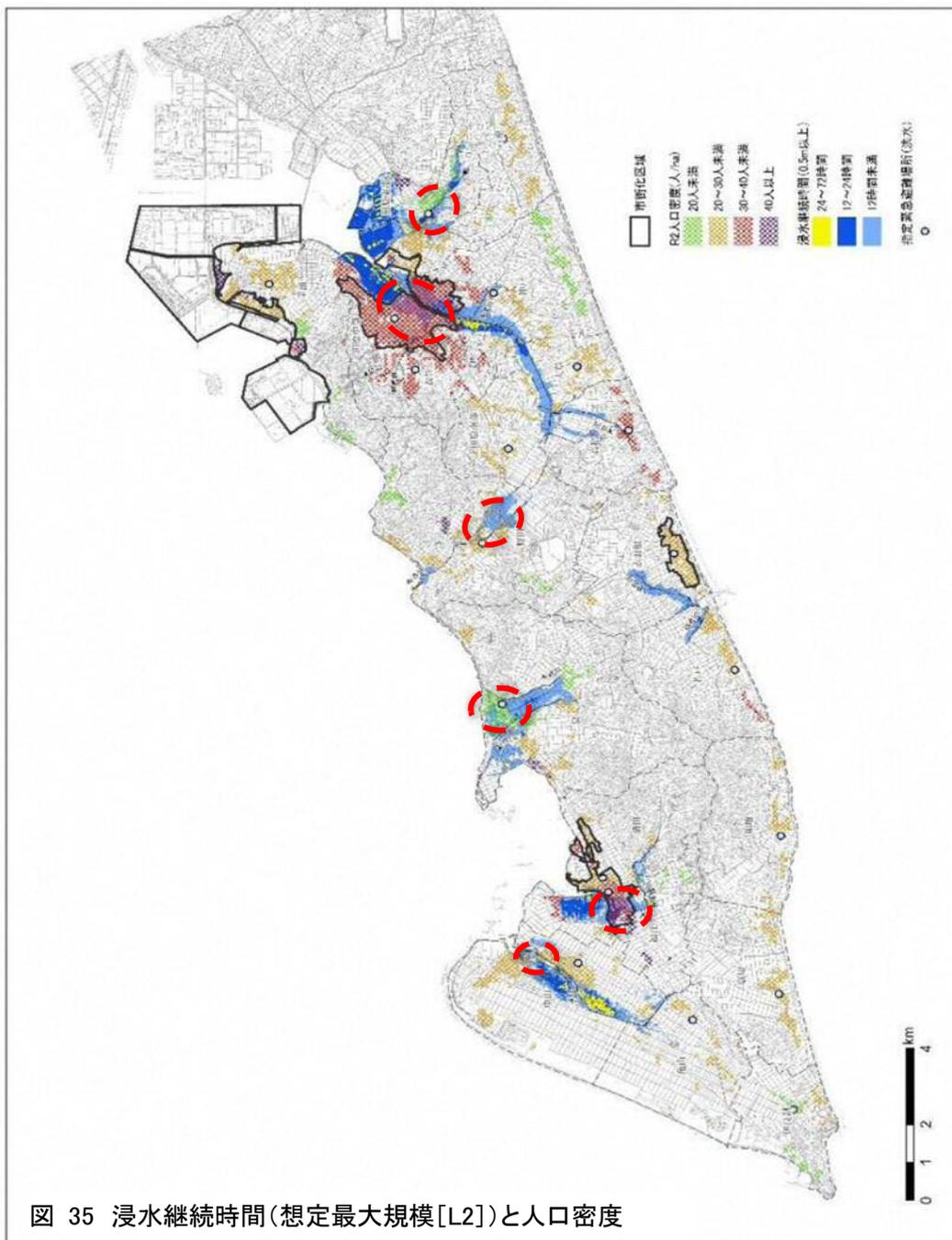


図 35 浸水継続時間(想定最大規模[L2])と人口密度

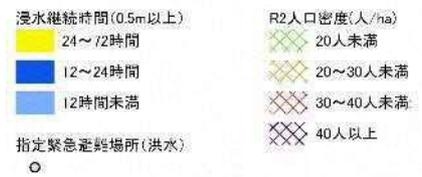
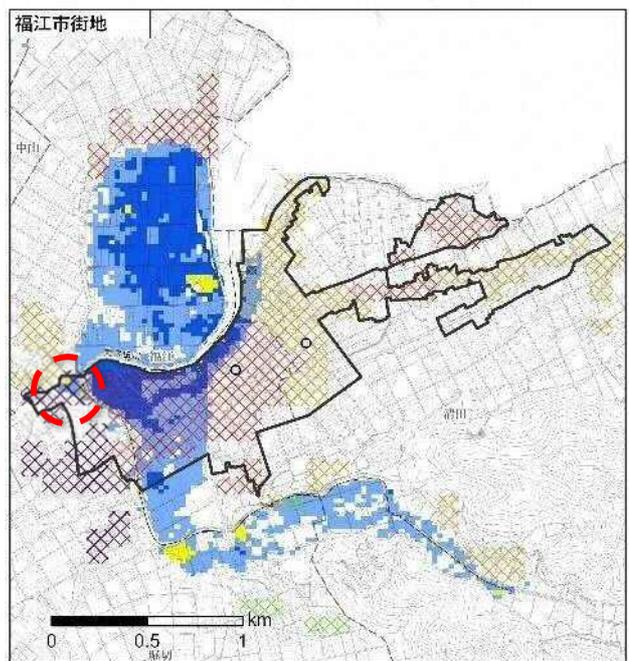
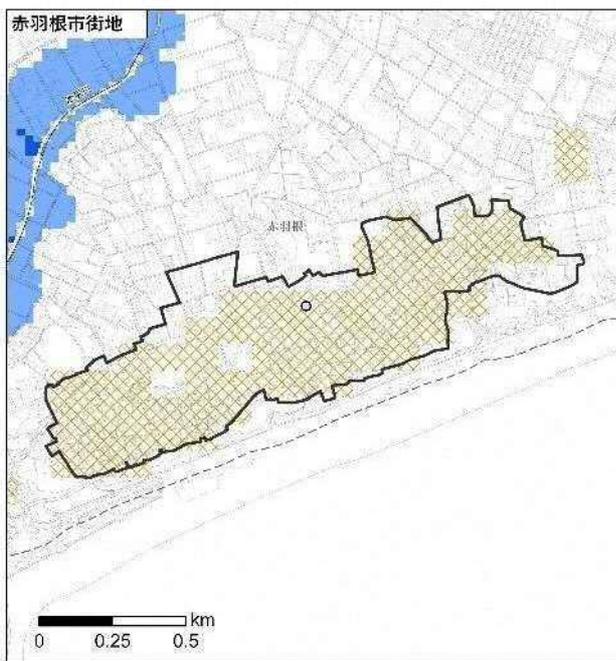
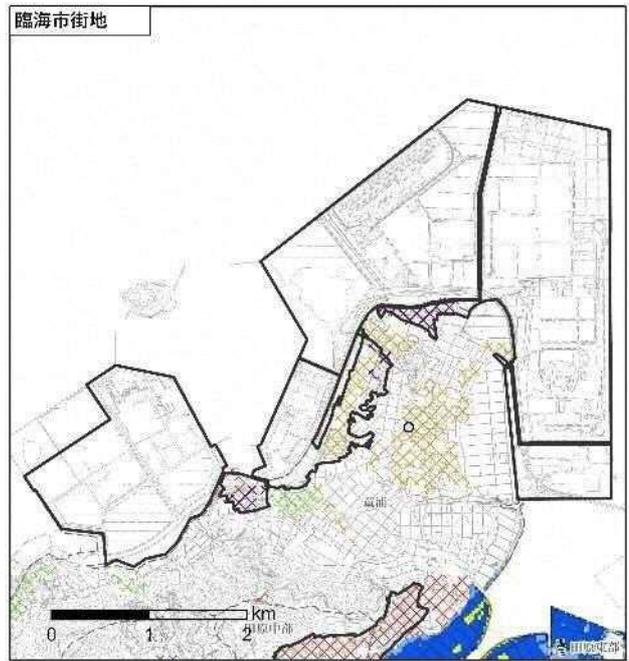
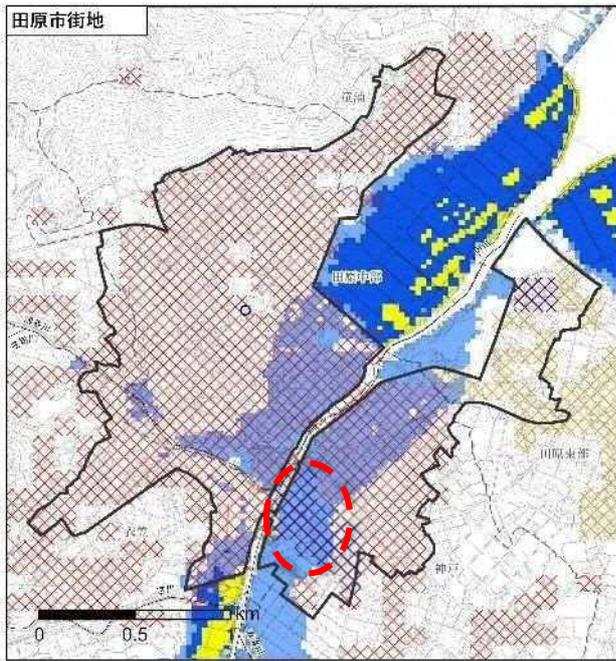


図 36 浸水継続時間(想定最大規模[L2])と人口密度 市街地拡大図

[洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])×人口密度]

人口密度が概ね 30～40 人/ha となる田原市街地及び福江市街地の一部で、洪水による河岸侵食で家屋倒壊の危険が想定されています。

また、市街化調整区域において、野田地区の人口密度 20～30 人/ha の地区、泉地区の人口密度 20 人/ha 未満の箇所で、洪水による河岸侵食で家屋倒壊の危険が想定されています。

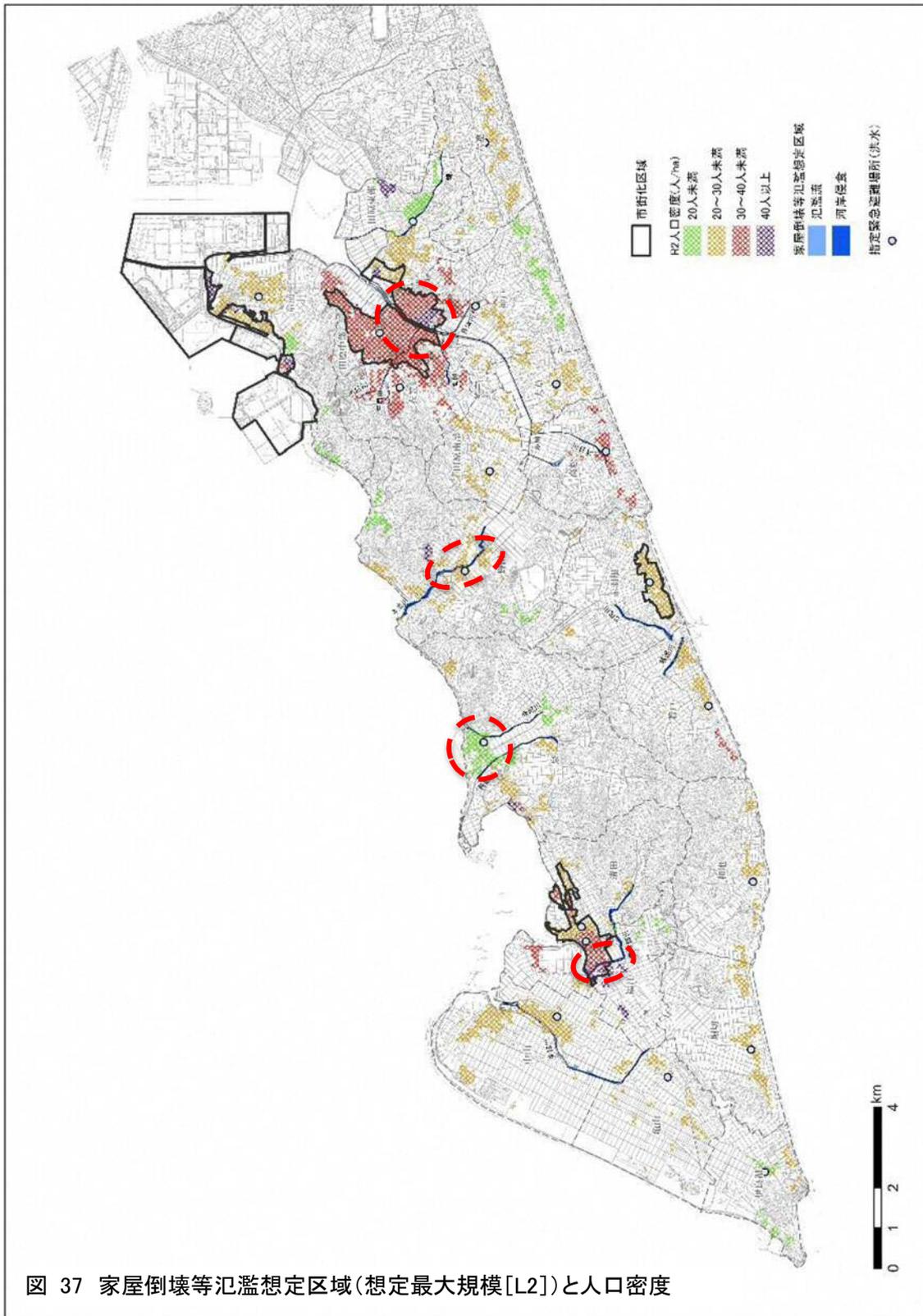


図 37 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と人口密度

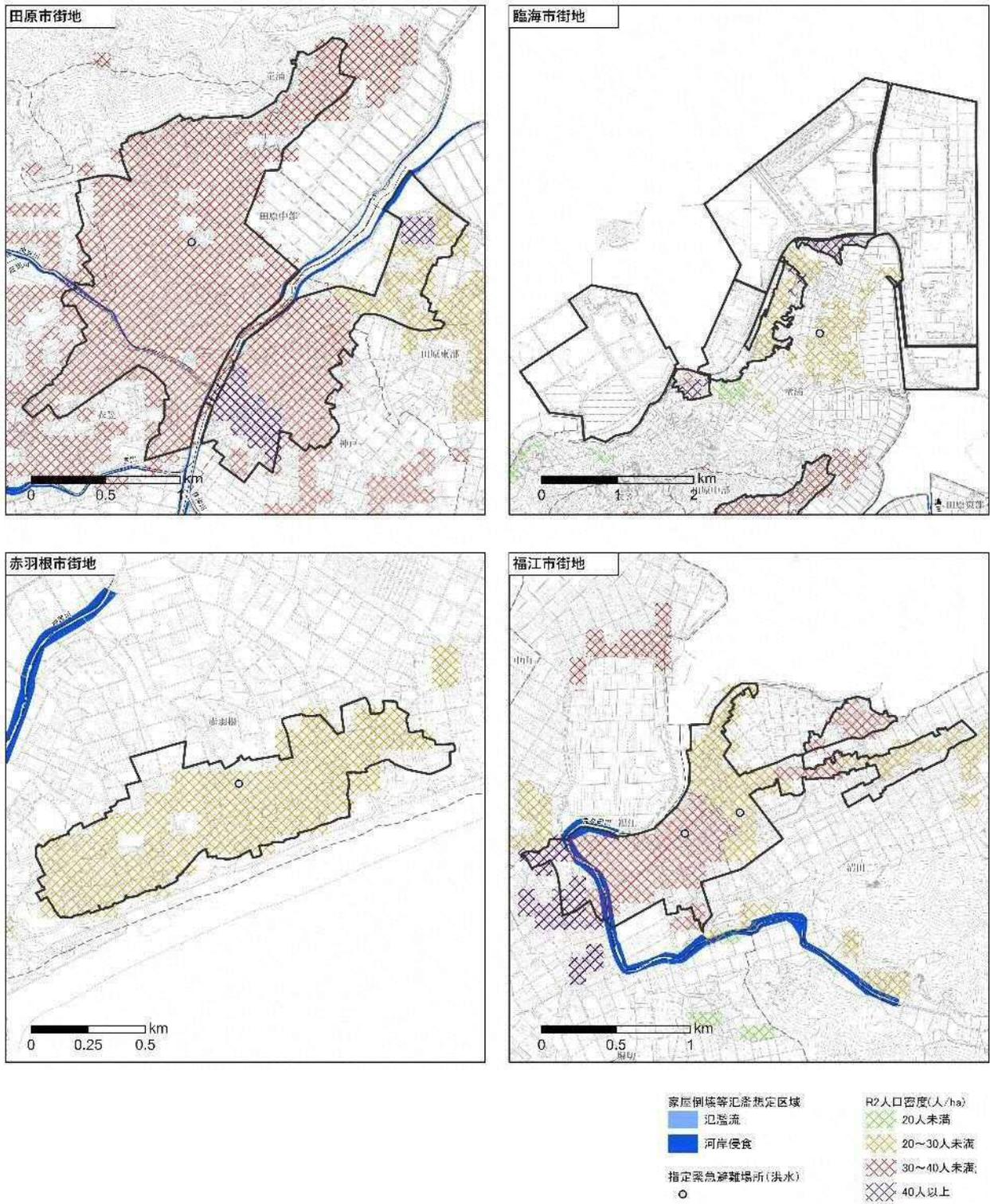


図 38 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と人口密度 市街地拡大図

[高潮 浸水深(想定最大規模[L2]) × 人口密度]

2階部分が浸水するおそれのある浸水深3m以上が想定されている箇所は、市街化区域においては、田原市街地の道路や駐車場等の地盤が低いところで想定されています。市街化調整区域においては、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区、福江地区、中山地区及び泉地区に3m以上の浸水が想定される箇所があります。

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で浸水(想定最大規模[L2])が想定されている範囲の人口密度は、概ね30~40人/haとなっています。人口密度が40人/ha以上となる田原市街地の東赤石、臨海市街地の光崎及び福江市街地の保美町では、浸水深が概ね3m未満と想定されています。

また、市街化調整区域では、中山地区の人口密度20~30人/haの箇所、野田地区及び泉地区の人口密度20人/ha未満の箇所において、浸水深が概ね3m未満と想定されています。

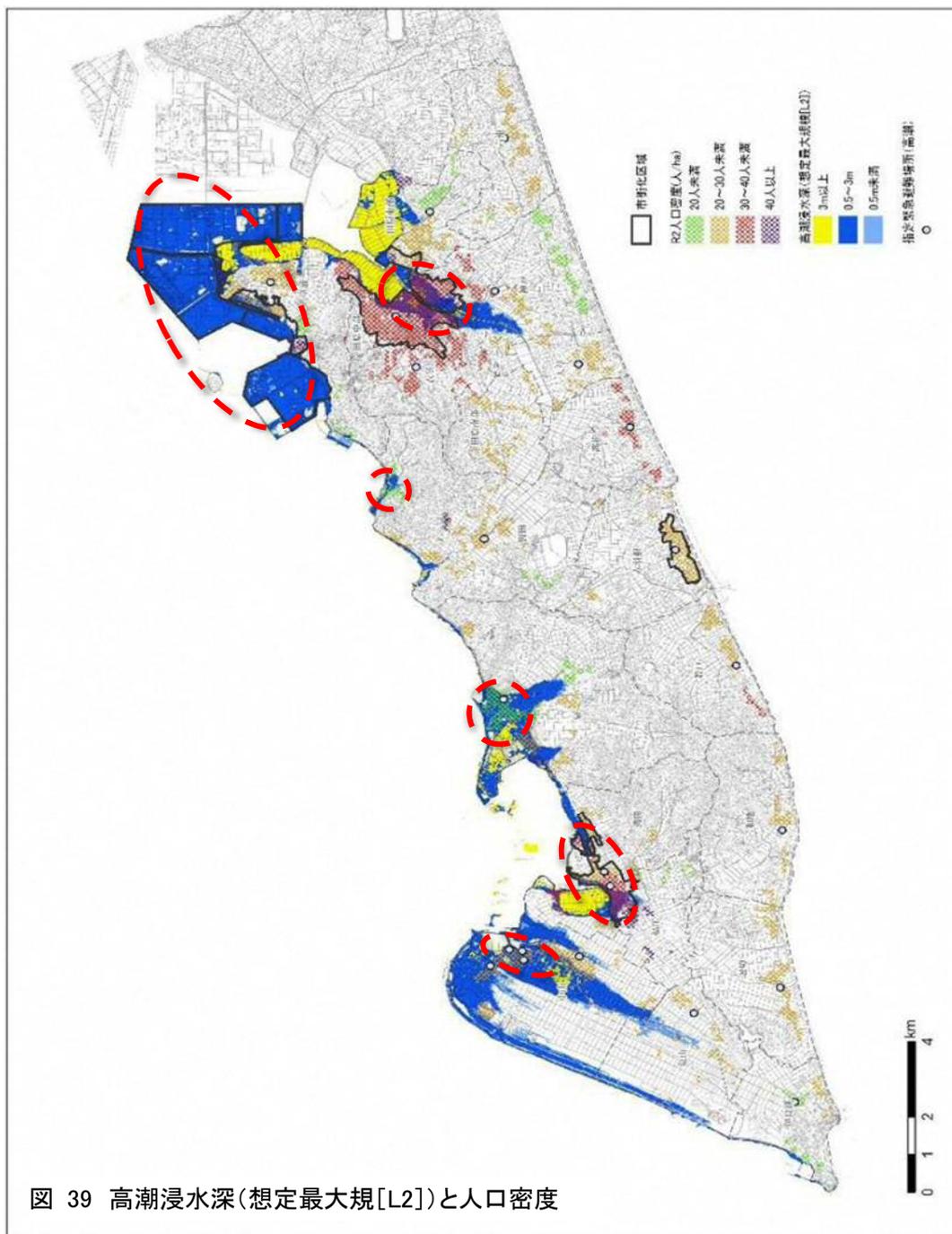


図 39 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と人口密度

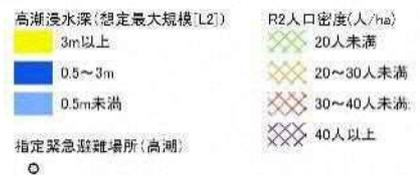
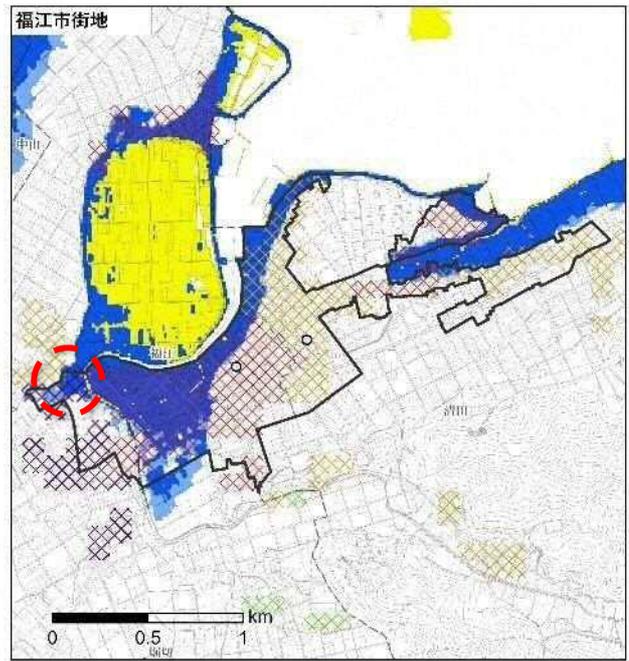
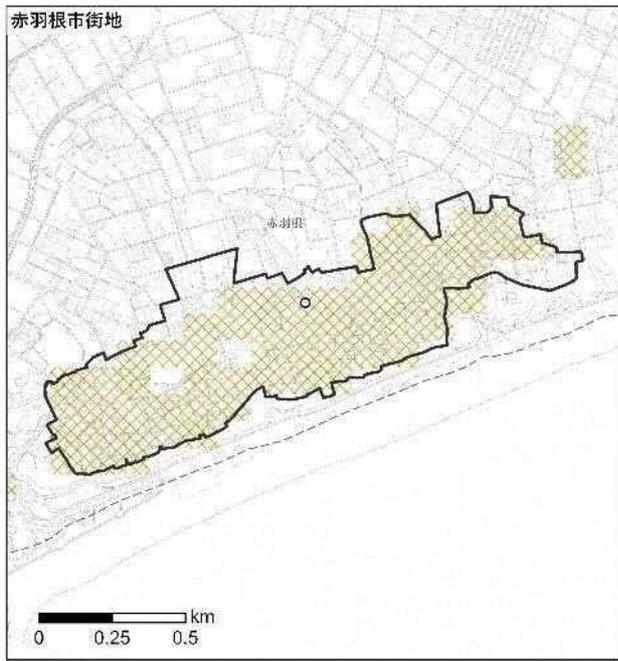
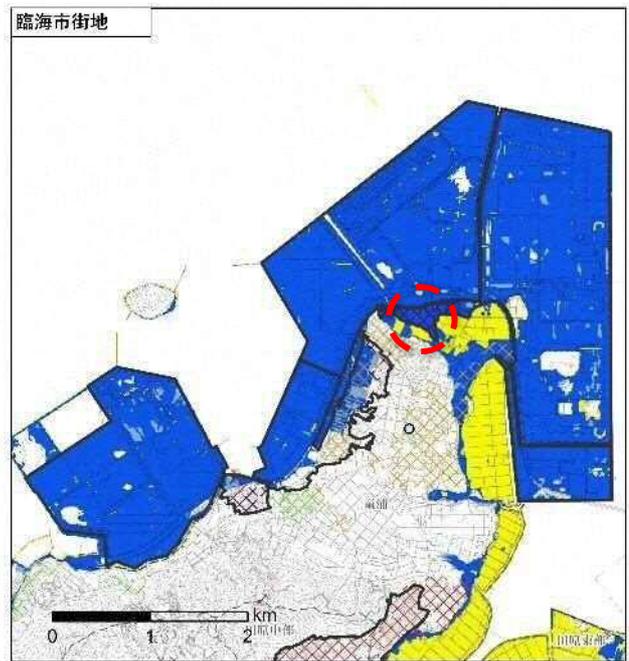
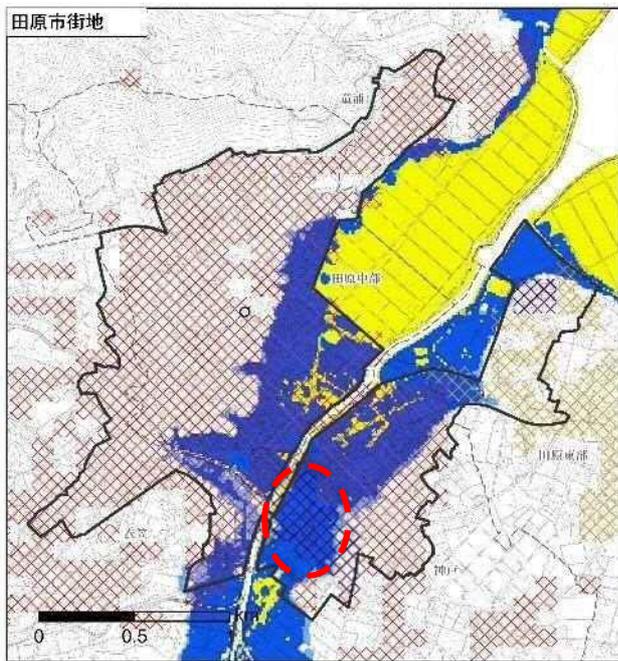


図 40 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と人口密度 市街地拡大図

[高潮 浸水深(過去最大規模[L1]) × 人口密度]

2階部分が浸水するおそれのある浸水深3m以上が想定されている箇所は、市街化区域においては、該当はありません。市街化調整区域においては、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区及び泉地区では浸水深3m以上が想定される箇所があります。

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で浸水(過去最大規模[L1])が想定されている範囲の人口密度は、概ね30~40人/haとなっています。人口密度が40人/ha以上となる臨海市街地の光崎では、浸水深が0.5m未満と想定されています。また、市街化調整区域では、野田地区及び泉地区の人口密度20人/ha未満の箇所において、浸水深が概ね3m未満と想定されています。

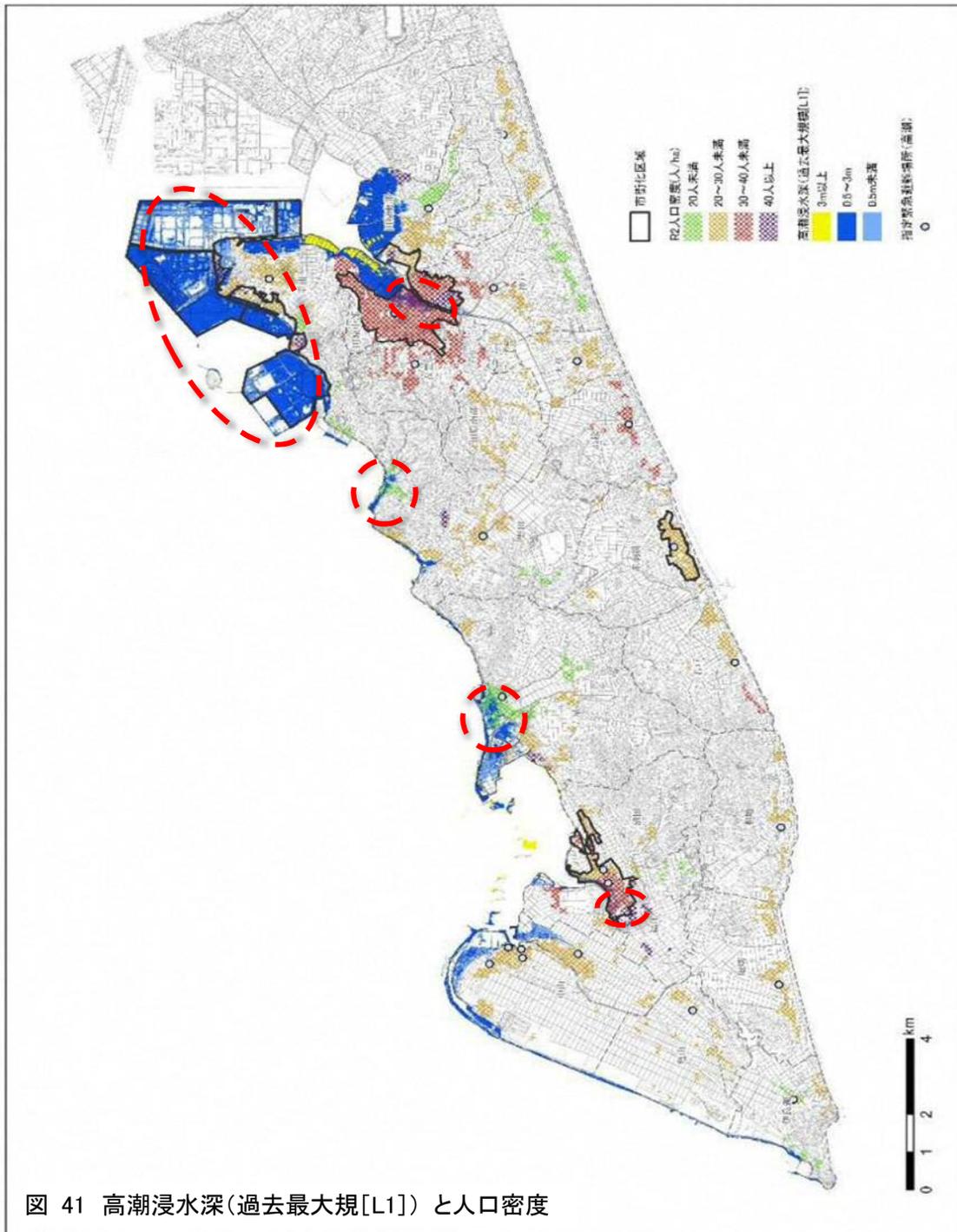


図 41 高潮浸水深(過去最大規模[L1])と人口密度

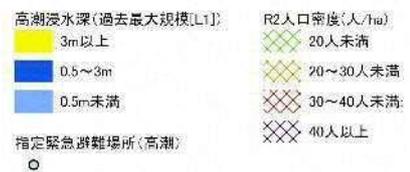
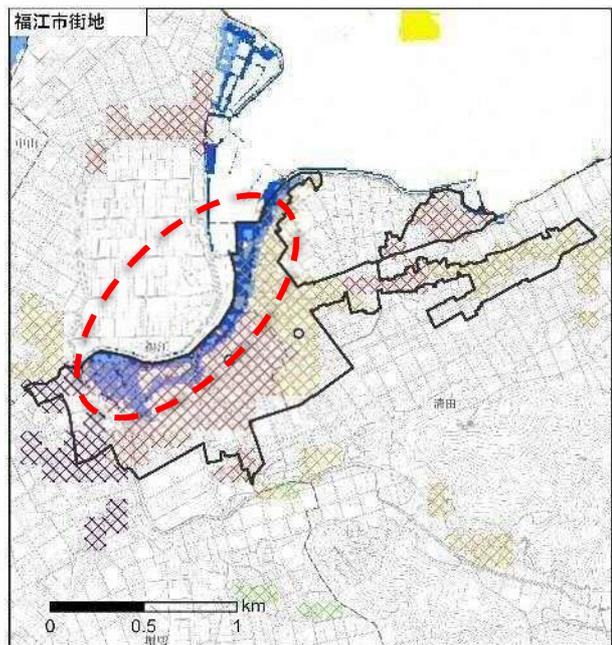
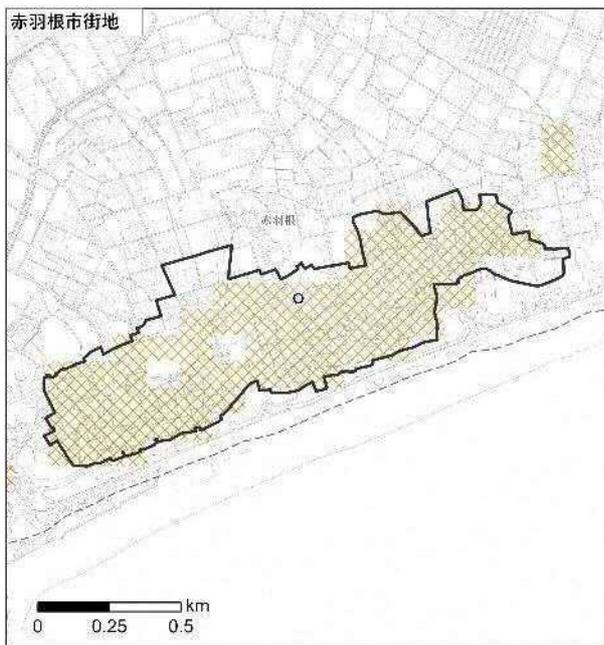
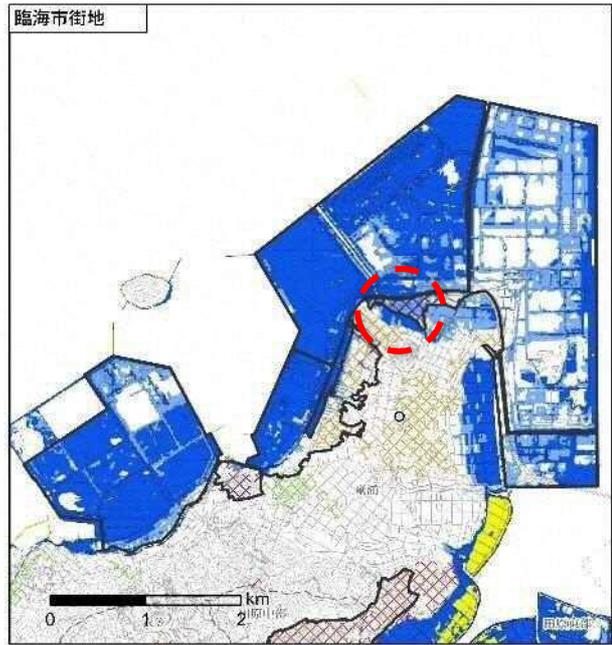
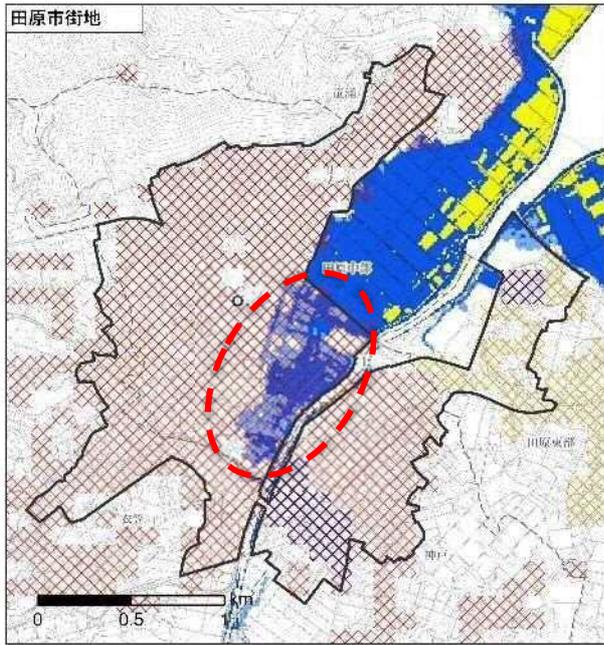


図 42 高潮浸水深(過去最大規[L1])と人口密度 市街地拡大図

[津波浸水深×人口密度]

田原市街地及び福江市街地で津波浸水が想定されている範囲の人口密度は、概ね 30～40 人/ha となっています。人口密度が 40 人/ha 以上となる福江市街地の保美町では、浸水深が概ね 2m 未満と想定されています。

また、市街化調整区域では、若戸地区、堀切地区、伊良湖地区及び中山地区の人口密度 20～30 人/ha の箇所において、浸水深が 2m 以上と想定されています。亀山地区の人口密度 20～30 人/ha の箇所、泉地区の人口密度 20 人/ha 未満の箇所において、浸水深が概ね 2m 未満と想定されています。

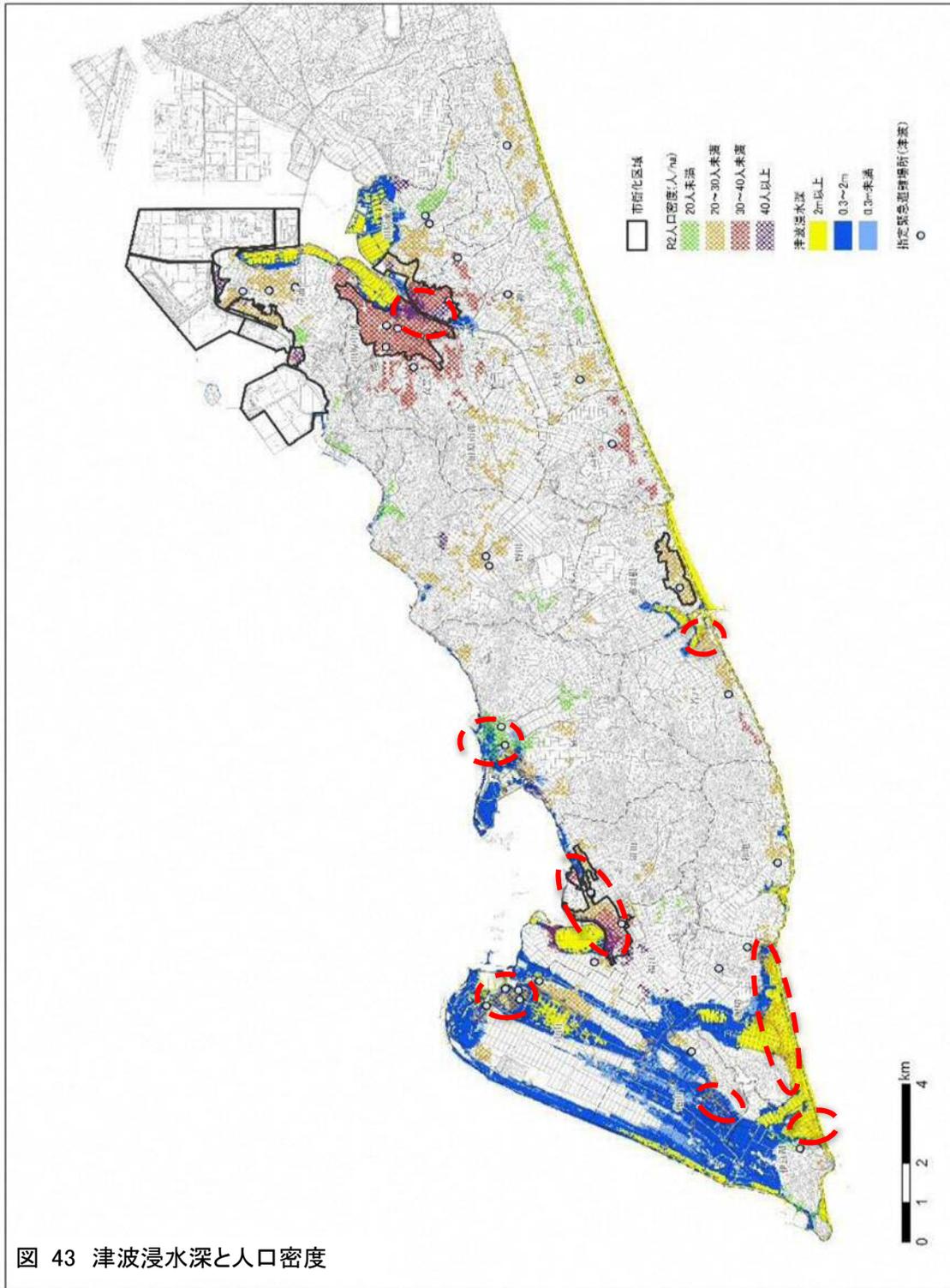


図 43 津波浸水深と人口密度

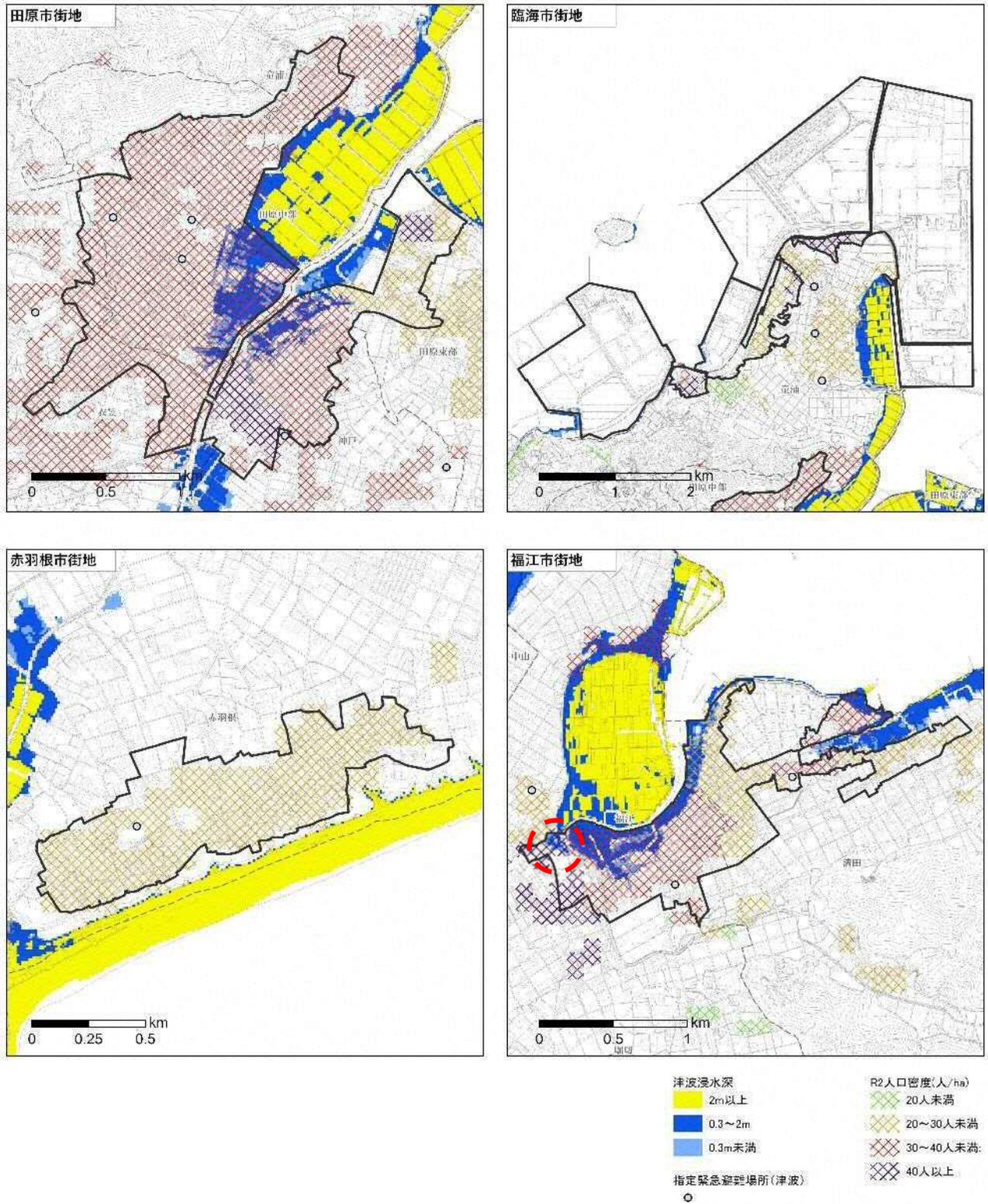
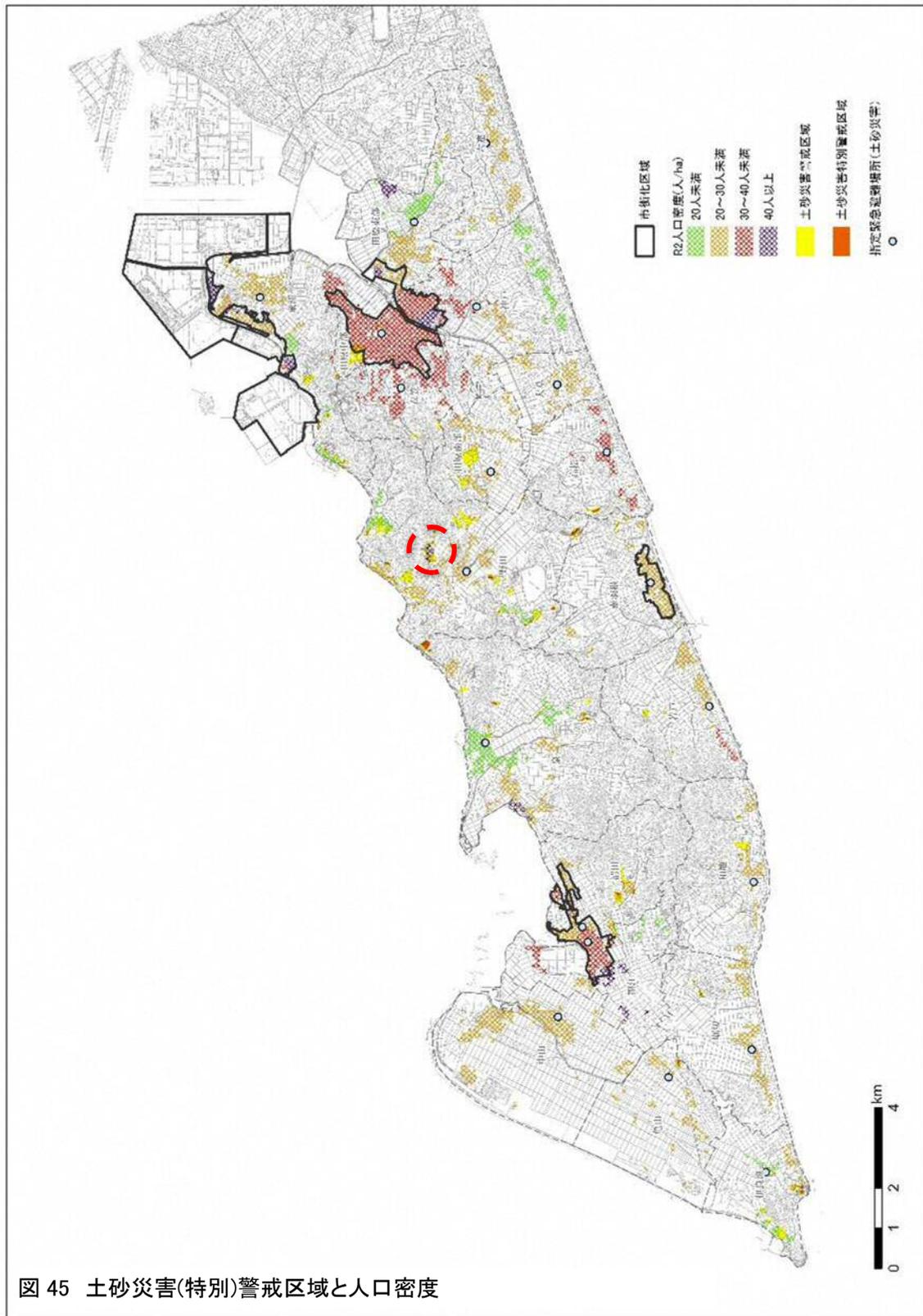


图 44 津波浸水深と人口密度 市街地拡大図

[土砂災害×人口密度]

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で土砂災害が想定されている箇所的人口密度は、概ね 30～40 人/ha となっています。また、市街化調整区域では、全域にわたり急傾斜地付近等で土砂災害が想定される箇所が分布しています。このなかで、野田地区(ほとと台)の人口密度 40 人/ha 以上の地区において、土砂災害のおそれがあります。



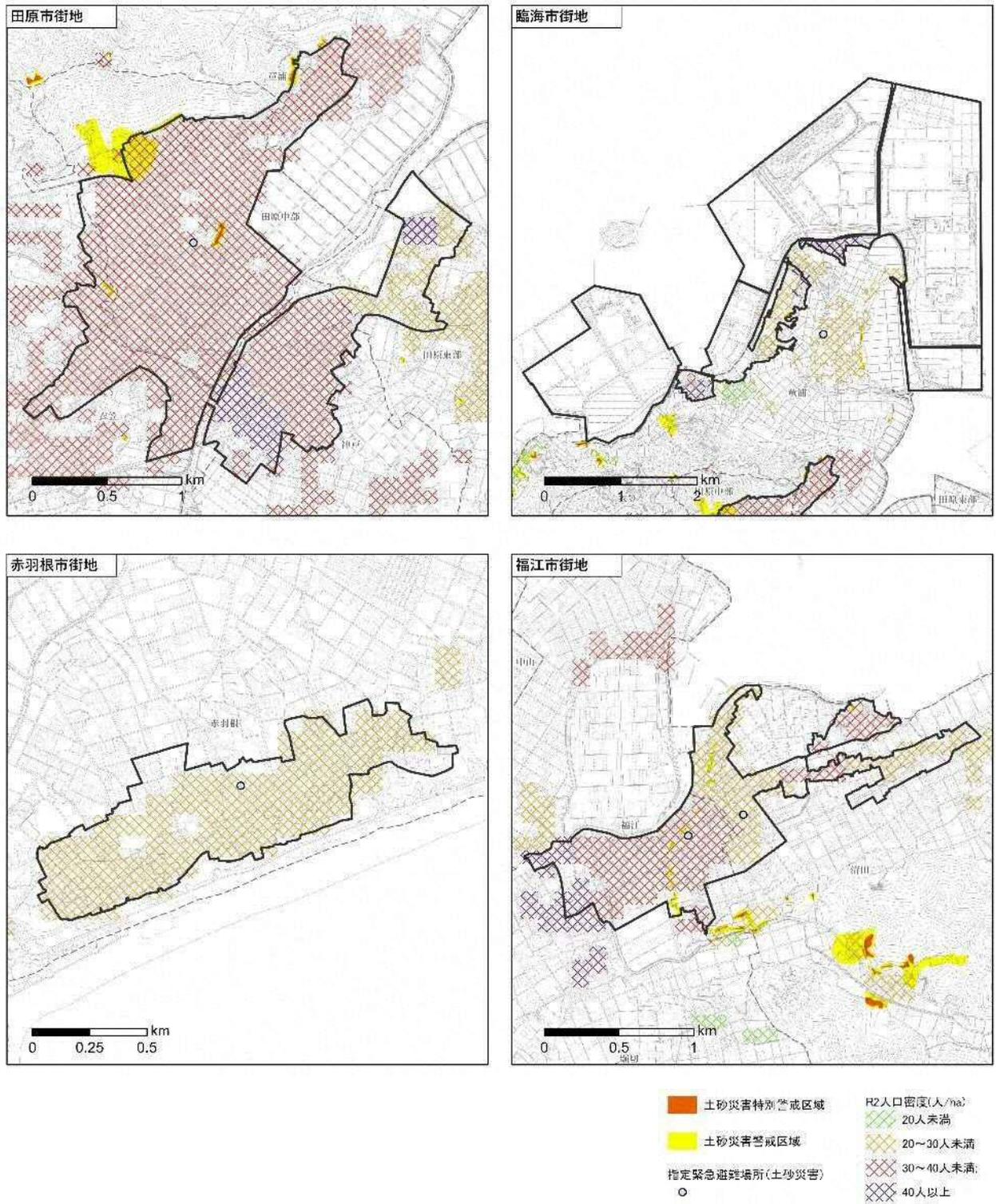


图 47 土砂災害(特別)警戒区域と人口密度 市街地拡大図

② 要援護者割合を踏まえた災害の状況

[洪水 浸水深(想定最大規模[L2]) × 要援護者割合(R2)]

田原市街地の要援護者割合が概ね 30～40%となる地区、福江市街地の要援護者割合が概ね 40%以上となる地区において、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。また、市街化調整区域では、泉地区の要援護者割合が 40%以上となる箇所において、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。

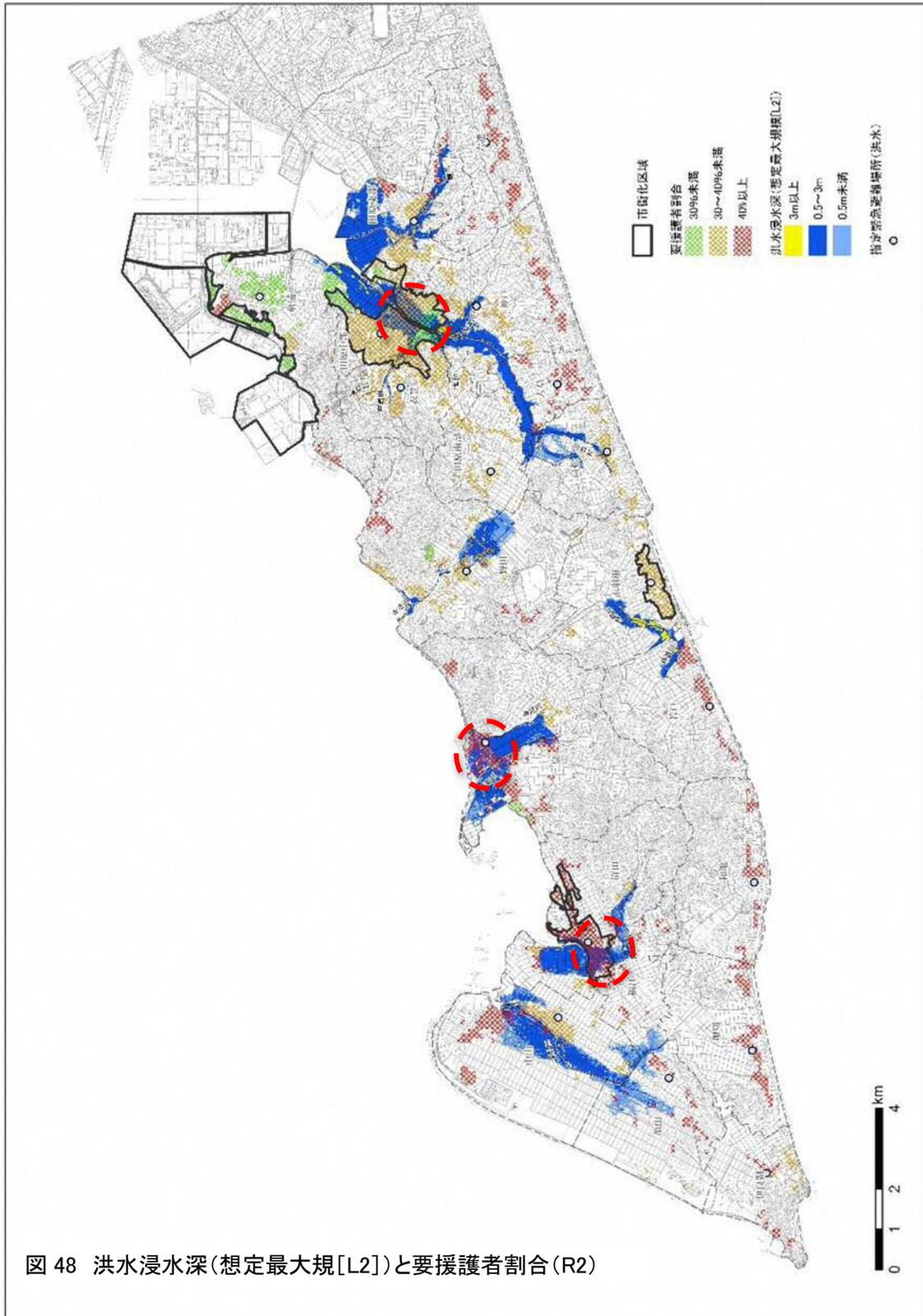


図 48 洪水浸水深(想定最大規[L2])と要援護者割合(R2)

[洪水 浸水深(想定最大規模[L2]) × 要援護者割合(R17)]

将来人口推計(令和 17 年)における要援護者の割合と洪水浸水深(想定最大規模[L2])を確認すると、田原市街地の概ね 3m未満の浸水が想定される区域において、要援護者割合が 40～50%未満に増加することが推計される箇所があります。また、市街化調整区域の泉地区の概ね 3m 未満の浸水が想定される区域において、要援護者割合が 50%以上に増加することが推計される箇所があります。

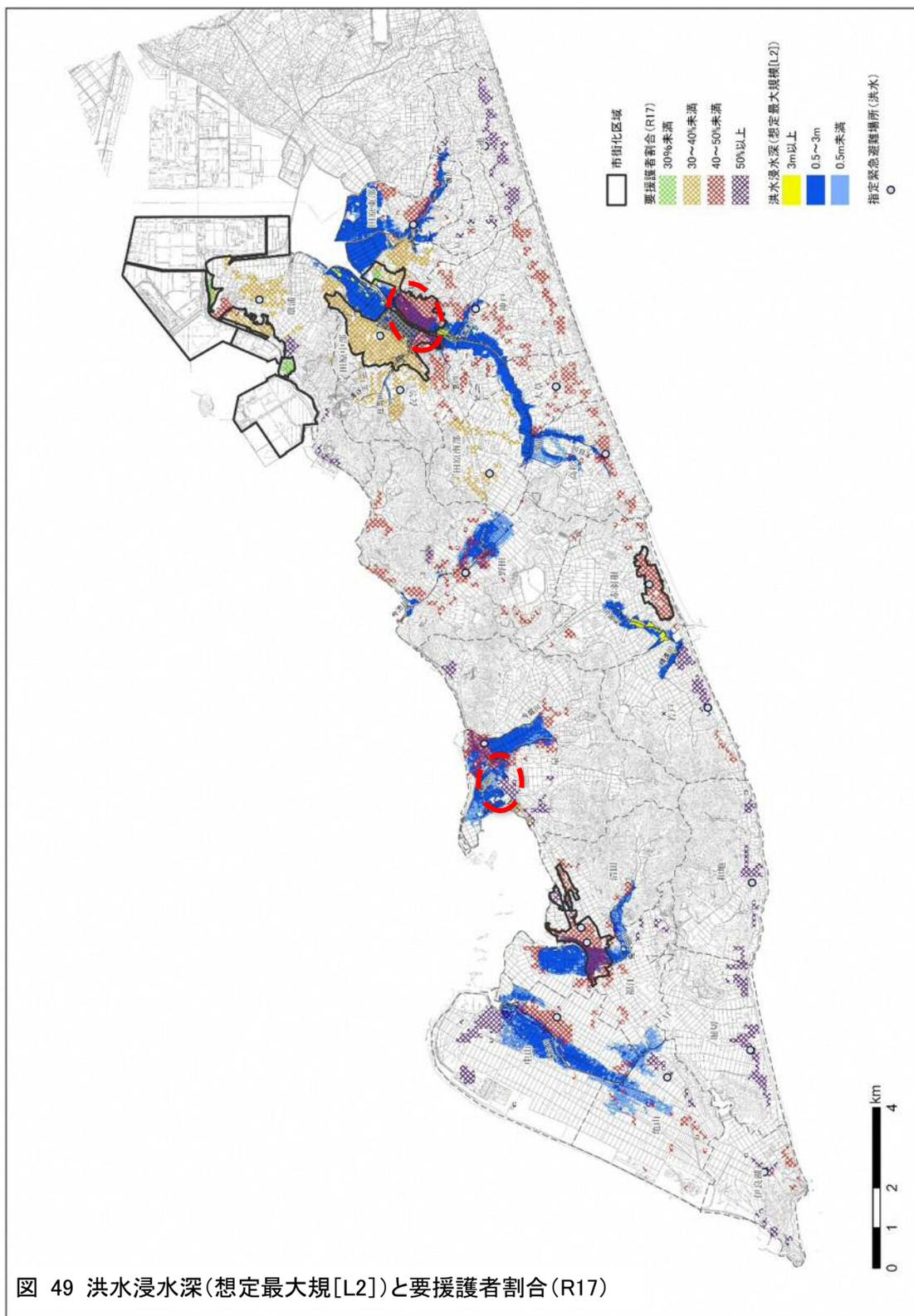


図 49 洪水浸水深(想定最大規[L2])と要援護者割合(R17)

[高潮 浸水深(想定最大規模[L2]) × 要援護者割合(R2)]

田原市街地の要援護者割合が概ね 30~40%となる箇所において、浸水深(想定最大規模[L2])が 3m 以上と想定されるところがあります。一方で、福江市街地の要援護者割合が概ね 40%以上の箇所において、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。また、市街化調整区域では、野田地区、中山地区及び泉地区の要援護者割合が 40%以上となる箇所において、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。

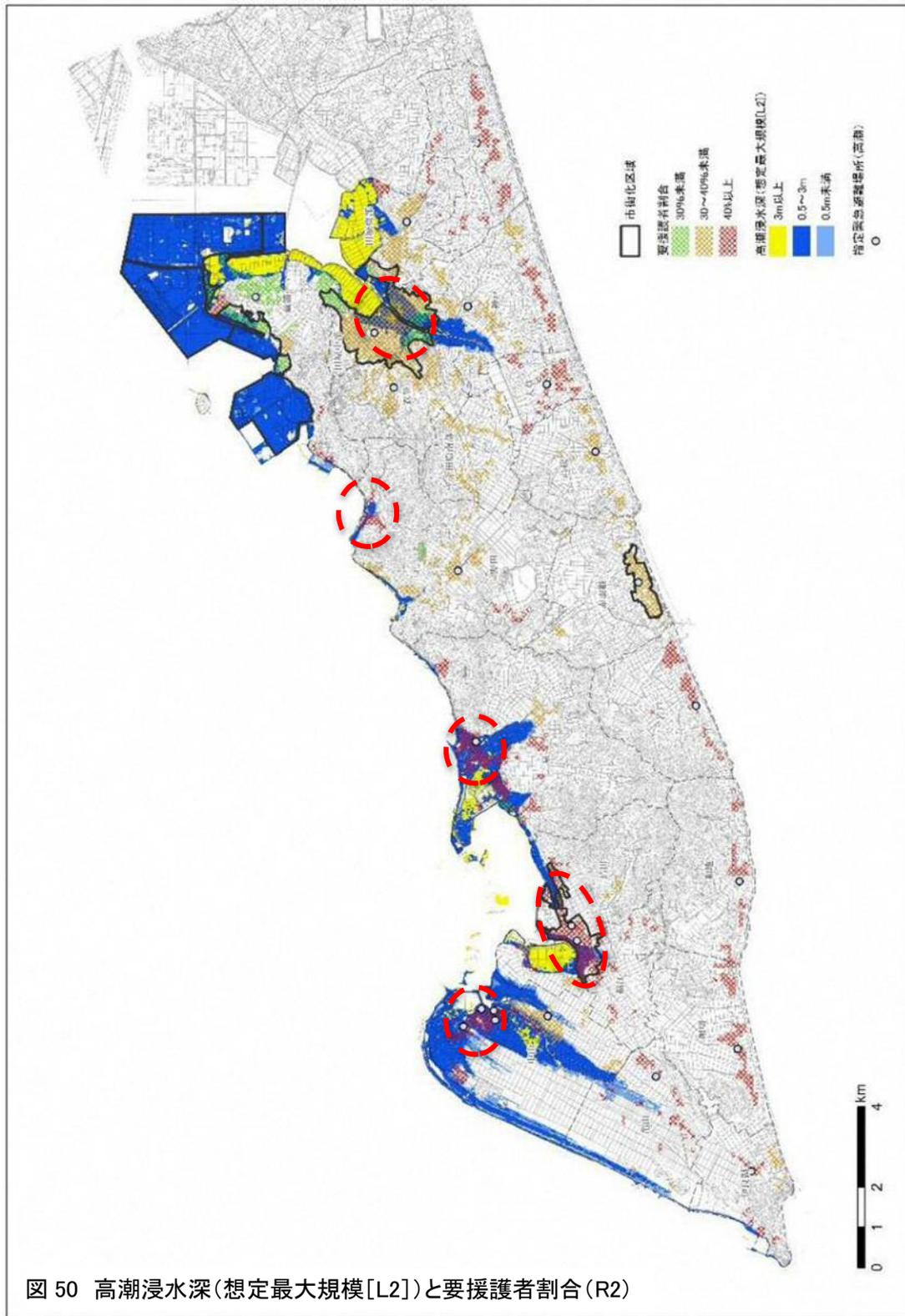


図 50 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と要援護者割合(R2)

[高潮 浸水深(想定最大規模[L2]) × 要援護者割合(R17)]

将来人口推計(令和17年)における要援護者の割合と高潮浸水深(想定最大規模[L2])を確認すると、田原市街地の概ね3m未満の浸水が想定される区域において、要援護者割合が40～50%未満に増加することが推計される箇所があります。また、福江市街地の一部と市街化調整区域の中山地区及び泉地区の概ね3m未満の浸水が想定される区域において、要援護者割合が50%以上に増加することが推計される箇所があります。

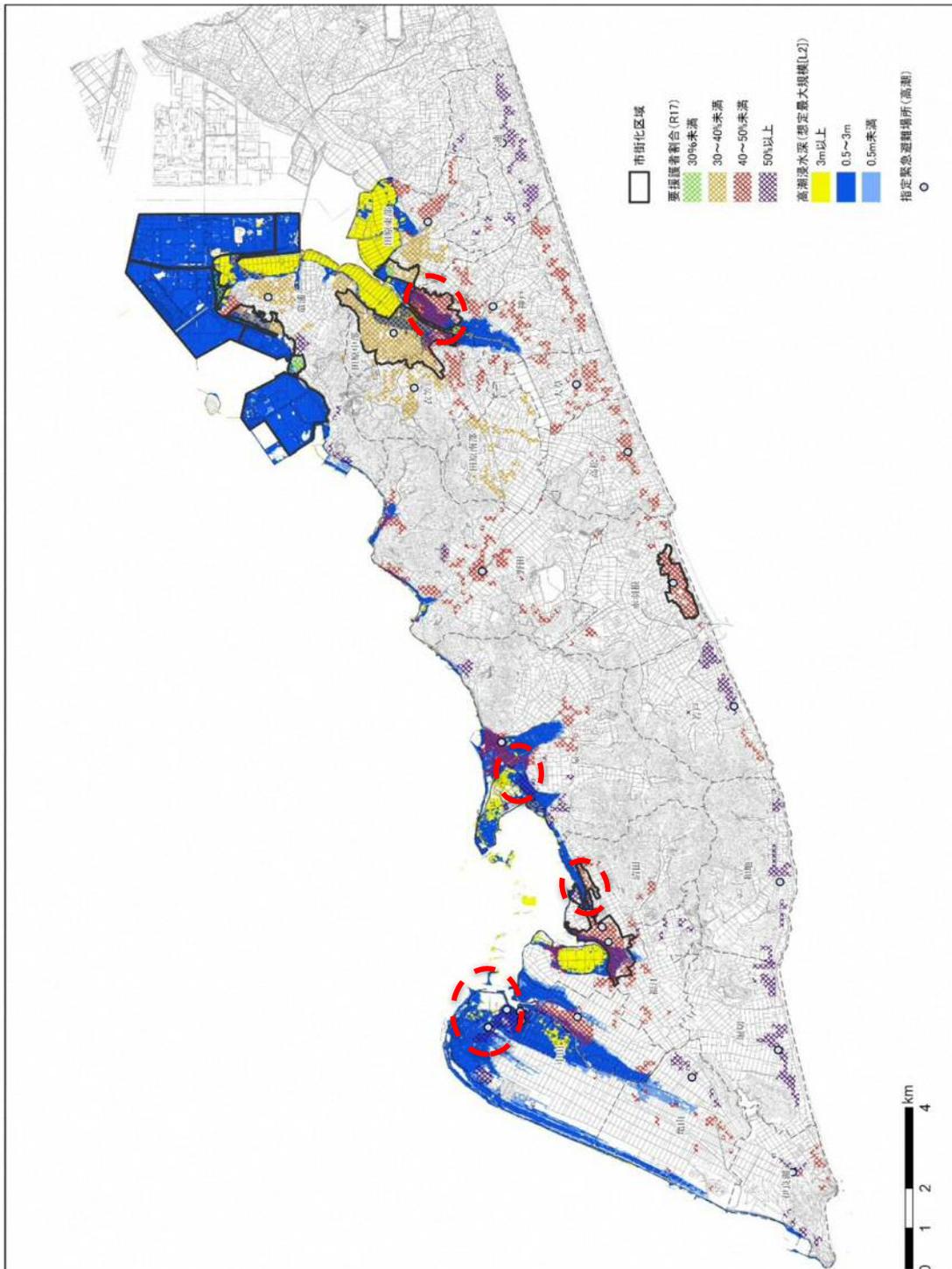


図 51 高潮浸水深(想定最大規[L2])と要援護者割合(R17)

[津波浸水深×要援護者割合(R2)]

田原市街地の要援護者割合が概ね 30～40%となる地区、福江市街地の要援護者割合が概ね 40%以上となる箇所において、浸水深が概ね 2m 未満と想定されています。また、市街化調整区域では、若戸地区、堀切地区、伊良湖地区及び中山地区の要援護者割合が 40%以上となる箇所において、浸水深が 2m 以上と想定されています。亀山地区及び泉地区の要援護者割合が 40%以上となる箇所において、浸水深が 2m 未満と想定されています。

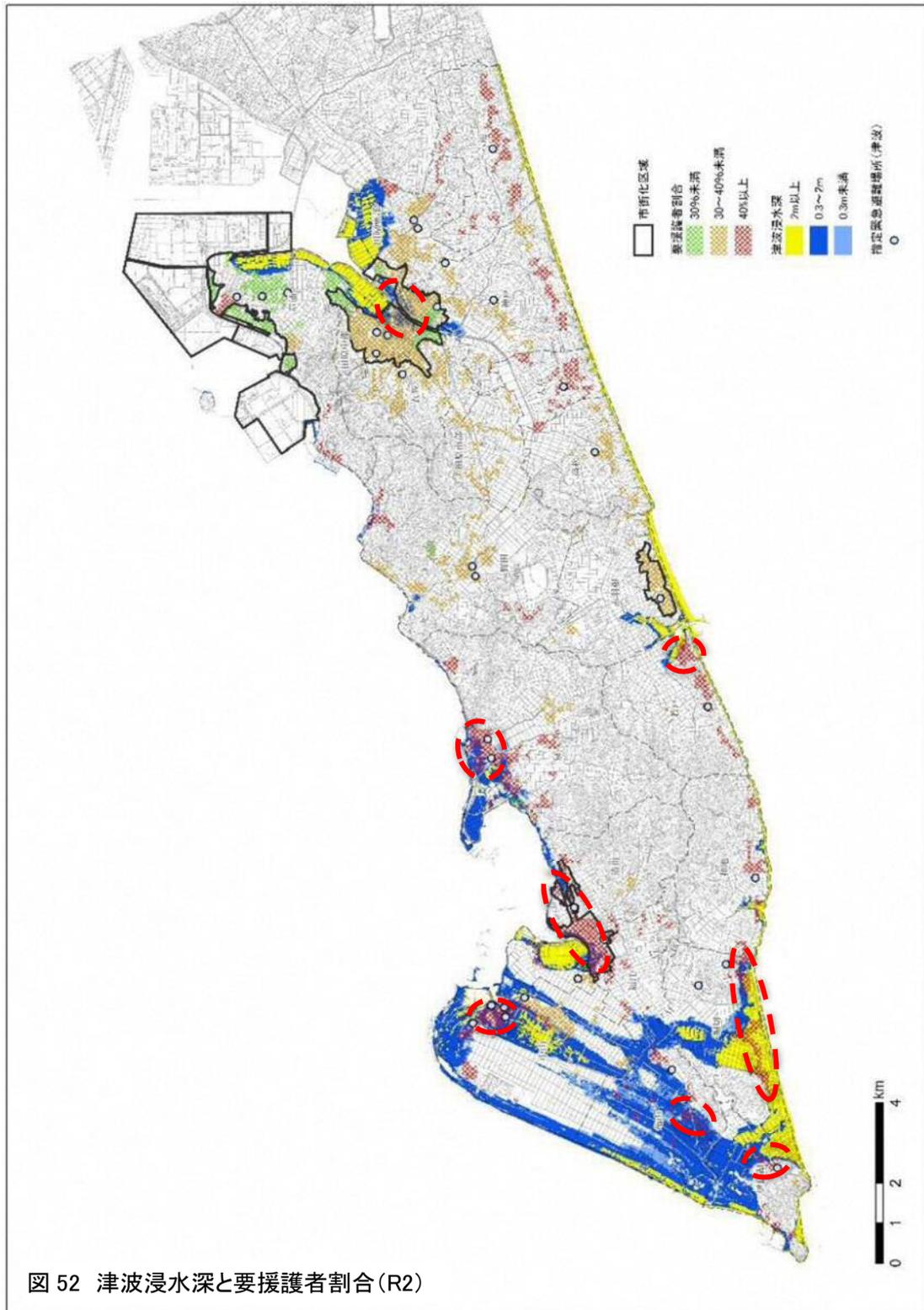


図 52 津波浸水深と要援護者割合(R2)

[津波浸水深×要援護者割合(R17)]

将来人口推計(令和 17 年)における要援護者の割合と津波浸水深を確認すると、田原市街地の概ね 2m 未満の浸水が想定される区域において、要援護者割合が 40～50%未満に増加することが推計される箇所があります。また、市街化調整区域の若戸地区、堀切地区、伊良湖地区及び中山地区の浸水深が 2m 以上と想定されている区域と、福江市街地の一部及び市街化調整区域の泉地区の浸水深が 2m 未満と想定されている区域において、要援護者割合が 50%以上に増加することが推計される箇所があります。

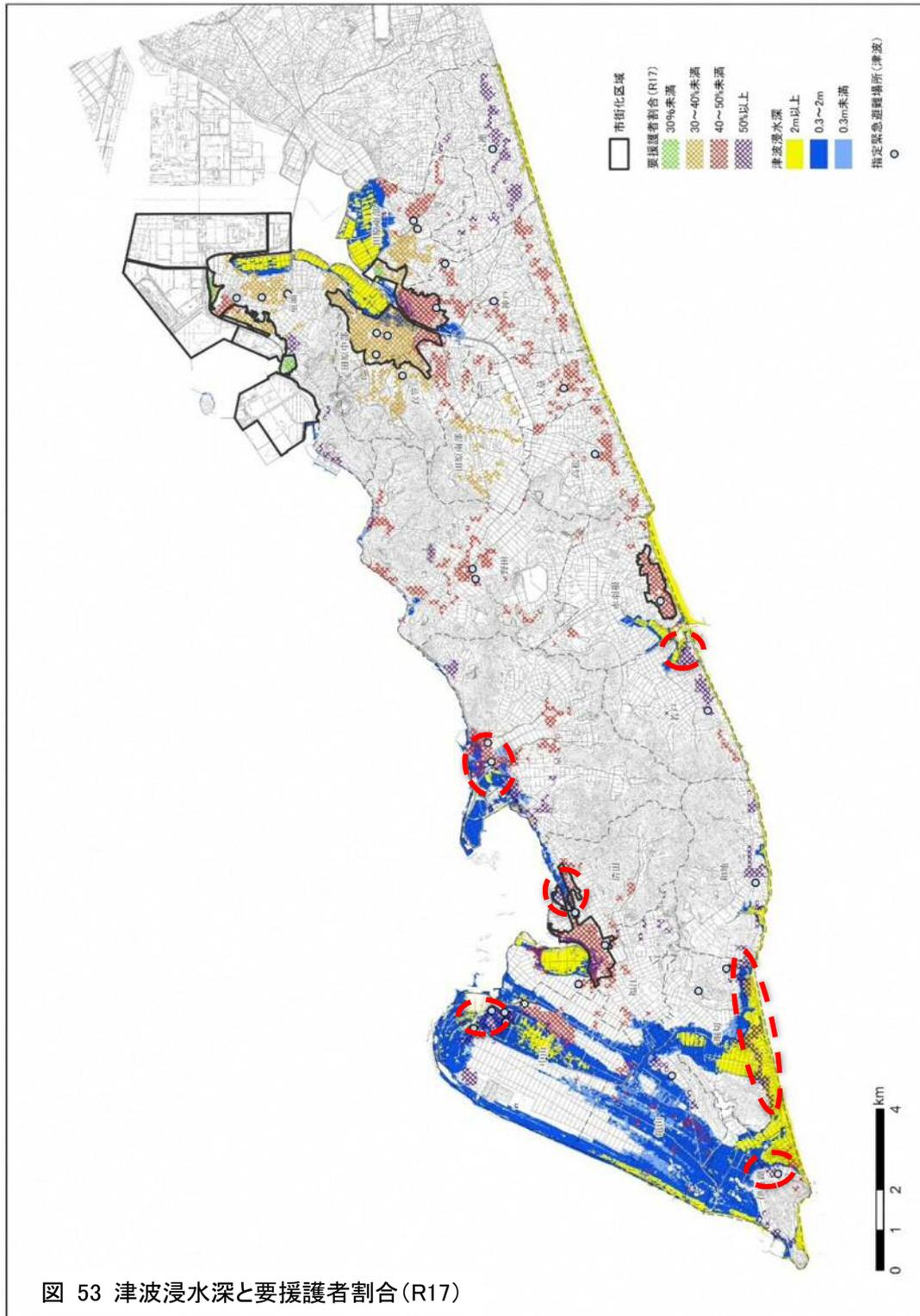


図 53 津波浸水深と要援護者割合(R17)

③ 指定緊急避難場所と福祉施設の災害状況

[洪水 浸水深(想定最大規模[L2]) × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で浸水深 3m 以上が想定される施設はありませんが、浸水深 0.5~3mが想定されている箇所が泉地区に 1 か所あります。

福祉施設で浸水深 3m 以上が想定されている箇所はありませんが、浸水深 0.5~3mが想定されている箇所は、田原東部地区で 1 か所、神戸地区で 1 か所、田原中部地区で 1 か所あり、浸水深 0.5m未満が想定されている箇所は、泉地区で 1 か所あります。

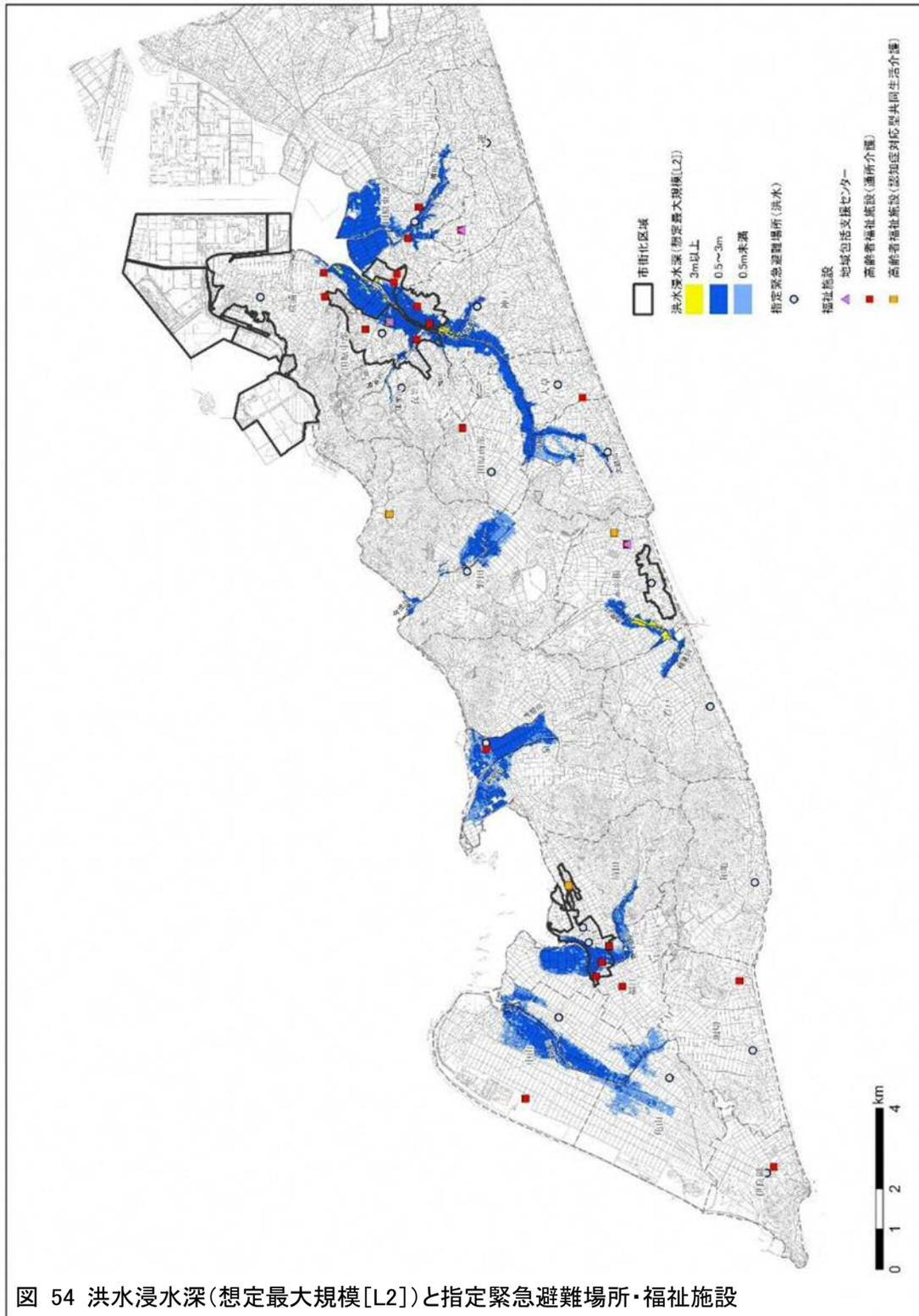


図 54 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設

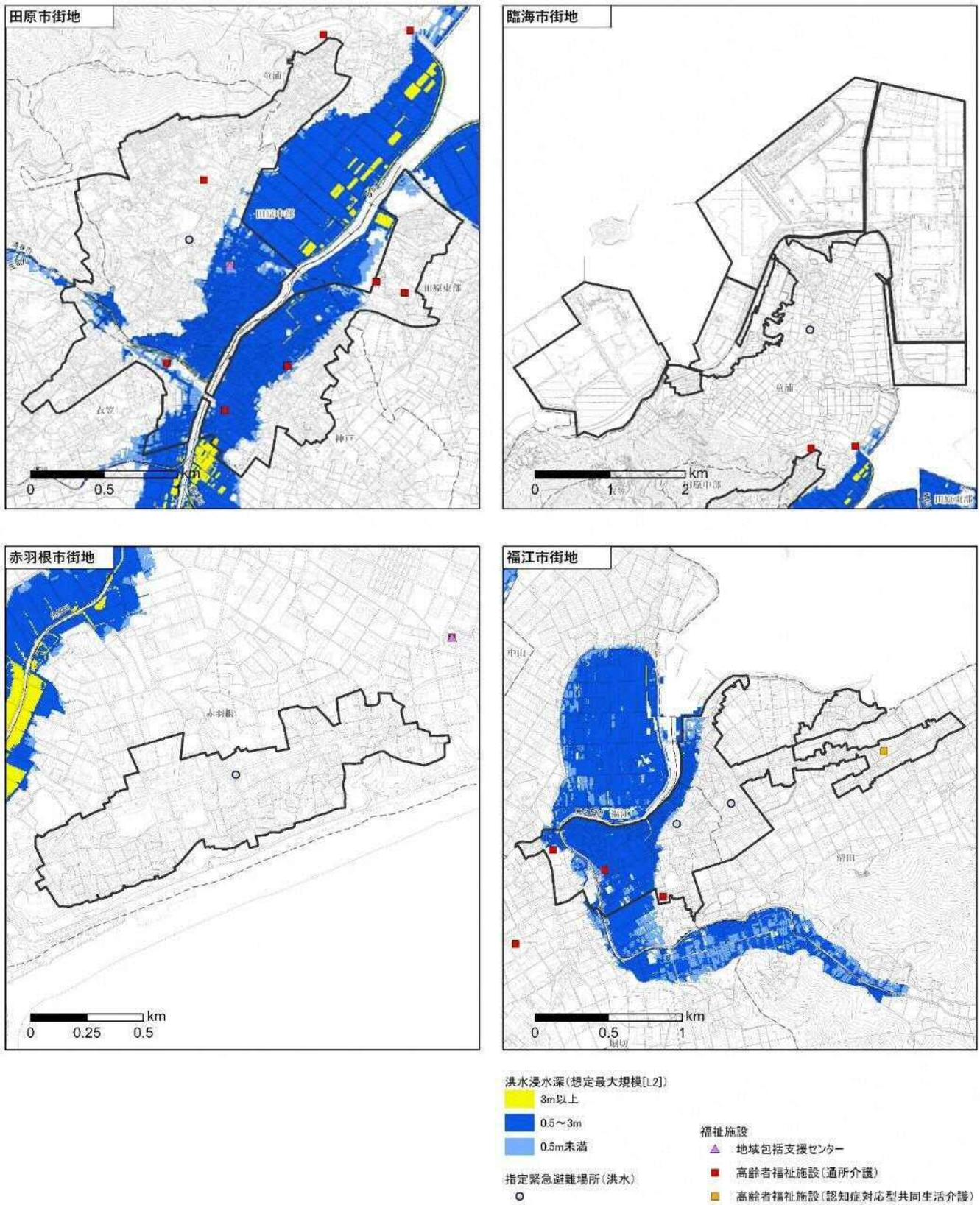


図 55 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[洪水 浸水深(計画規模[L1]) × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で浸水が想定される施設はありません。

福祉施設で浸水深3m以上が想定されている箇所はありませんが、浸水深0.5~3mが想定されている箇所は、田原東部地区で1か所あります。

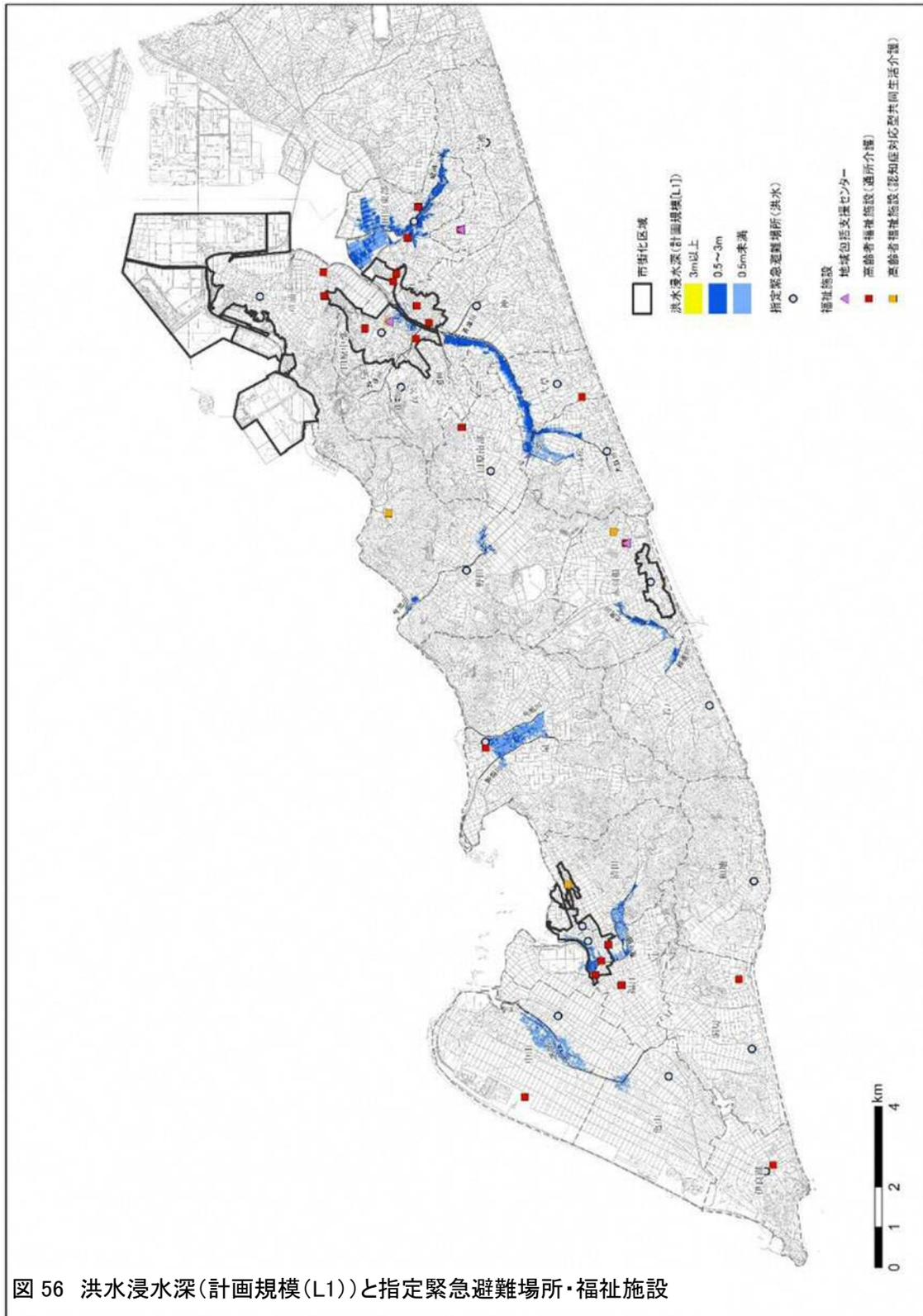


図 56 洪水浸水深(計画規模(L1))と指定緊急避難場所・福祉施設

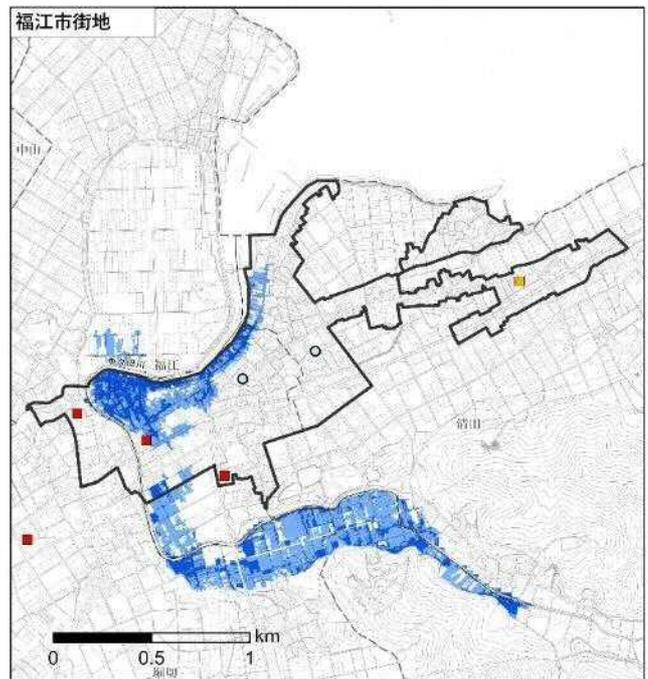
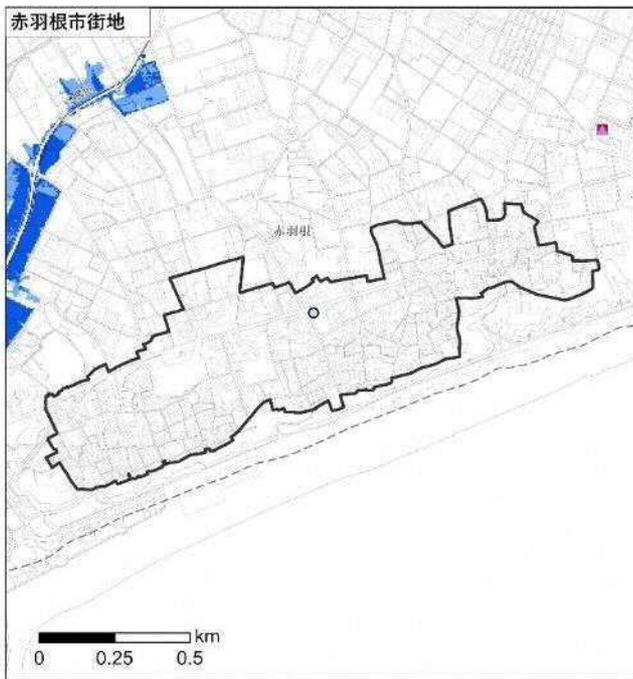
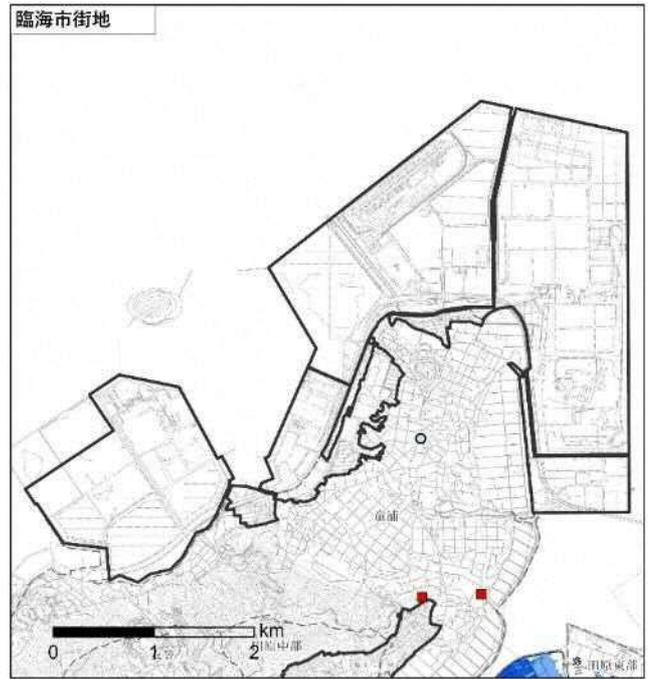
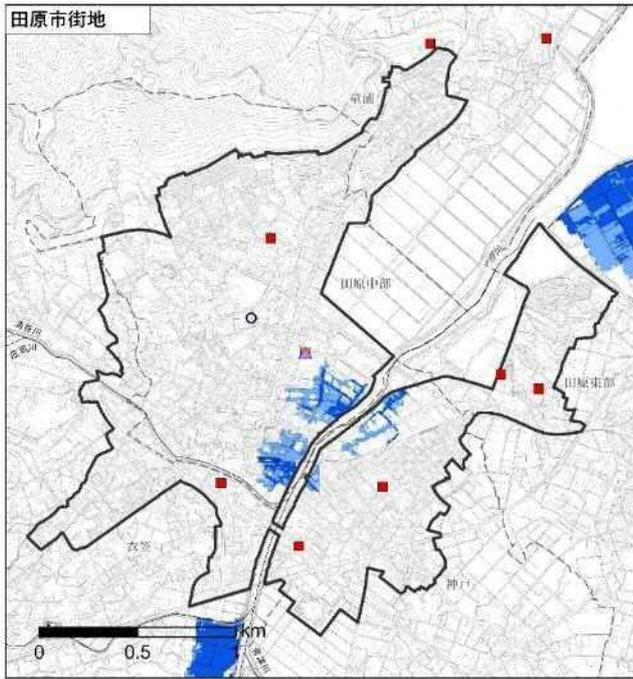


図 57 洪水浸水深(計画規模[L1])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[洪水 浸水継続時間(想定最大規模[L2]) × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で浸水継続時間が72時間を超えると想定される施設はありませんが、浸水継続時間が12時間未満に想定されている箇所が泉地区に1か所あります。

福祉施設で浸水継続時間が12~72時間に想定されている箇所はありませんが、浸水継続時間が12時間未満に想定されている箇所は、田原東部地区で1か所、田原中部地区で1か所、泉地区で1か所あります。

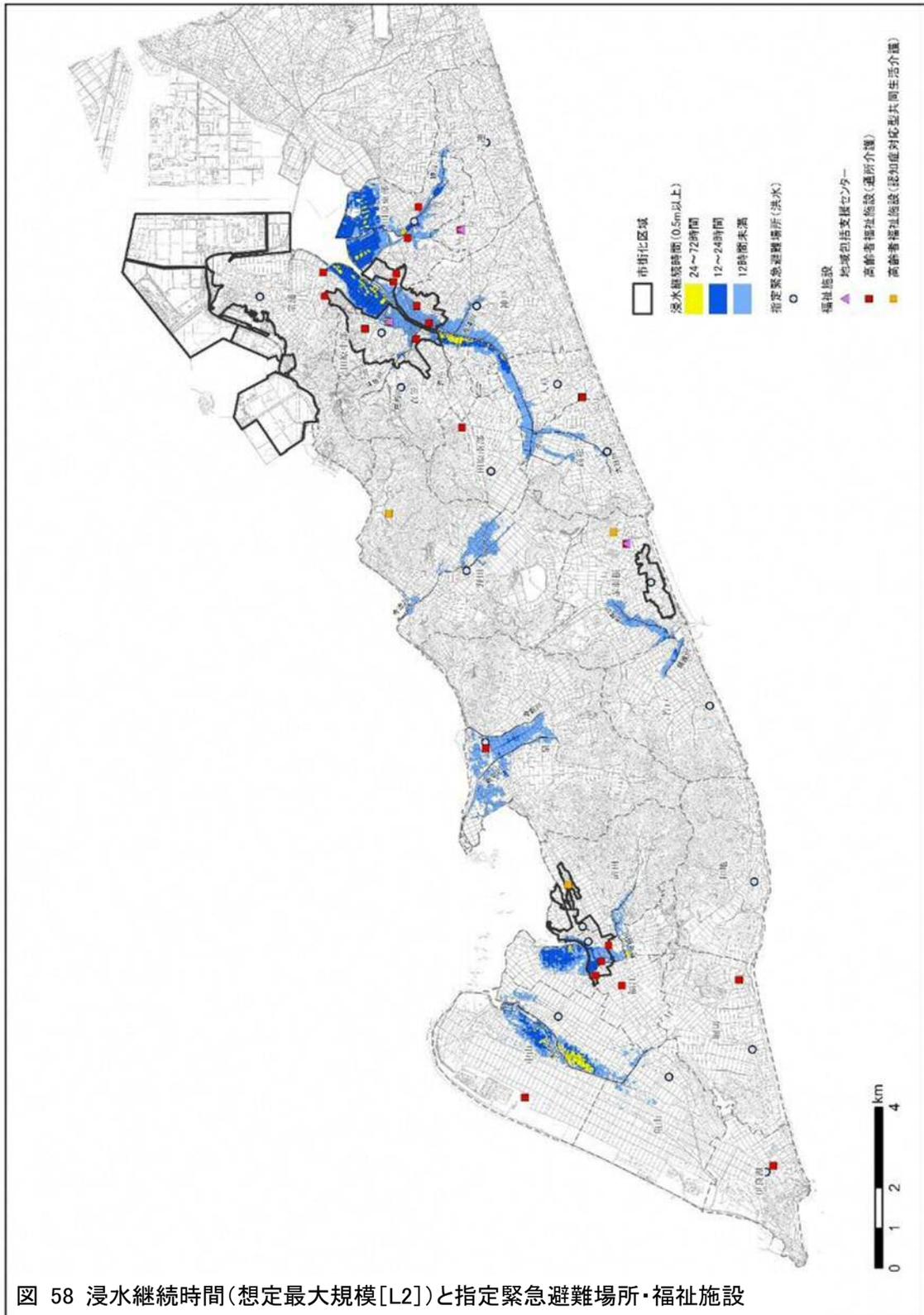


図 58 浸水継続時間(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設

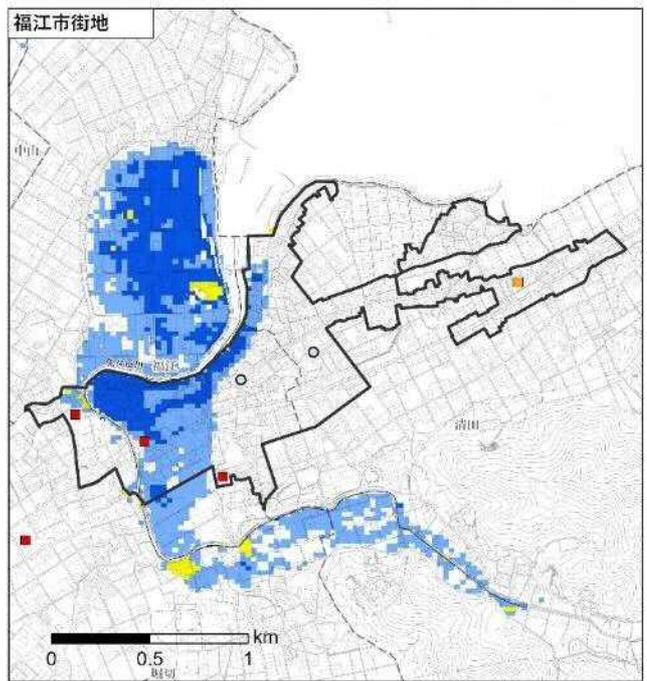
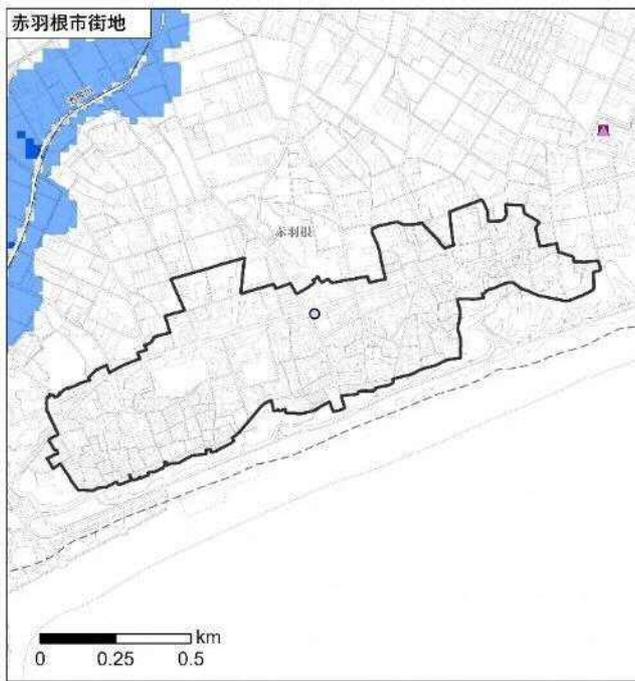
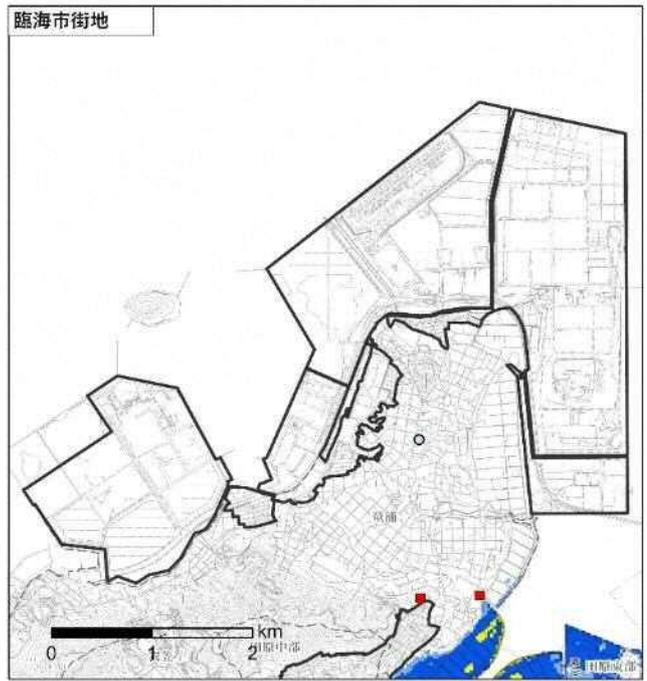
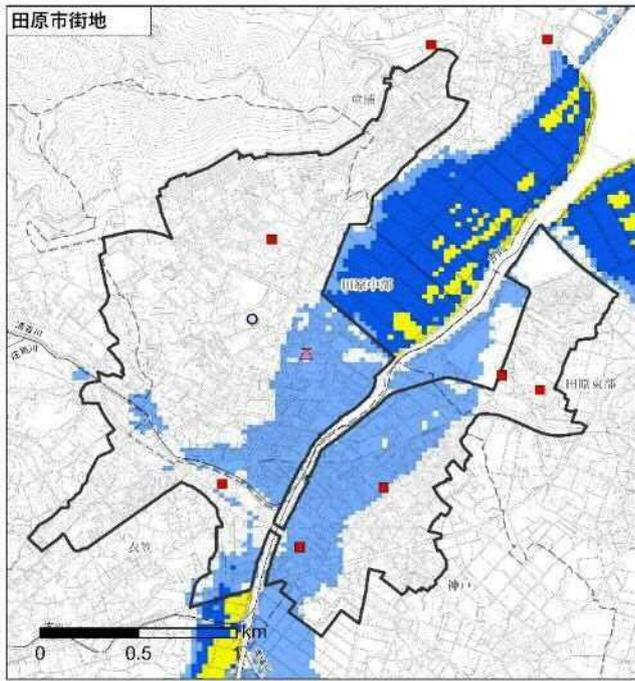


図 59 浸水継続時間(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2]) × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で家屋倒壊等氾濫想定区域に立地する施設はありません。

福祉施設で家屋倒壊等氾濫想定区域に立地する施設はありません。

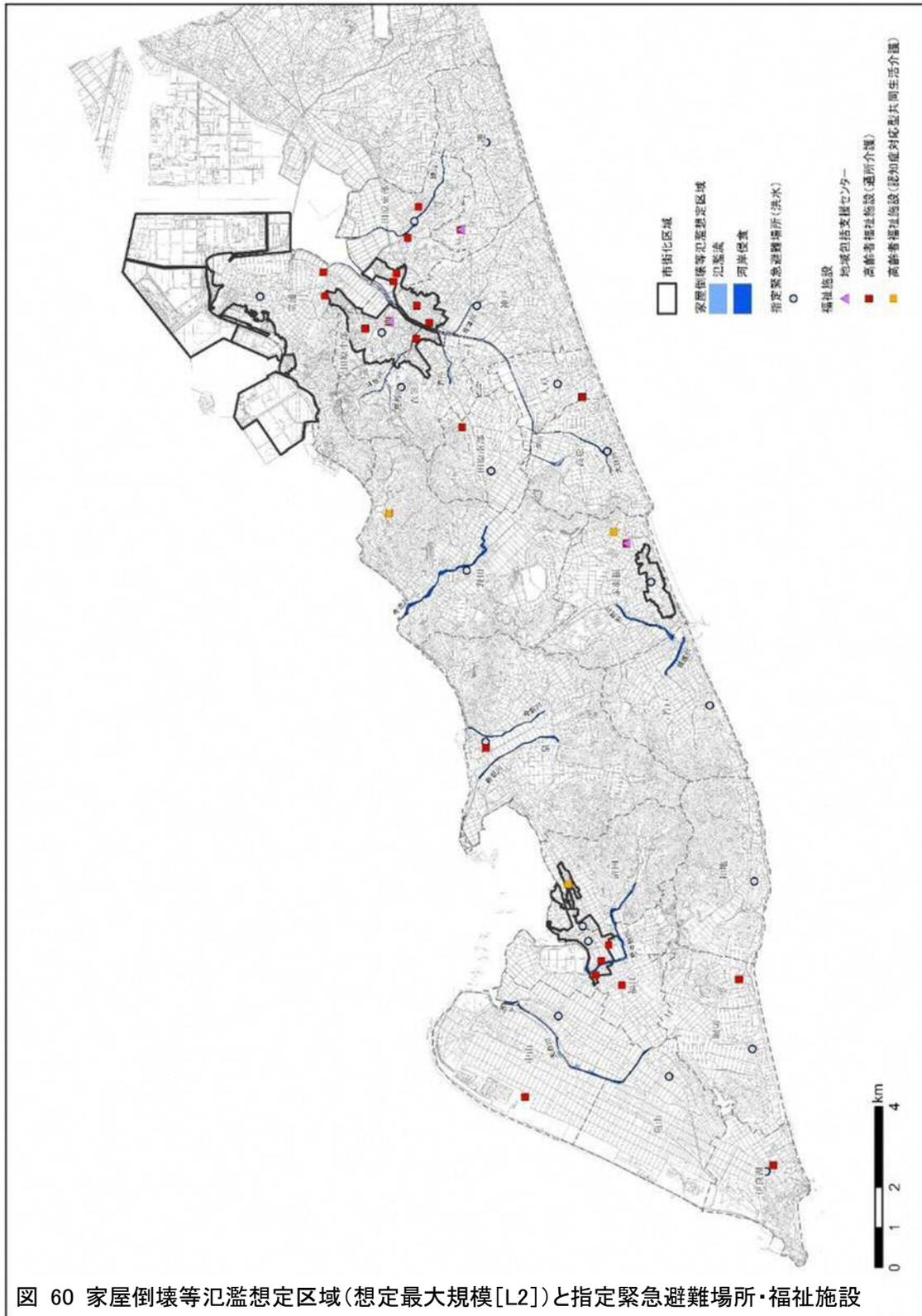


図 60 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設

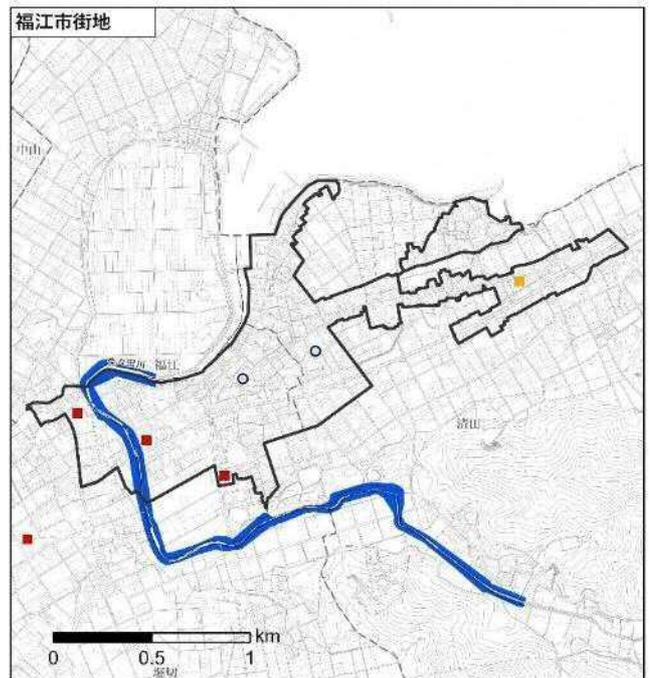
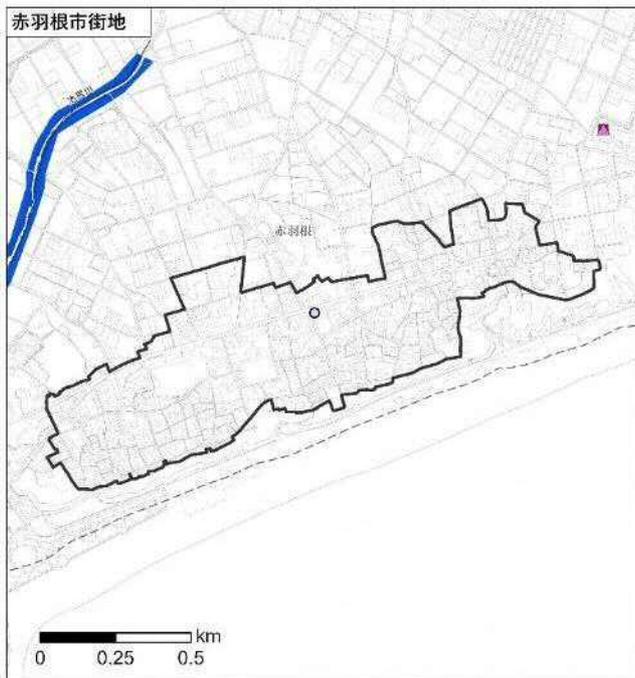
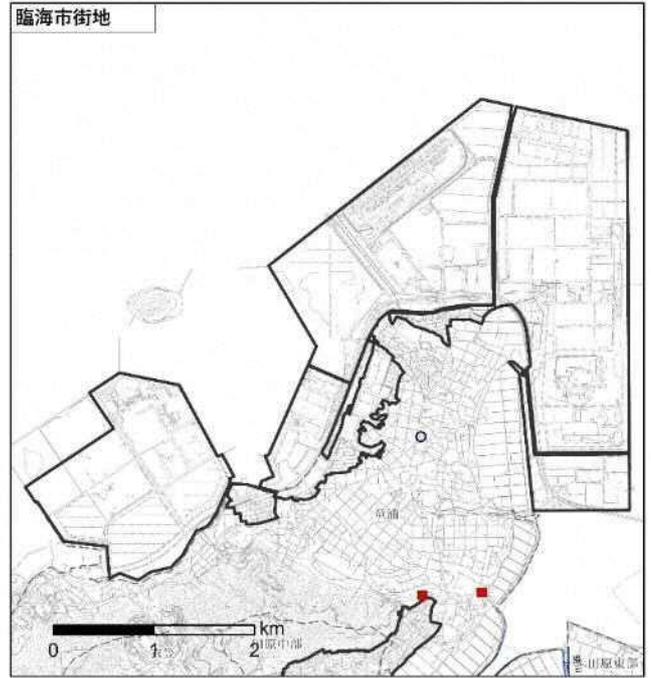
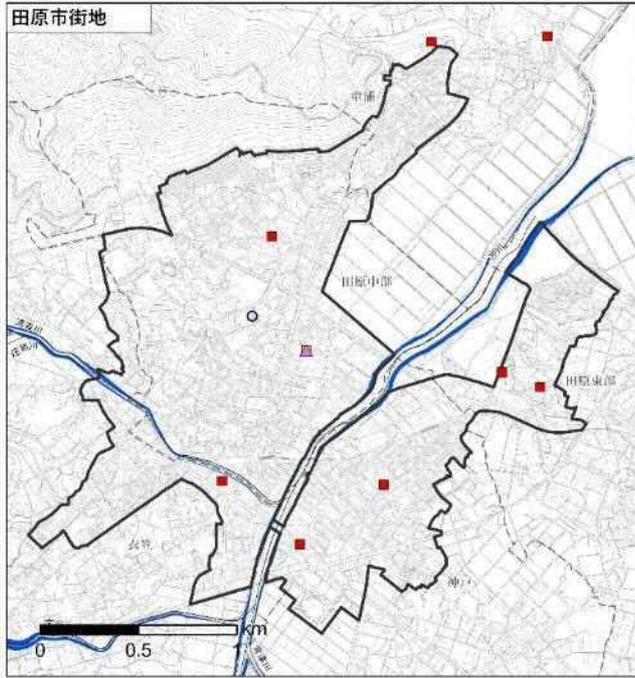


図 61 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[高潮 浸水深(想定最大規模[L2]) × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で浸水深 3m 以上が想定される施設はありませんが、浸水深 0.5~3mが想定されている箇所が泉地区に 1 か所あります。

福祉施設で浸水深 3m 以上が想定されている箇所はありませんが、浸水深 0.5~3mが想定されている箇所は、神戸地区で 1 か所、田原中部地区で 1 か所、泉地区で 1 か所あり、浸水深 0.5m未満が想定されている箇所は、中山地区で 1 か所あります。

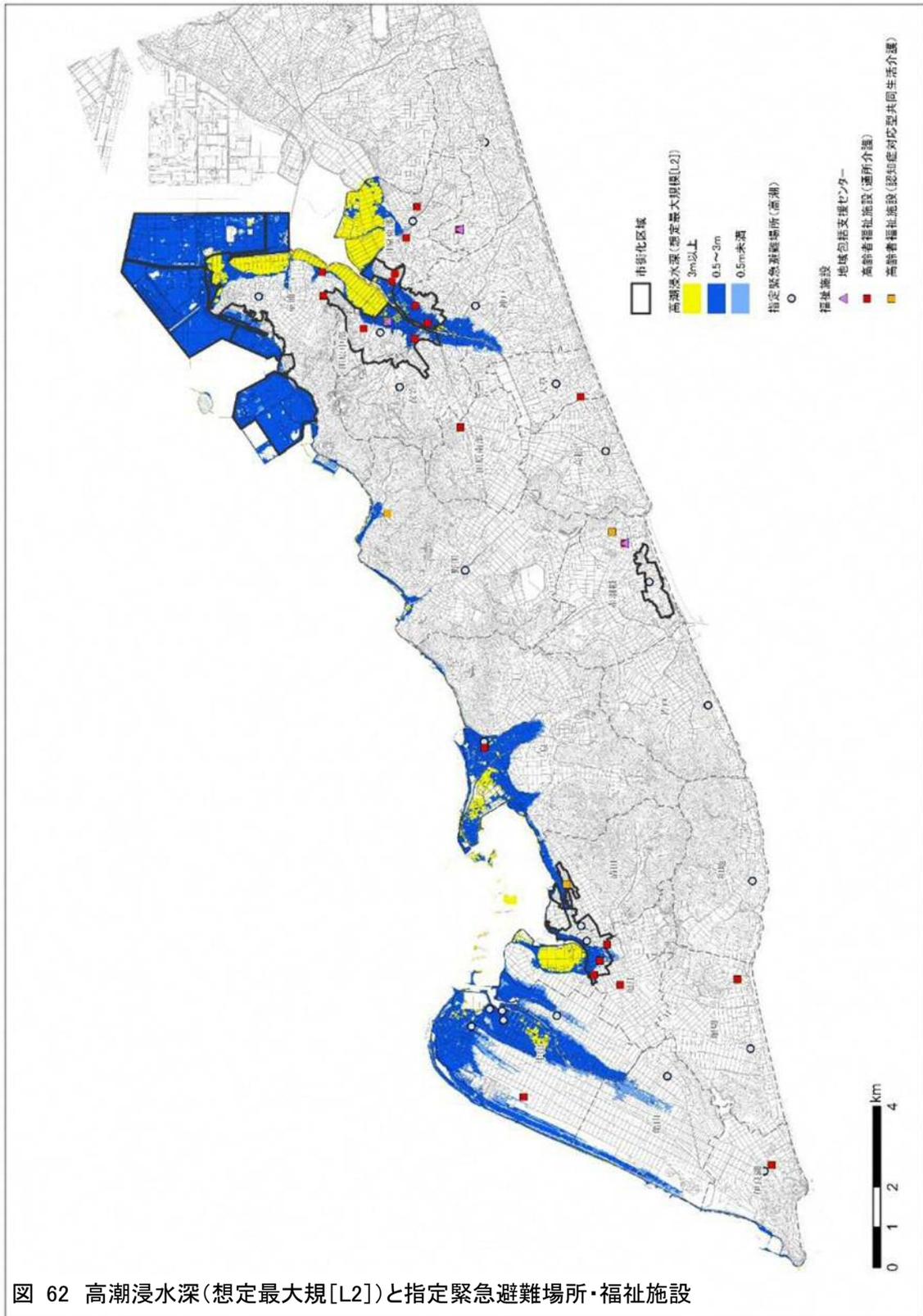


図 62 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設

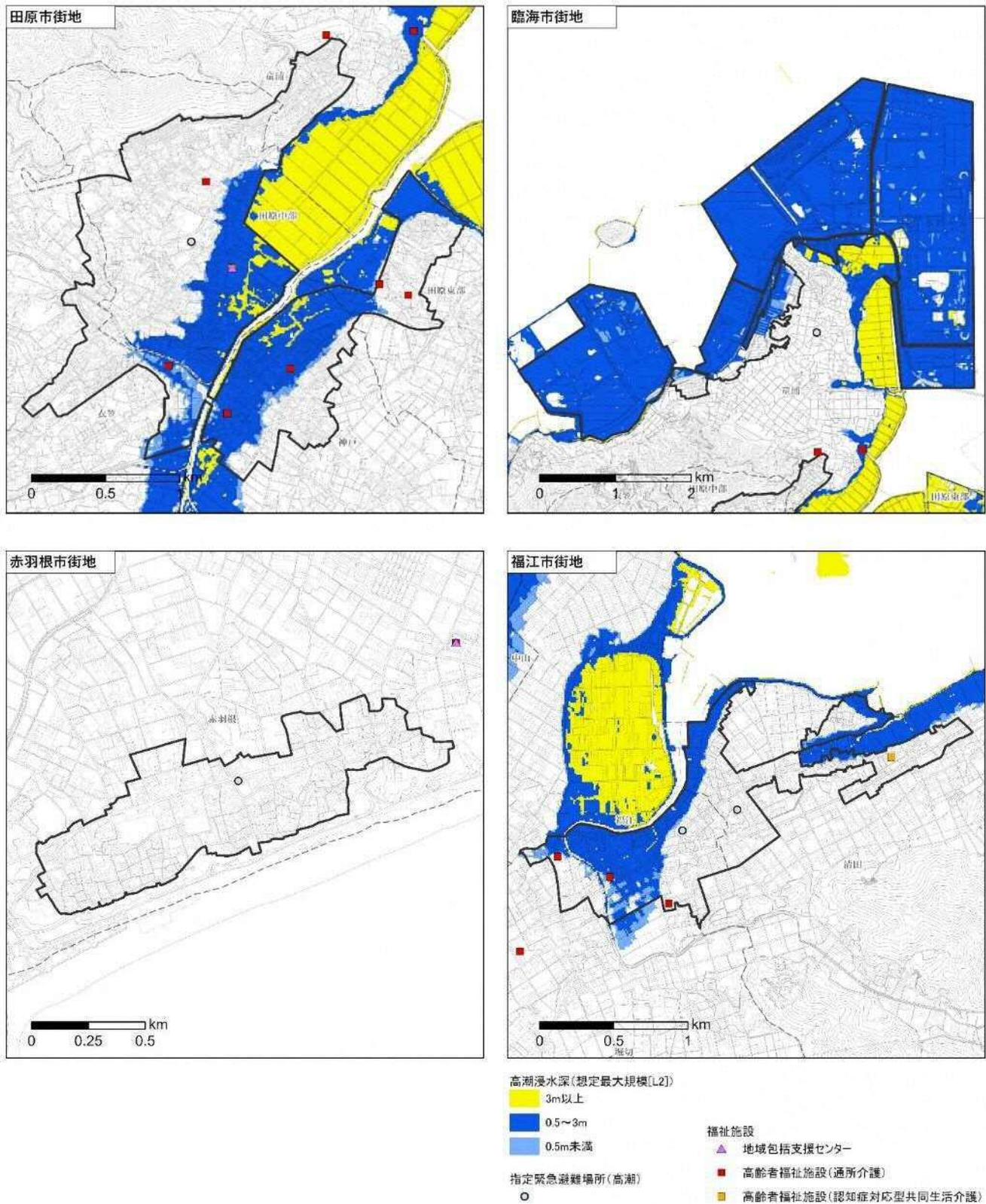


図 63 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[高潮 浸水深(過去最大規模[L1]) × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で浸水が想定される施設はありません。

福祉施設で浸水深 0.5m 以上が想定されている箇所はありませんが、浸水深 0.5m未満が想定されている箇所は、田原中部地区で1か所、泉地区で1か所あります。

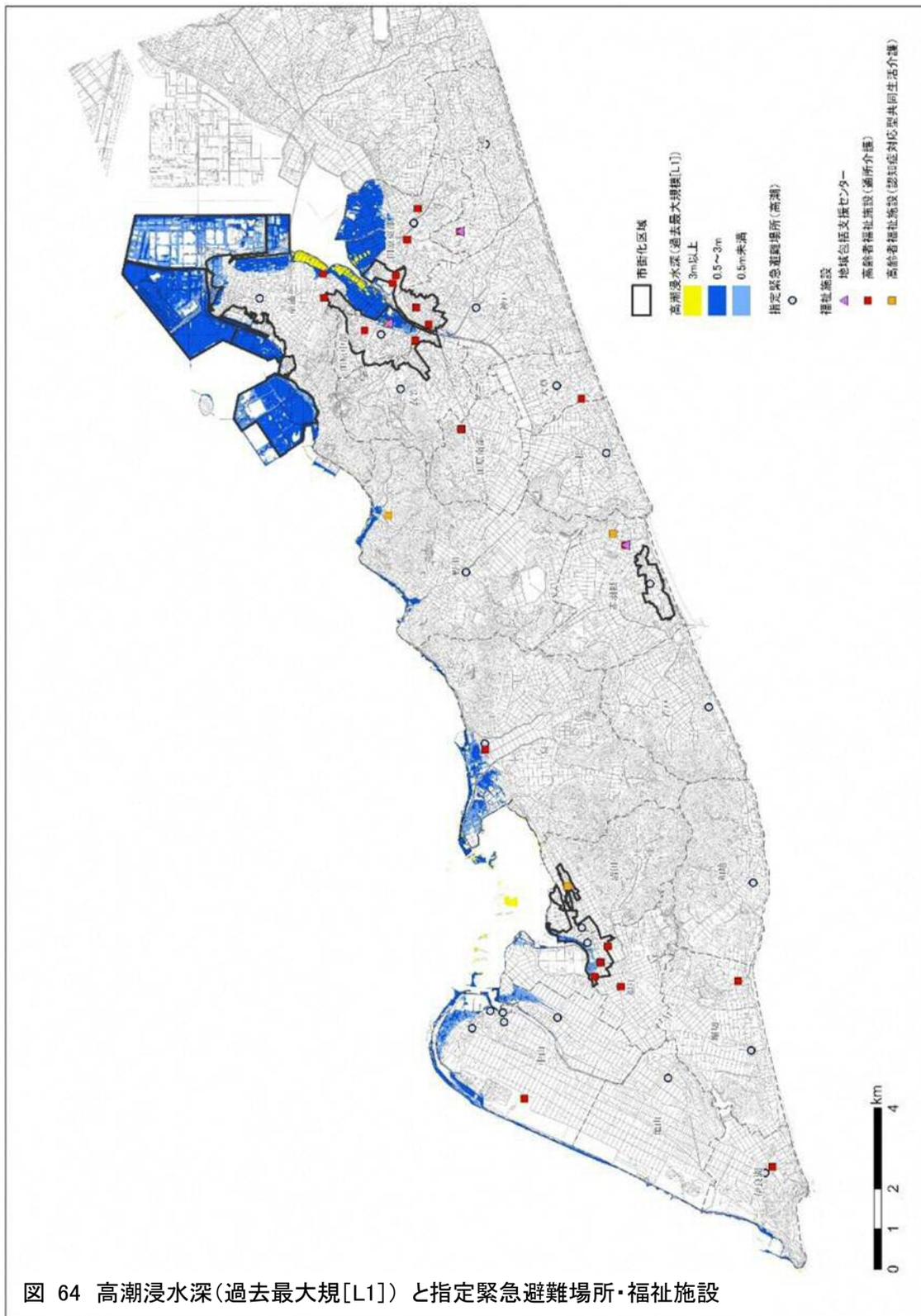


図 64 高潮浸水深(過去最大規[L1])と指定緊急避難場所・福祉施設

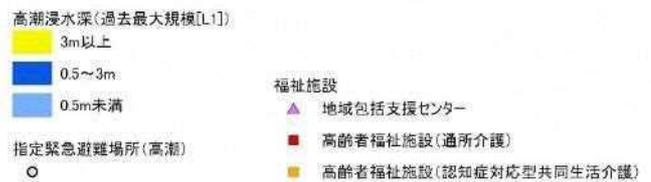
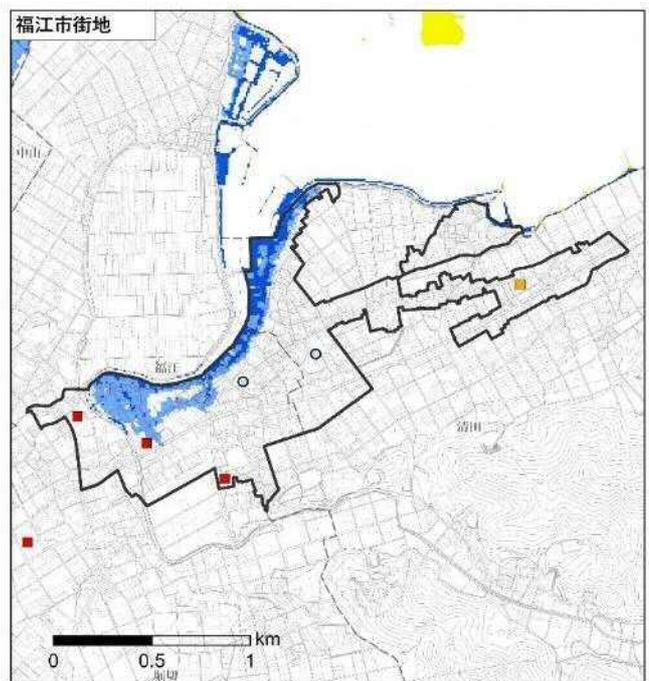
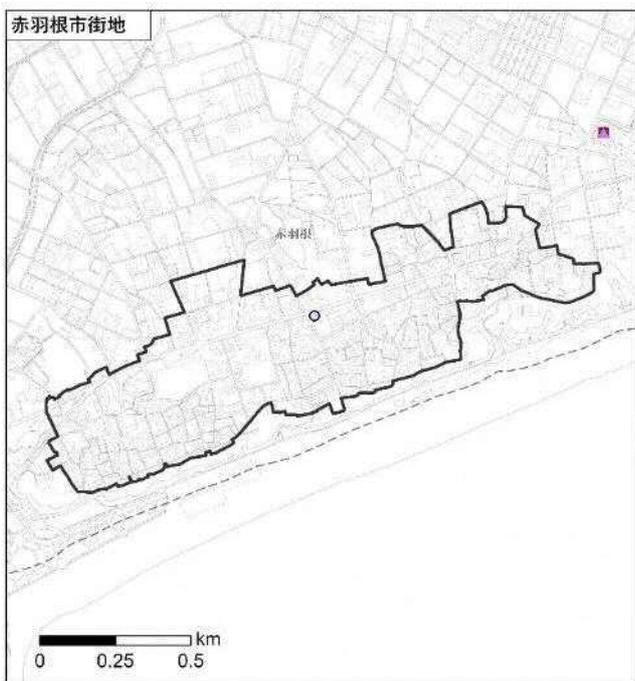
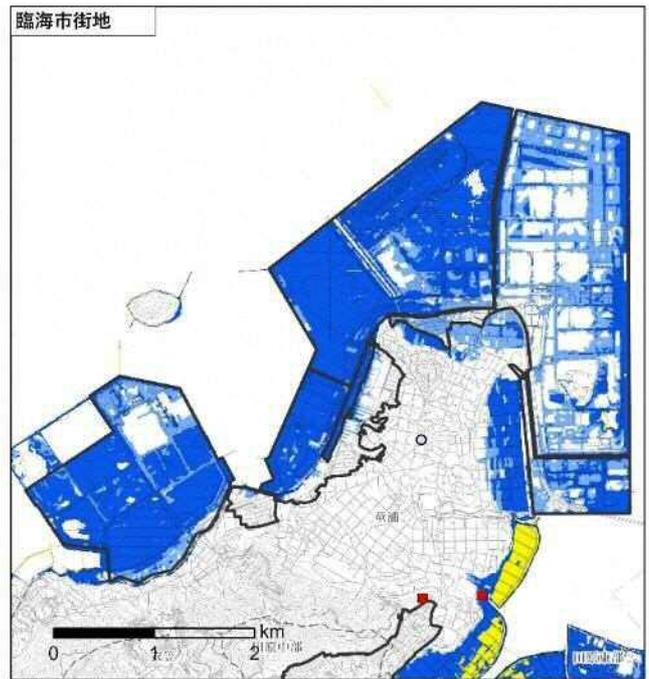
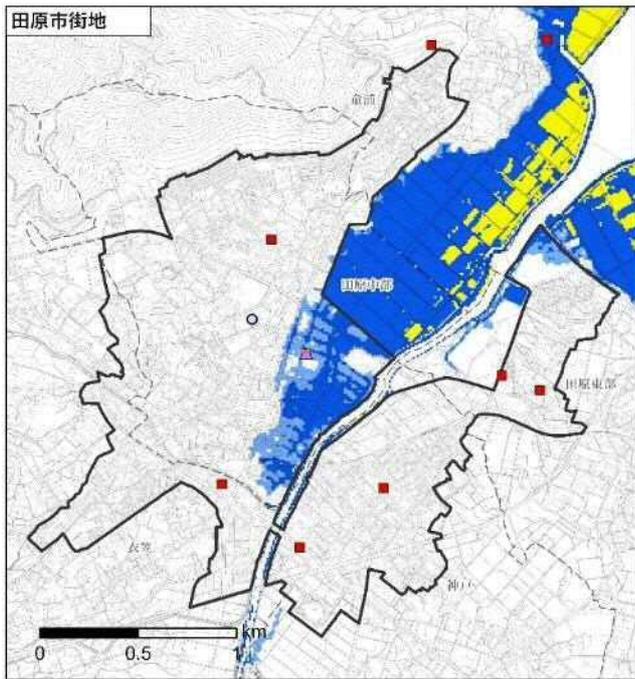


図 65 高潮浸水深(過去最大規模[L1])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[津波浸水深×指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(地震避難所)で浸水深2m以上が想定される施設はありません。

福祉施設で浸水深2m以上が想定されている箇所はありませんが、浸水深0.3~2mが想定されている箇所は、泉地区で1か所あり、浸水深0.3m未満が想定されている箇所は、神戸地区で1か所、田原中部地区で1か所、堀切地区で1か所あります。

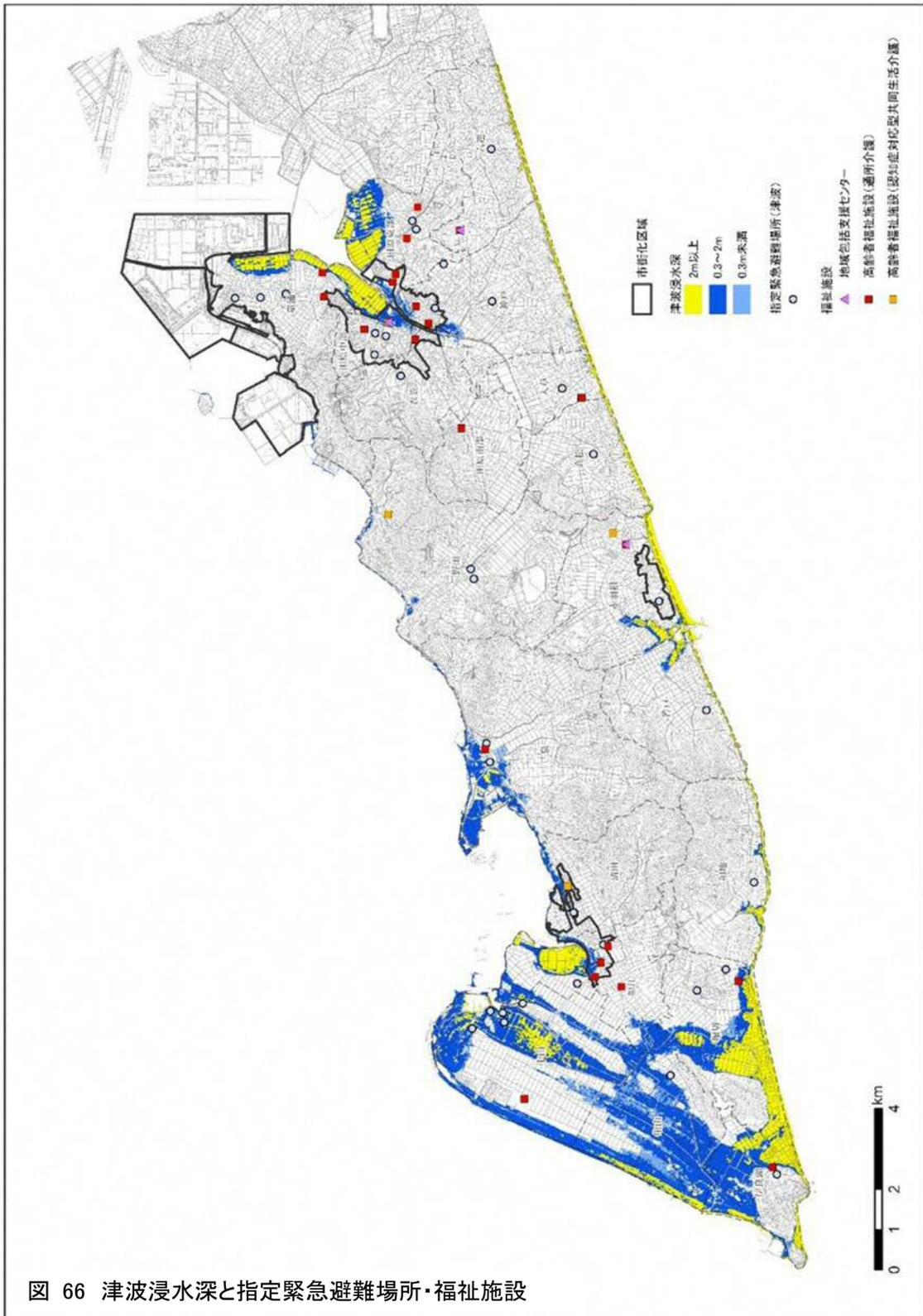


図 66 津波浸水深と指定緊急避難場所・福祉施設

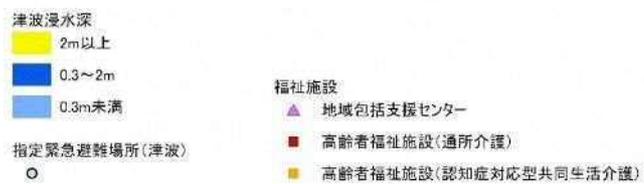
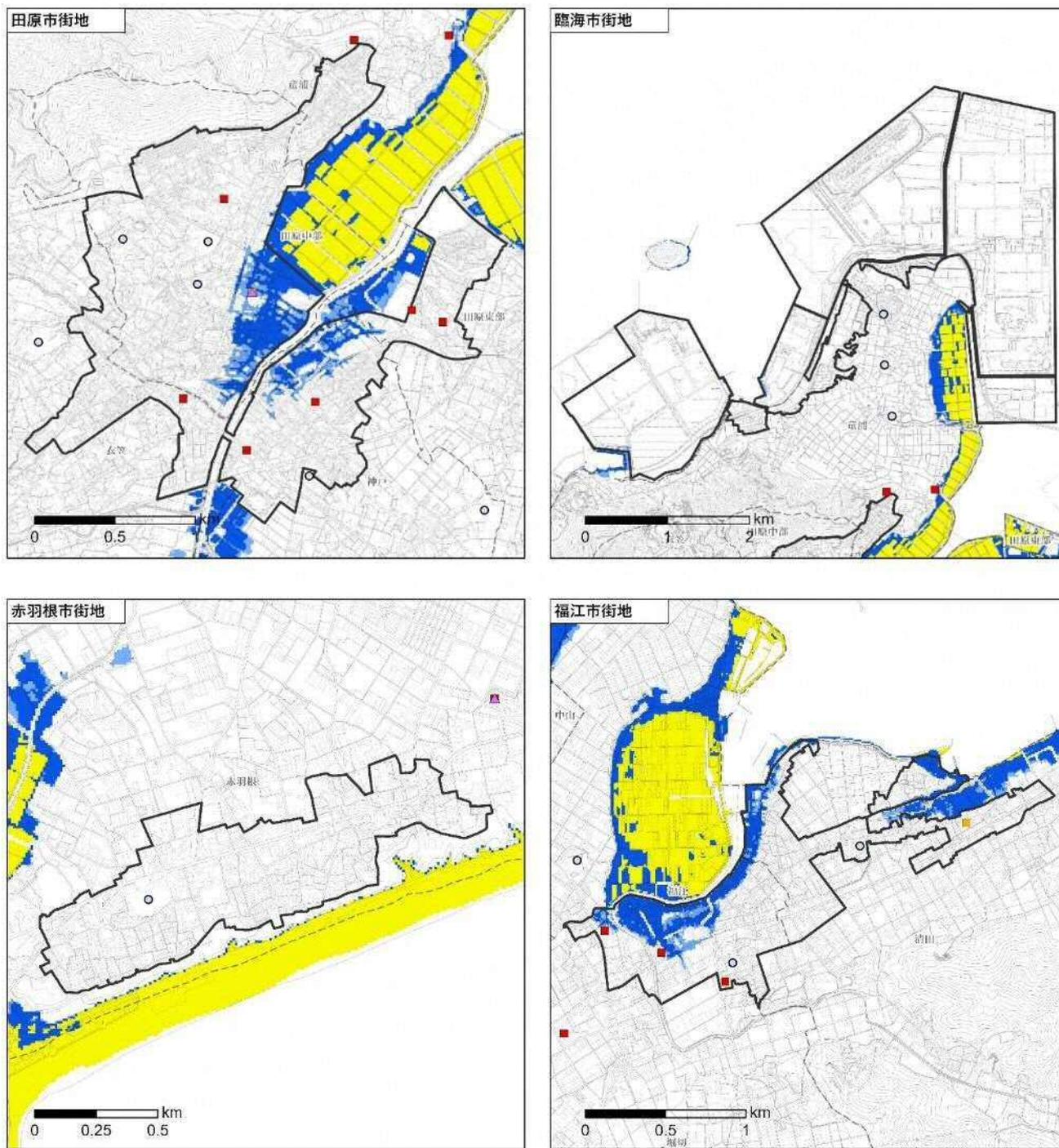


図 67 津波浸水深と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[土砂災害 × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で土砂災害による被害のおそれがある施設は、野田地区に 1 か所あります。
 (土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)内の施設)

福祉施設で土砂災害による被害のおそれがある施設はありません。

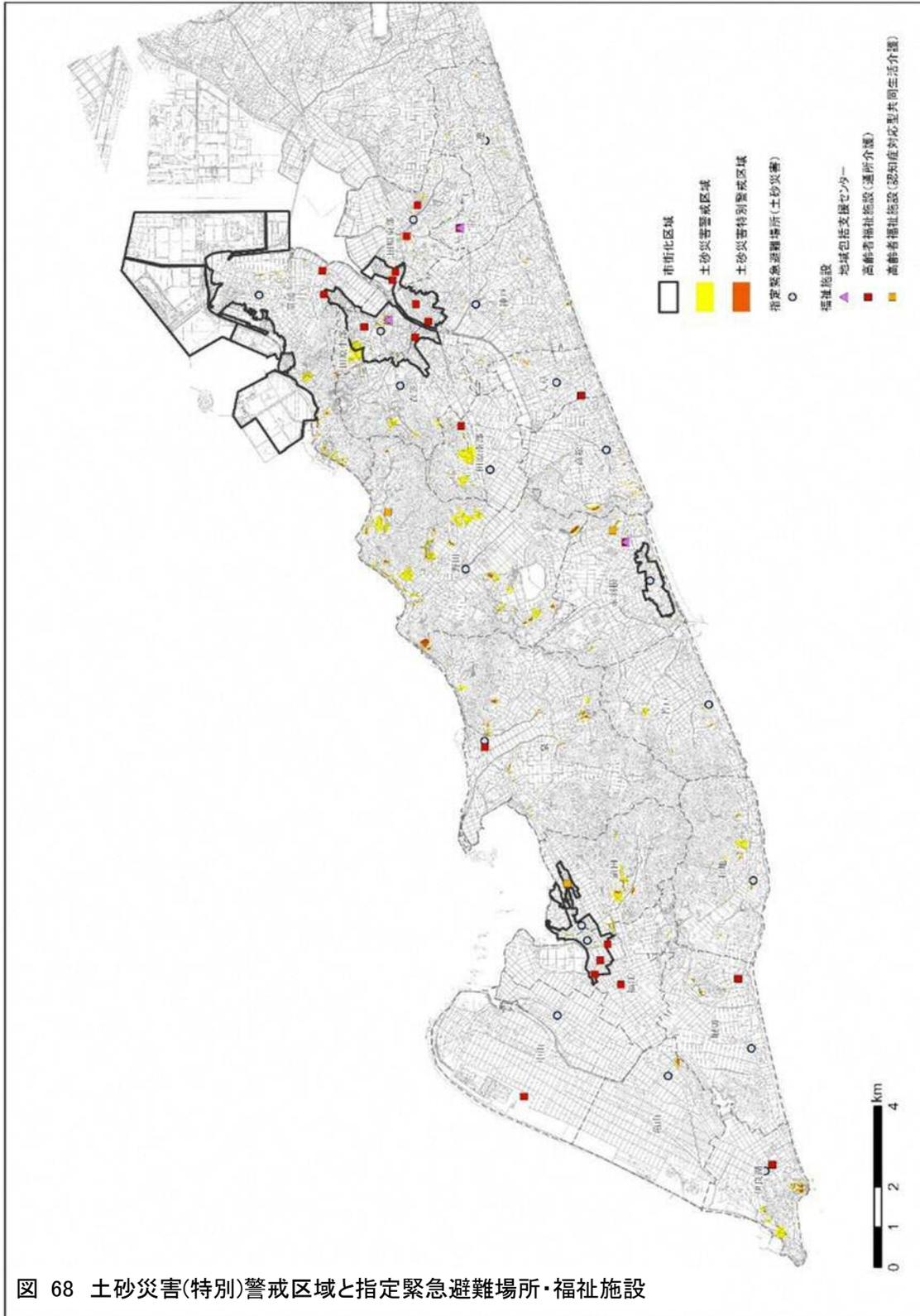


図 68 土砂災害(特別)警戒区域と指定緊急避難場所・福祉施設

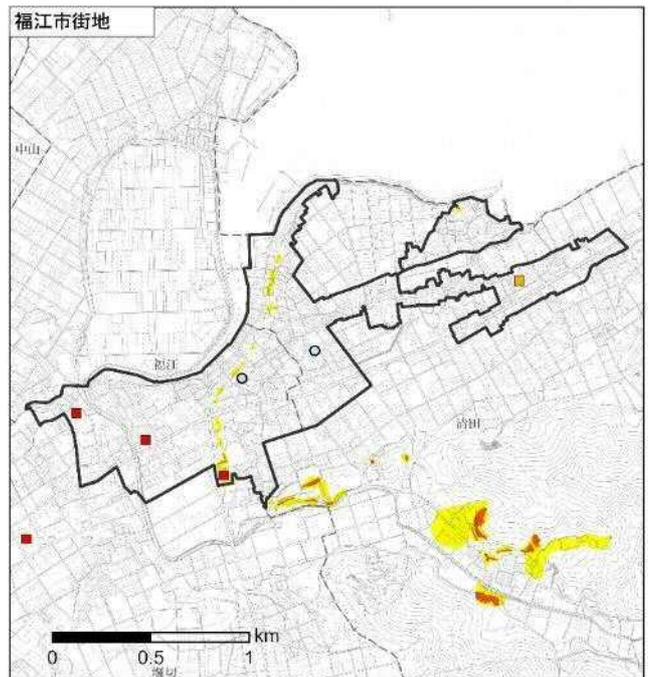
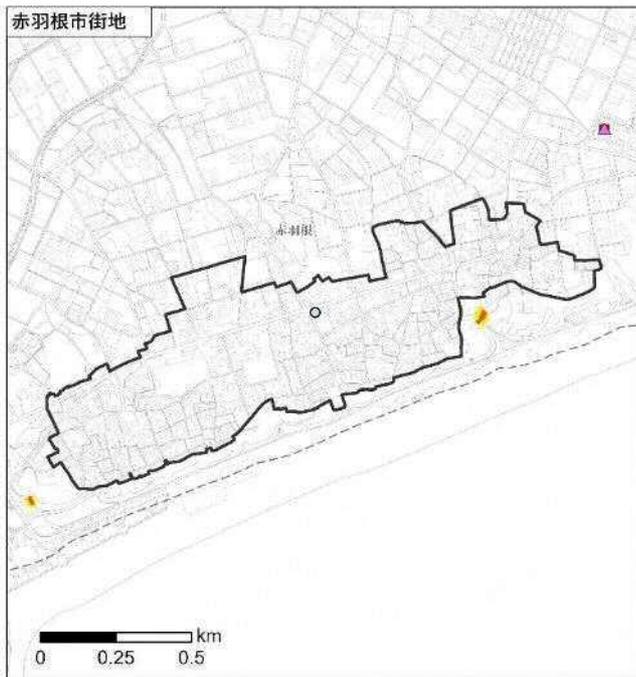
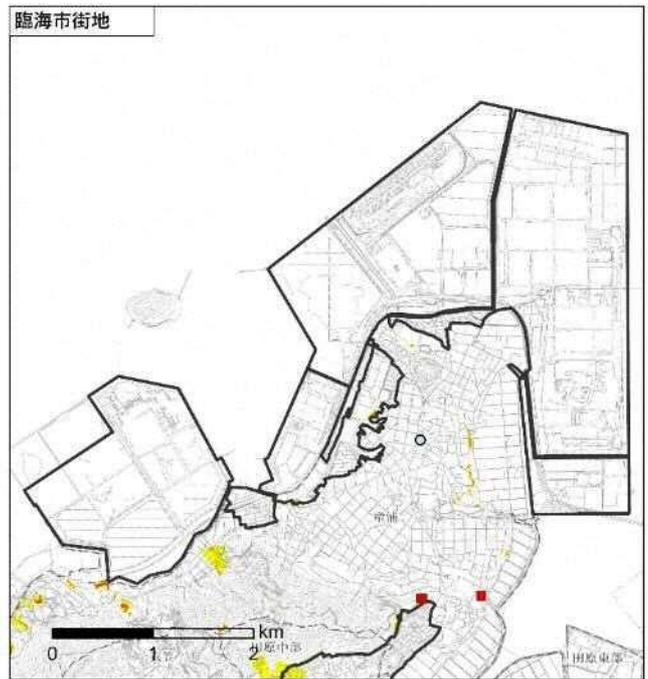
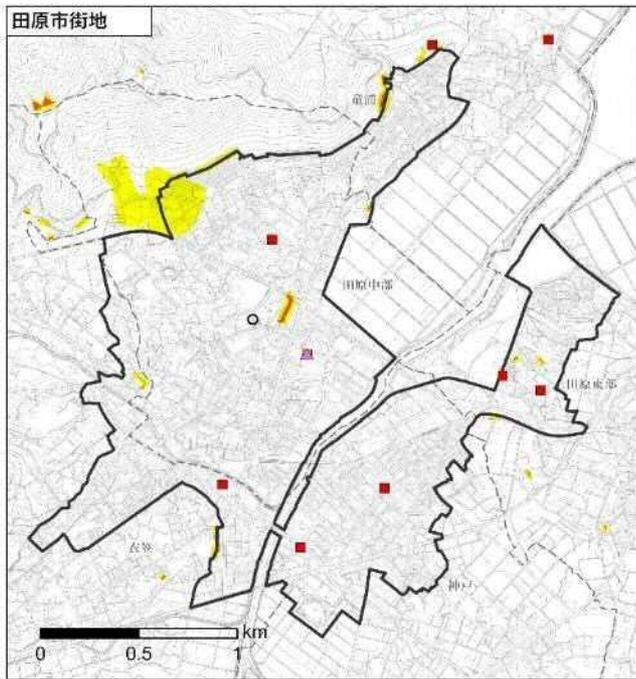
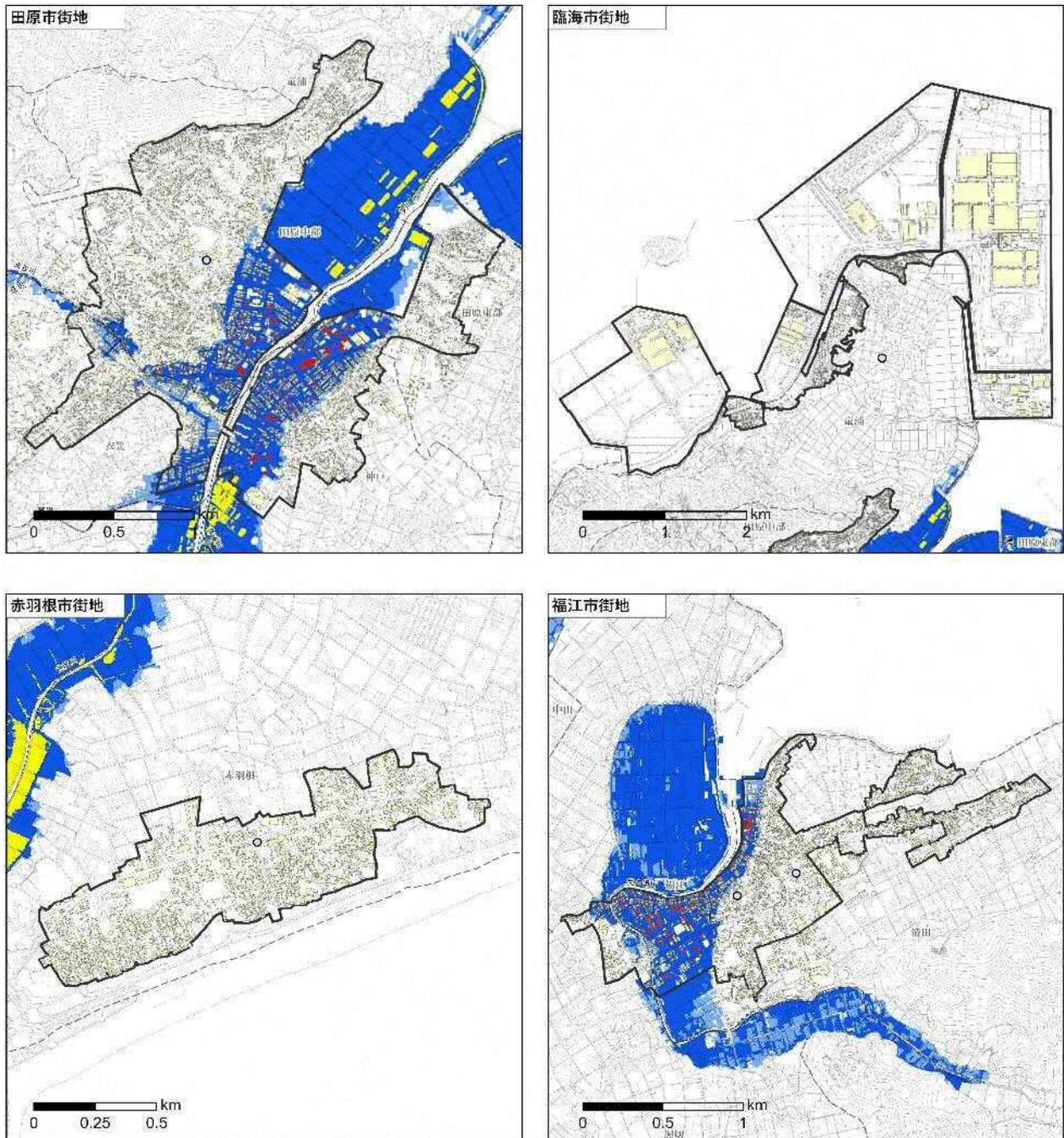


図 69 土砂災害(特別)警戒区域と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

④ 垂直避難することが出来るか

[洪水 浸水深(想定最大規模[L2]) × 建物]

田原市街地及び福江市街地において、床上浸水のおそれがある浸水深 0.5m 以上の想定区域に、1 階建ての建物が多く存在します。



市街地	避難リスクの高い 建物割合(延床面積)
田原	4.5%
臨海	0.0%
赤羽根	0.0%
福江	8.2%

洪水浸水深(想定最大規模[L2]):
 3m以上
 0.5~3m
 0.5m未満

指定緊急避難場所(洪水)
 ○

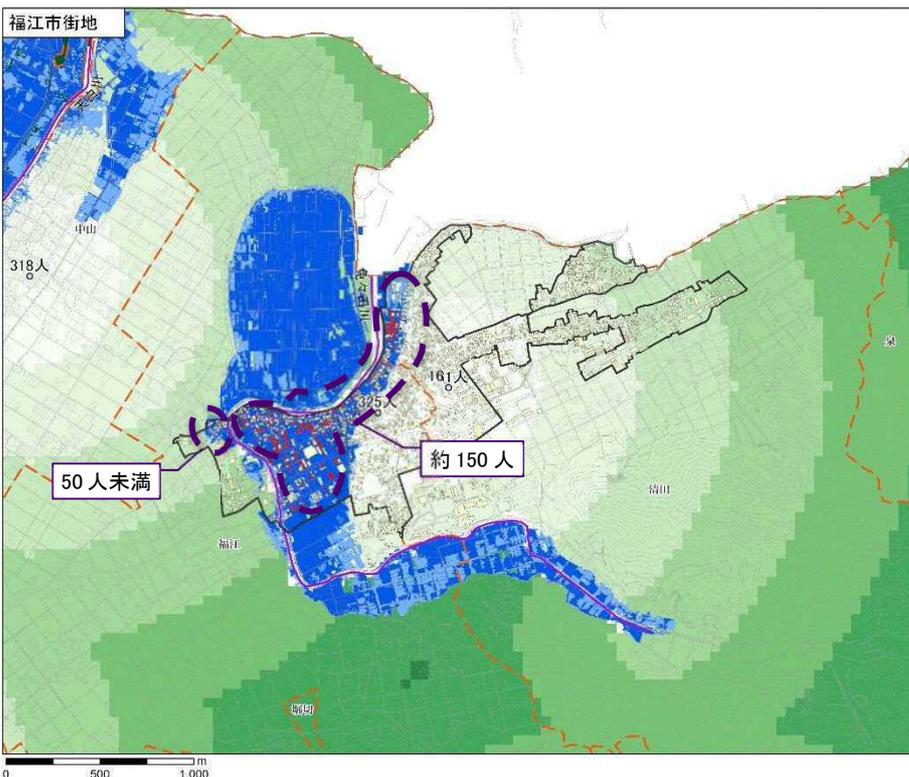
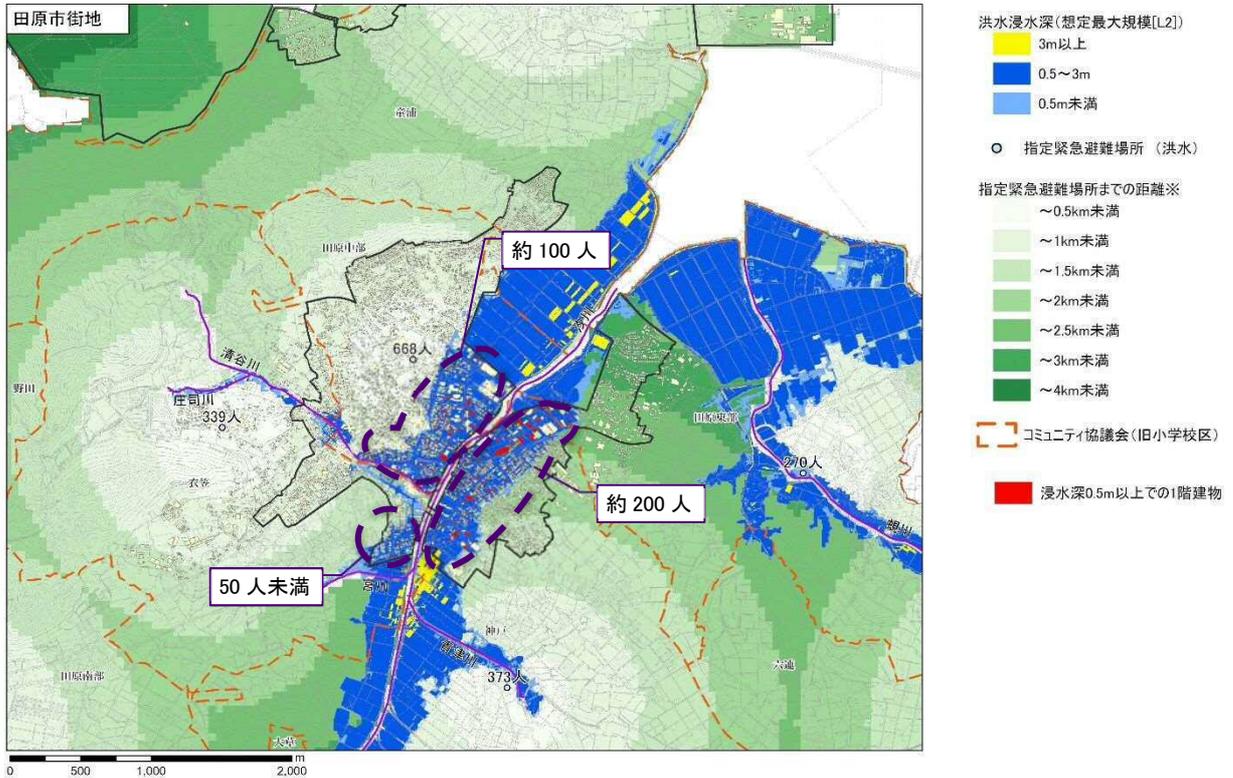
市街化区域
 浸水深0.5m以上の1階建物

図 70 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と建物階数

[洪水 浸水深(想定最大規模[L2])×建物×指定緊急避難場所]

田原市街地において洪水浸水(想定最大規模[L2])が生じた際に、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の**居住者は約 350 人**と想定され、汐川右岸が最も多く、指定緊急避難場所までの距離が約2km以上となる範囲があります。

福江市街地は、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の**居住者は約 200 人**と想定され、免々田川右岸が多くなっていますが、指定緊急避難場所に近接しています。



- ※ 指定緊急避難場所までの距離は氾濫河川を迂回する直線距離である
- ※ 図中の囲み無し人数は、各施設の収容可能人員である
- ※ 図中の囲み人数は、河川で分けられたエリアごとの垂直避難が困難と考えられる建物の居住者数の合計である
- ※ 前記の建物居住者数は、基礎調査結果における住宅系建物の延べ床面積の按分により推計した概数である

図 71 洪水浸水深(想定最大規模[L2])、建物階数、指定緊急避難場所(田原市街地、福江市街地)

[洪水 浸水深(計画規模[L1]) × 建物]

田原市街地及び福江市街地において、床上浸水のおそれがある浸水深 0.5m 以上の想定区域に、1 階建ての建物が存在します。

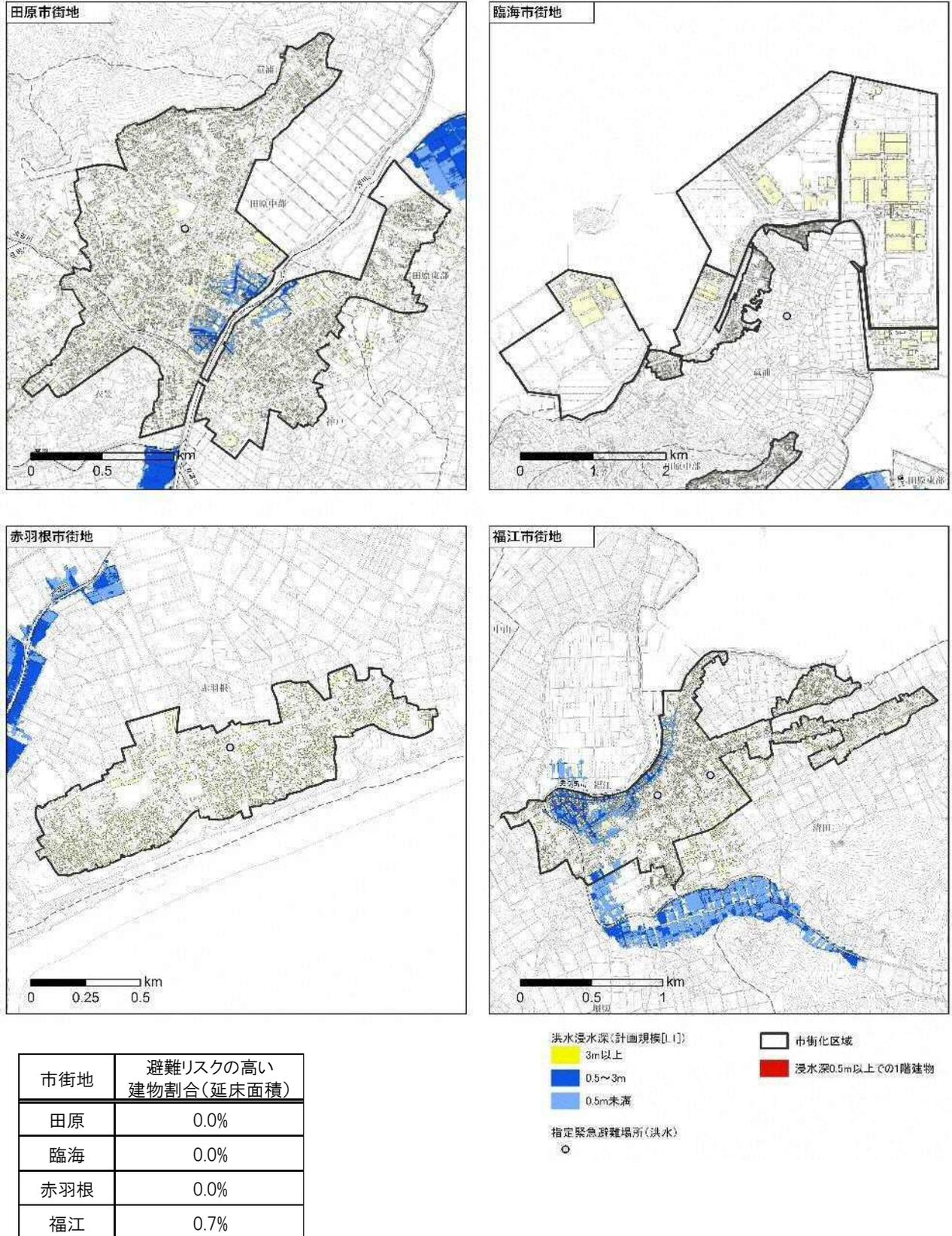
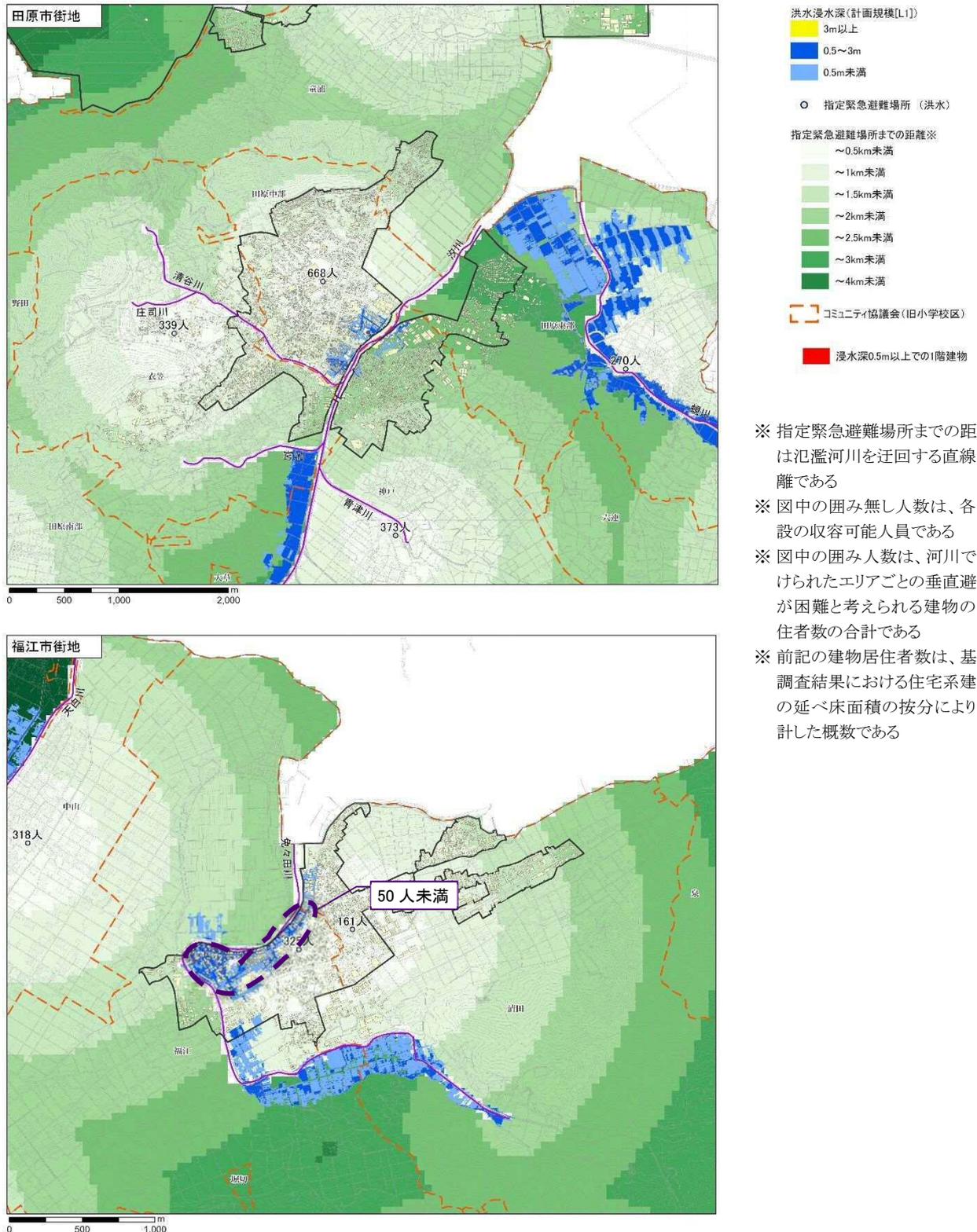


図 72 洪水浸水深(計画規模[L1])と建物階数

[洪水 浸水深(計画規模[L1]) × 建物 × 指定緊急避難場所]

田原市街地において洪水浸水(計画規模[L1])が生じた際に、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者はほとんどいません。

福江市街地は、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者は50人未満と想定されていますが、指定緊急避難場所に近接しています。



- ※ 指定緊急避難場所までの距離は氾濫河川を迂回する直線距離である
- ※ 図中の囲み無し人数は、各施設の収容可能人員である
- ※ 図中の囲み人数は、河川で分けられたエリアごとの垂直避難が困難と考えられる建物の居住者数の合計である
- ※ 前記の建物居住者数は、基礎調査結果における住宅系建物の延べ床面積の按分により推計した概数である

図 73 洪水浸水深(計画規模[L1])、建物階数、指定緊急避難場所(田原市街地、福江市街地)

[洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2]) × 建物]

田原市街地及び福江市街地において、家屋倒壊等氾濫想定区域に建物が存在し、家屋流出等のおそれがあります。

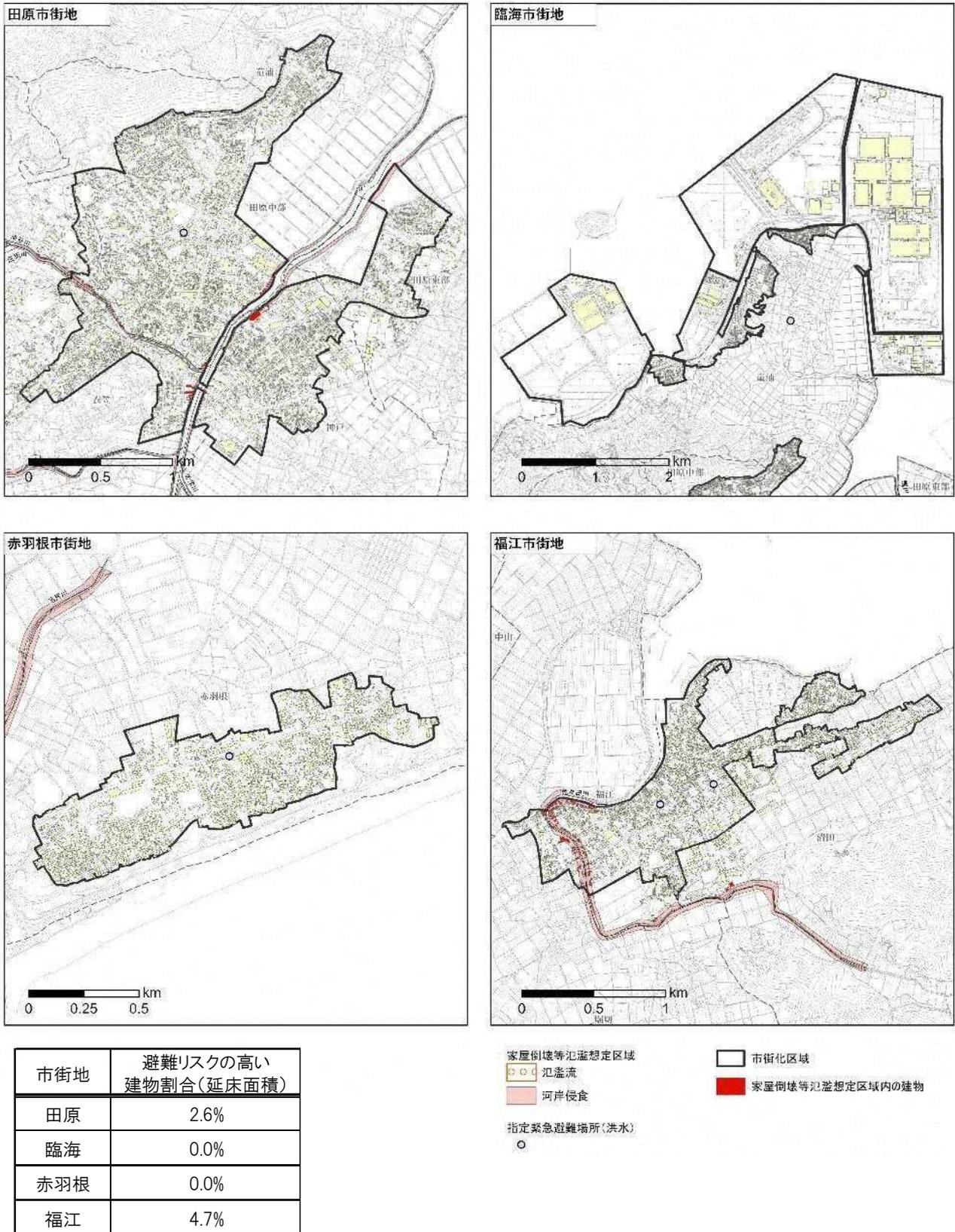
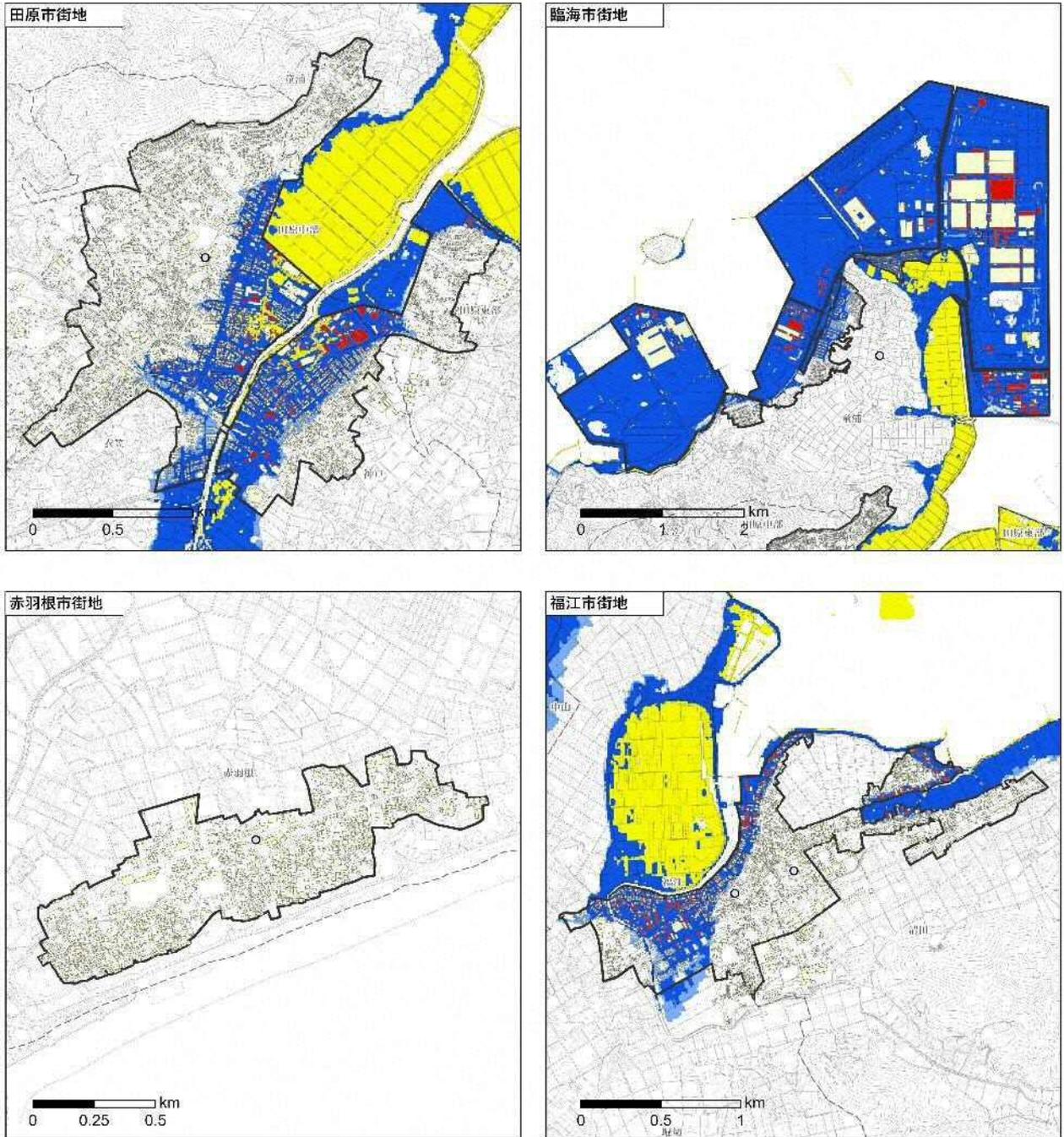


図 74 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と建物立地

[高潮 浸水深(想定最大規模[L2]) × 建物]

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地において、床上浸水のおそれがある浸水深 0.5m 以上での 1 階建ての建物及び 2 階部分が浸水する可能性がある浸水深 3m 以上での 2 階建ての建物が存在します。

このうち約 2 割の建物が臨海市街地に存在し、このほとんどは工場又は運輸倉庫です。



市街地	避難リスクの高い 建物割合(延床面積)
田原	6.4%
臨海	22.4%
赤羽根	0.0%
福江	12.0%



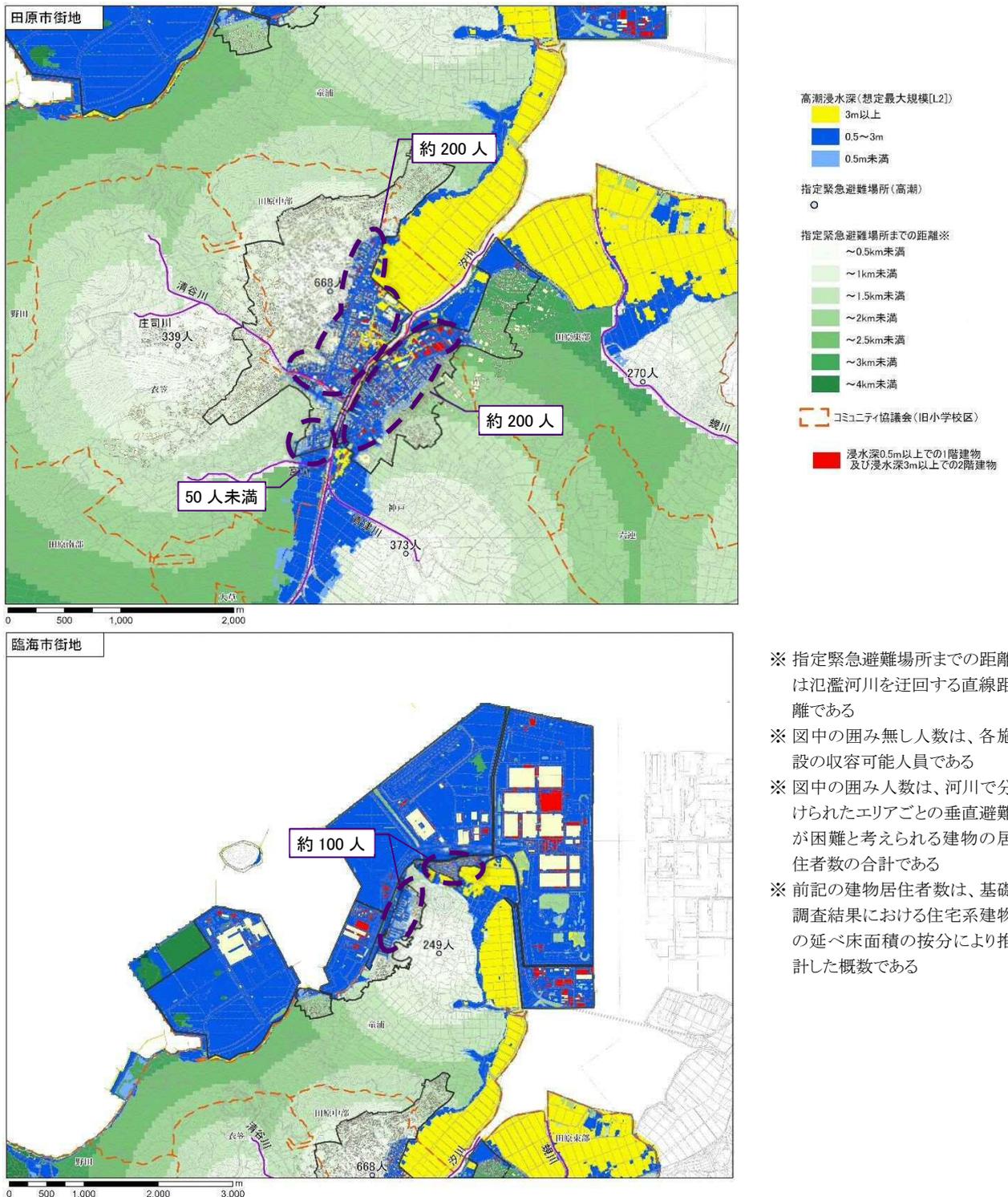
図 75 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と建物階数

[高潮 浸水深(想定最大規模[L2]) × 建物 × 指定緊急避難場所]

田原市街地において高潮浸水(想定最大規模[L2])が生じた際に、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者は約 450 人と想定され、汐川の両岸がそれぞれ多く、左岸では指定緊急避難場所に近接していますが、右岸では指定緊急避難場所までの距離が約 2km 以上となる範囲があります。

臨海市街地は、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者は約 100 人と想定されますが、指定緊急避難場所に近接しています。

福江市街地は、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者は約 350 人と想定され、免々田川右岸が多くなっていますが、指定緊急避難場所に近接しています。



- ※ 指定緊急避難場所までの距離は氾濫河川を迂回する直線距離である
- ※ 図中の囲み無し人数は、各施設の収容可能人員である
- ※ 図中の囲み人数は、河川で分けられたエリアごとの垂直避難が困難と考えられる建物の居住者数の合計である
- ※ 前記の建物居住者数は、基礎調査結果における住宅系建物の延べ床面積の按分により推計した概数である

図 76 高潮浸水深(想定最大規模[L2])、建物階数、指定緊急避難場所(田原市街地、臨海市街地)

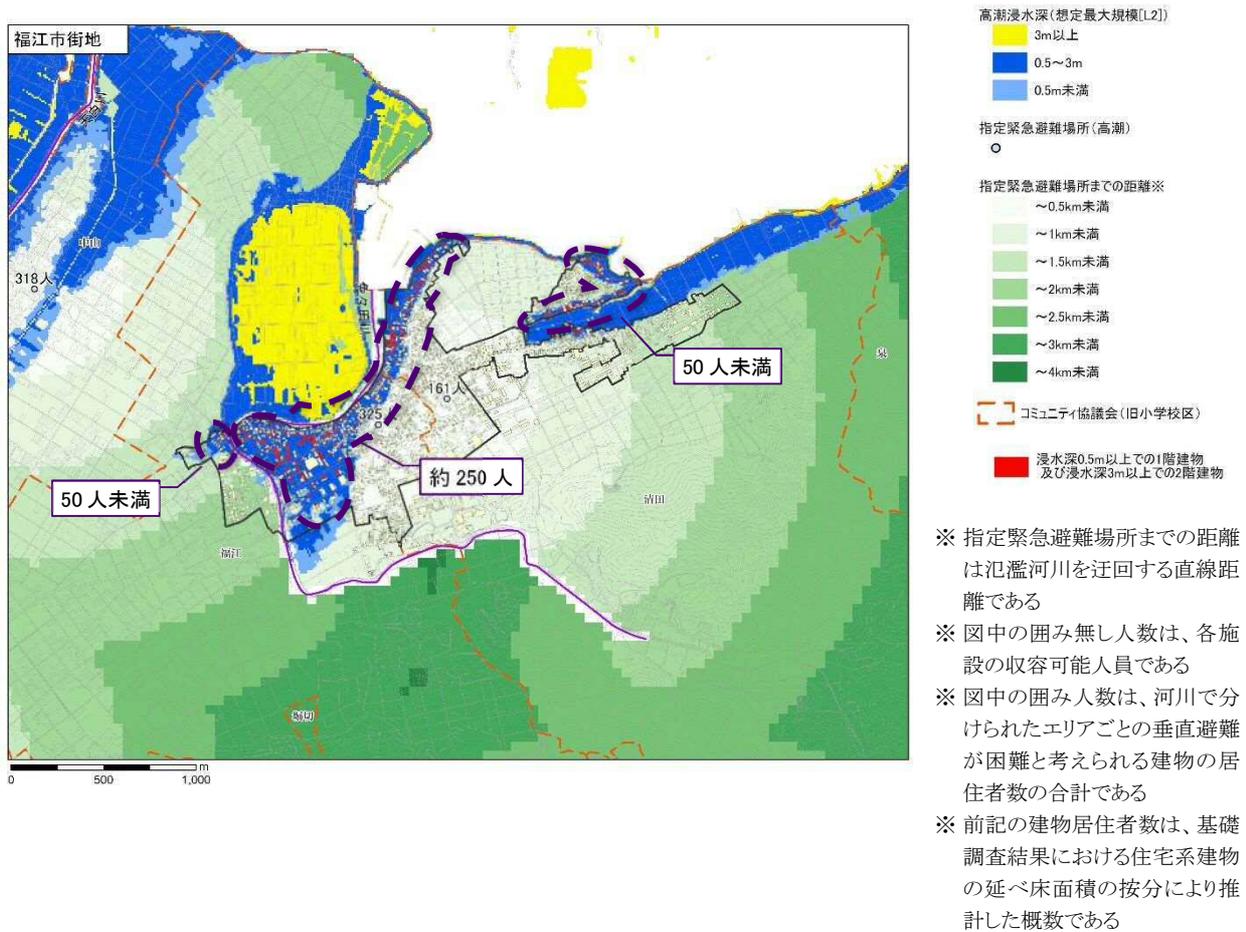


図 77 高潮浸水深(想定最大規模[L2])、建物階数、指定緊急避難場所(福江市街地)

[高潮 浸水深(過去最大規模[L1]) × 建物]

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地において、床上浸水のおそれがある浸水深0.5m以上の想定区域で1階建ての建物が存在します。

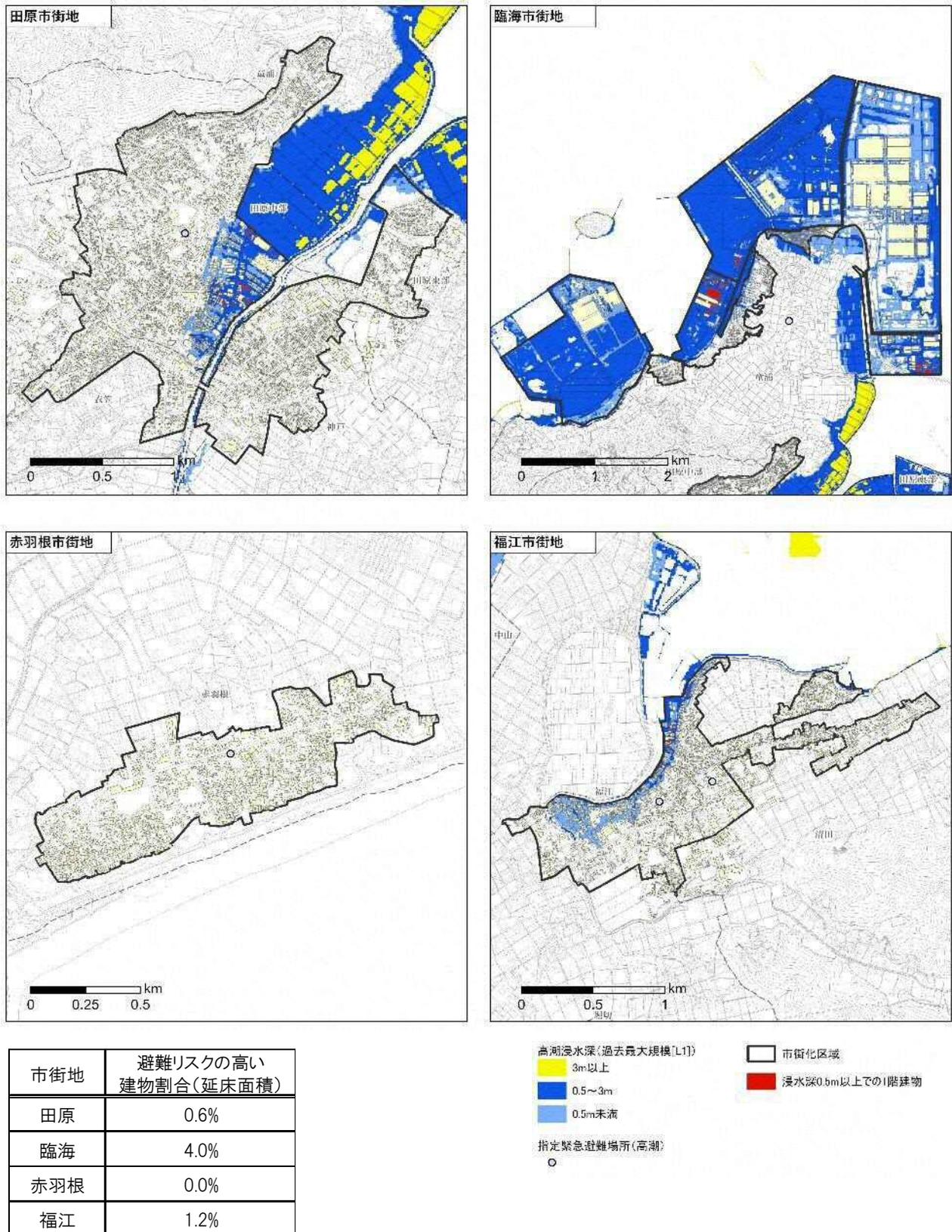


図 78 高潮浸水深(過去最大規模[L1])と建物階数

[高潮 浸水深(過去最大規模[L1]) × 建物 × 指定緊急避難場所]

田原市街地において高潮浸水(過去最大規模[L1])が生じた際に、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の**居住者は 50 人未満**と想定されますが、指定緊急避難場所に近接しています。

臨海市街地は、垂直避難が困難となる建物の居住者はほとんどいません。

福江市街地は、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の**居住者は 50 人未満**と想定されますが、指定緊急避難場所に近接しています。

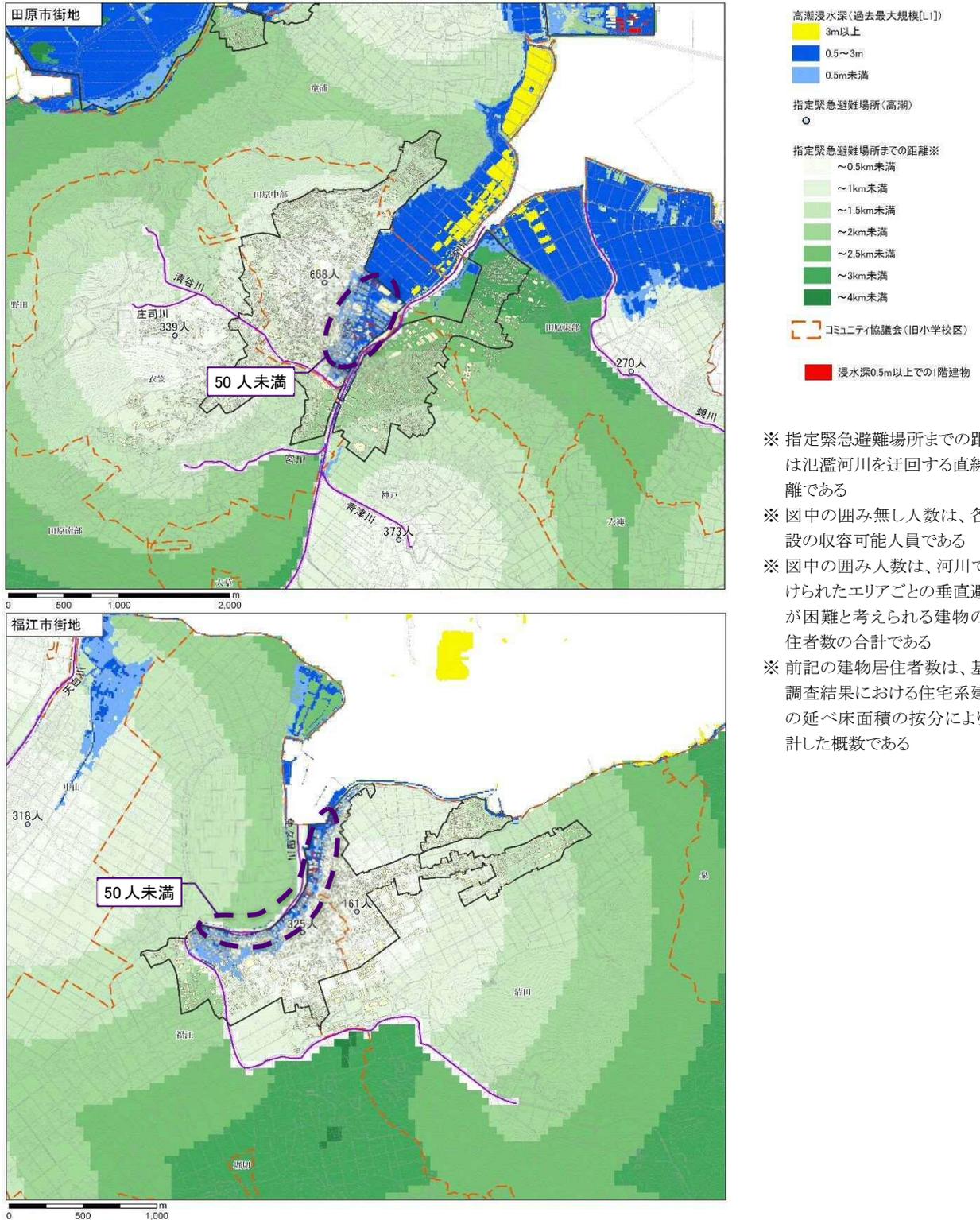


図 79 高潮浸水深(過去最大規模[L1])、建物階数、指定緊急避難場所(田原市街地、福江市街地)

[津波浸水深×建物]

田原市街地及び福江市街地において、人的被害が生じ始める浸水深 0.3m 以上(～2m)の想定区域で 1 階建ての建物が存在しています。

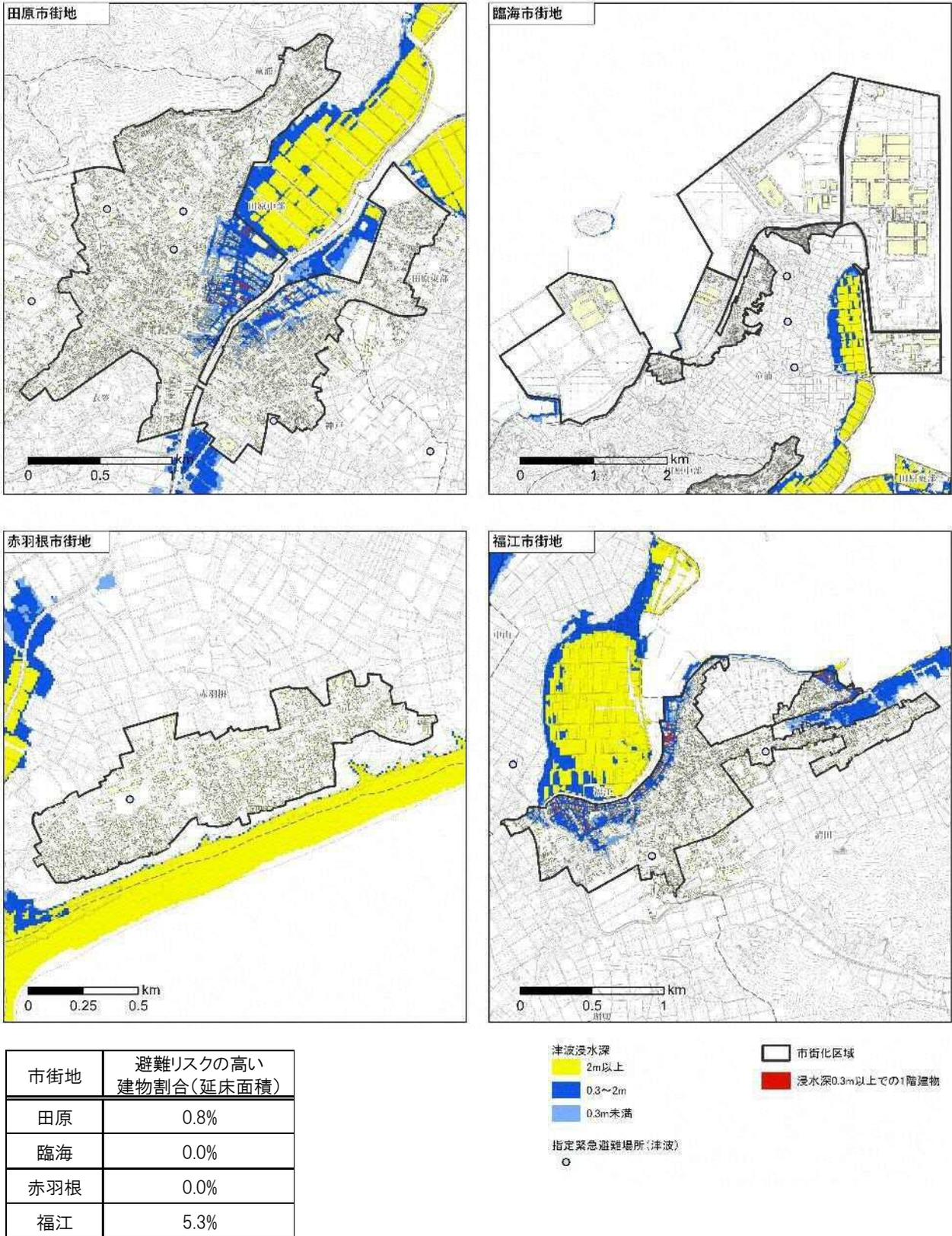
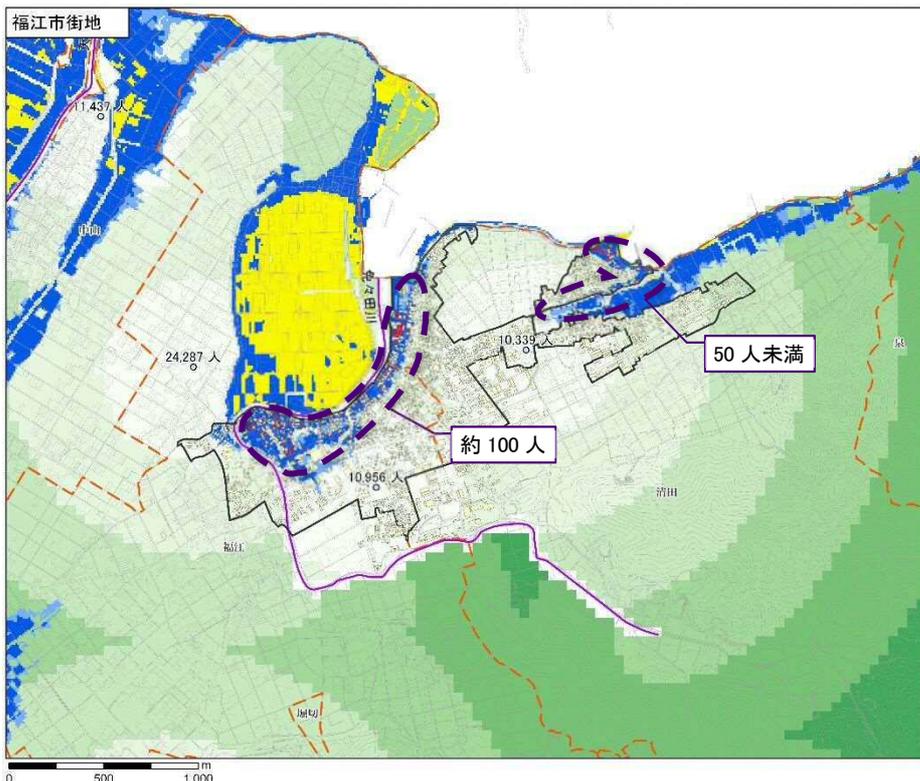
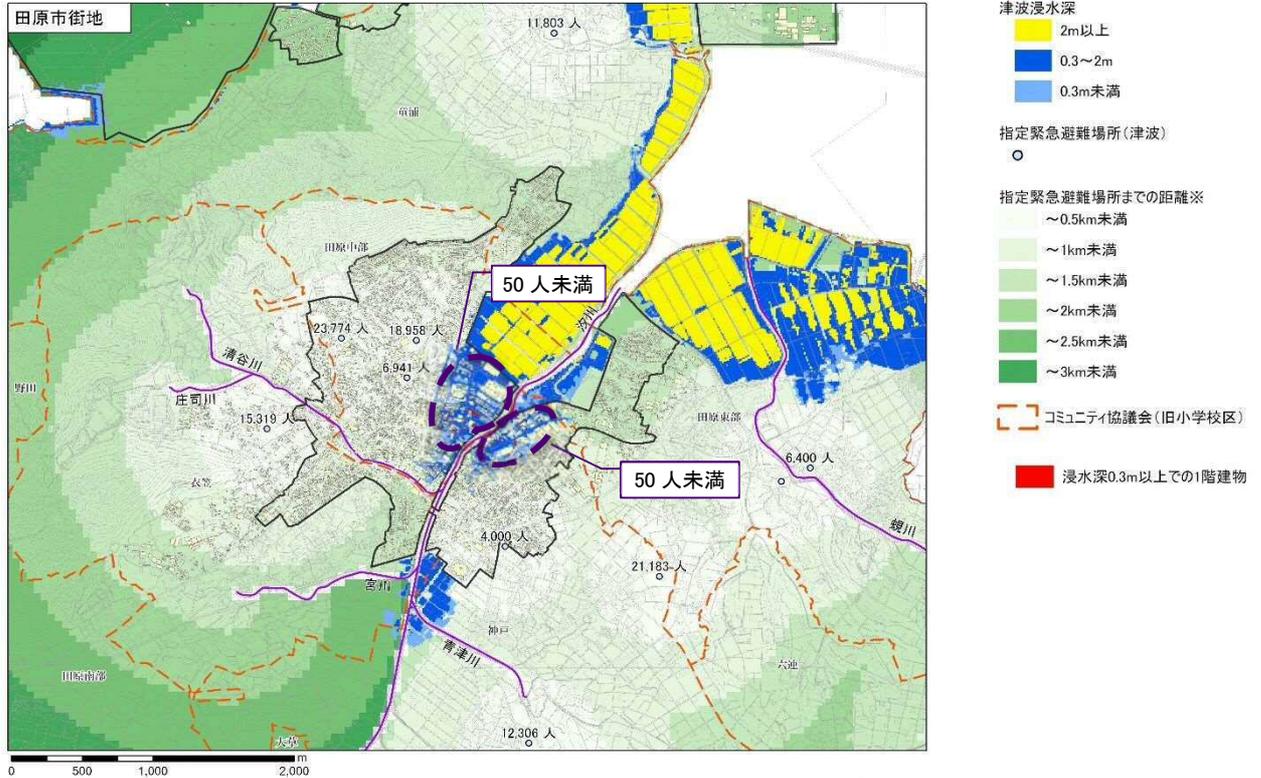


図 80 津波浸水深と建物階数

[津波 浸水深×建物×指定緊急避難場所]

田原市街地において津波浸水が生じた際に、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者は約 100 人が想定されますが、指定緊急避難場所に近接しています。

福江市街地は、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者は約 150 人と想定され、免々田川右岸が多くなっていますが、指定緊急避難場所に近接しています。



- ※ 指定緊急避難場所までの距離は氾濫河川を迂回する直線距離である
- ※ 図中の囲み無し人数は、各施設の収容可能人員である
- ※ 図中の囲み人数は、河川で分けられたエリアごとの垂直避難が困難と考えられる建物の居住者数の合計である
- ※ 前記の建物居住者数は、基礎調査結果における住宅系建物の延べ床面積の按分により推計した概数である

図 81 津波浸水深、建物階数、指定緊急避難場所(田原市街地、福江市街地)

4 課題の整理

前項目までで整理した災害リスクの課題をまとめると、下記の通りとなります。

① 洪水における主な課題

[想定最大規模[L2]]

- ・ 田原市街地及び福江市街地で概ね浸水深2m未満の浸水被害が生じるおそれのある範囲が広がっており、垂直避難が困難な1階建ての建物が存在します。
- ・ 福江市街地では12～24時間の浸水(0.5m以上)が継続するおそれがあります。
- ・ 河川隣接地では河岸が侵食されるおそれがあり、家屋流出のおそれがある建物も存在します。
- ・ 市街化調整区域にある居住地等において、河川付近で浸水深2m未満の被害が生じるおそれのある地区があります。(田原東部地区、野田地区、高松地区、中山地区、泉地区)
- ・ 福江市街地や泉地区では災害時要援護者の割合が高く、特に泉地区では将来的に災害時要援護者の割合が50%を超える推計となっています。(※計画規模[L1]においても同様)
- ・ 緊急避難場所(風水害避難所)で浸水深0.5～3mが想定されている箇所が泉地区に1か所あります。
- ・ 福祉施設で浸水深0.5～3mが想定されている箇所が各1か所(神戸地区、田原東部地区及び田原中部地区)あり、浸水深0.5m未満が想定されている箇所が泉地区で1か所あります。
- ・ 緊急避難場所(風水害避難所)で浸水継続時間が12時間未満に想定されている箇所が泉地区に1か所あります。
- ・ 福祉施設で浸水継続時間が12時間未満に想定されている箇所が各1か所(田原東部地区、田原中部地区及び泉地区)あります。
- ・ 田原市街地では、浸水時に緊急避難場所までの距離が2km以上となる箇所があります。

[計画規模[L1]]

- ・ 田原市街地で概ね浸水深0.5m未満、福江市街地で概ね浸水深1m未満の浸水被害が生じるおそれのある範囲が広がっています。
- ・ 市街化調整区域にある住宅地等において、河川付近で浸水深2m未満の被害が生じるおそれのある地区があります。(田原東部地区)
- ・ 福祉施設で浸水深0.5～3mが想定されている箇所は、田原東部地区で1か所あります。

② 高潮における主な課題

[想定最大規模[L2]]

- ・ 田原市街地で概ね浸水深3m未満、臨海市街地の住宅地及び福江市街地で概ね浸水深2m未満の高潮被害が生じるおそれのある範囲が広がっており、垂直避難が困難な建物が存在します。
- ・ 市街化調整区域にある住宅地等において、三河湾沿岸部で浸水深3m未満の高潮被害が生じるおそれのある地区があります。(野田地区、中山地区、泉地区)
- ・ 福江市街地や野田地区、中山地区、泉地区では災害時要援護者の割合が高く、特に福江市街地の一部と中山地区、泉地区では将来的に災害時要援護者の割合が50%を超える推計となっています。
(※過去最大規模[L1]においても同様)
- ・ 緊急避難場所(風水害避難所)で浸水深0.5～3mが想定されている箇所が泉地区に1か所あります。
- ・ 福祉施設で浸水深0.5～3mが想定されている箇所が各1か所(神戸地区、田原中部地区及び泉地区)あり、浸水深0.5m未満が想定されている箇所が中山地区で1か所あります。
- ・ 田原市街地では、浸水時に緊急避難場所までの距離が2km以上となる箇所があります。

[過去最大規模[L1]]

- ・ 田原市街地及び福江市街地で概ね浸水深1m未満の高潮被害が生じるおそれのある範囲が広がっており、垂直避難が困難な1階建ての建物も存在します。臨海市街地の住宅地で概ね浸水深0.5m未満の高潮被害が生じるおそれのある範囲があります。
- ・ 市街化調整区域の住宅地等がある三河湾沿岸部において、概ね浸水深2m未満の高潮被害が生じるおそれのある地区があります。(野田地区、泉地区)
- ・ 福祉施設で浸水深0.5m未満が想定されている箇所が各1か所(田原中部地区及び泉地区)あります。

③ 津波における主な課題

- ・ 田原市街地及び福江市街地で概ね浸水深1m未満の津波被害が生じるおそれのある範囲が広がっています。
- ・ 市街化調整区域の住宅地等がある沿岸部において、太平洋沿岸部の地区では浸水深5m以上、三河湾沿岸部の地区では概ね浸水深2m未満の津波被害が生じるおそれのある地区があります。(若戸地区、堀切地区、伊良湖地区、亀山地区、中山地区、泉地区)
- ・ 福江市街地や若戸地区、堀切地区、伊良湖地区、中山地区、亀山地区、泉地区では災害時要援護者の割合が高く、特に福江市街地の一部と若戸地区、堀切地区、伊良湖地区、中山地区、泉地区では将来的に災害時要援護者の割合が50%を超える推計となっています。
- ・ 福祉施設で浸水深0.3～2mが想定されている箇所が泉地区で1か所あり、浸水深0.3m未満が想定されている箇所が各1か所(神戸地区、田原中部地区及び堀切地区)あります。

④ 土砂災害における主な課題

- ・ 田原市街地、臨海市街地及び福江市街地に、急傾斜地の崩壊等による土砂災害のおそれのある区域があります。
- ・ 市街化調整区域において、急傾斜地の崩壊等による土砂災害のおそれのある区域があります。(田原南部地区、野田地区、和地地区、伊良湖地区、清田地区)
- ・ 野田地区において、急傾斜地の崩壊による土砂災害のおそれのある区域に緊急避難場所(風水害避難所)が1施設立地しています。

居住誘導区域等の設定（素案）について

目 次

1 居住誘導区域設定の考え方.....	1
(1) 基本的な区域設定の考え方及び現行計画策定後の状況変化.....	1
(2) 居住誘導区域の設定方針について.....	5
2 居住誘導区域の範囲.....	8
3 防災・減災対策の骨子.....	10

1 居住誘導区域設定の考え方

(1) 基本的な区域設定の考え方及び現行計画策定後の状況変化

都市計画運用指針において、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきとされています。

ここでは、都市計画運用指針に示されている関係区域について、現行計画における取扱いと、現行計画策定後の状況変化について示します。

① 居住誘導区域を定めることが考えられる区域

居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下の区域とされています。

- | | |
|---|--|
| ア | 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域 |
| イ | 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域 |
| ウ | 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域 |

② 居住誘導区域に含まないこととされている区域

居住誘導区域に含まない区域(都市再生特別措置法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条)

	内 容	本市該当
ア	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 1 項に規定する <u>市街化調整区域</u>	有り
イ	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 39 条第 1 項に規定する <u>災害危険区域のうち、同条第 2 項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域</u>	無し
ウ	農業振興地域の整備に関する法律(昭和 27 年法律第 58 条)第 8 条第 2 項第 1 号に規定する <u>農用地区域</u> 又は農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域(<u>農振農用地</u>)	有り (市街化区域無し)

内 容		本市該当		
エ	自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 1 項に規定する 特別地域 、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条若しくは第 25 条の 2 の規定により指定された 保安林の区域 、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条第 1 項に規定する 原生自然環境保全地域 若しくは同法第 25 条第 1 項に規定する 特別地区 又は森林法第 30 条若しくは第 30 条の 2 の規定により告示された 保安林予定森林の区域 、同法第 41 条の規定により指定された 保安施設地区 若しくは同法第 44 条において準用する同法第 30 条の規定により告示された 保安施設地区に予定された地区	有り (市街化区域無し)		
内 容		各拠点該当		
		中心	赤羽根	福江
オ	地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する 地すべり防止区域	無し	無し	無し
カ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 条)第 3 条第 1 項に規定する 急傾斜地崩壊危険区域	有り	無し	有り
キ	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 条)第 9 条第 1 項に規定する 土砂災害特別警戒区域	有り	無し	有り
ク	特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)第 56 条第 1 項に規定する 浸水被害防止区域	無し	無し	無し

※ オ～キは、現行計画策定以降に[③原則として居住誘導区域に含まない区域]から[②居住誘導区域に含まないこととされている区域]に位置づけが変更されたものである。
クは、現行計画策定以降に位置づけが追加されたものである。

現行計画において、本市に指定のある上記の区域は、居住誘導区域に含めないこととしています。なお、「キ 土砂災害特別警戒区域」については、現行計画策定後に新たに指定されている箇所があります。

③ 原則として居住誘導区域に含まない区域

原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域(都市計画運用指針)

内 容		各拠点該当		
		中心	赤羽根	福江
ア	津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)第 72 条第 1 項に規定する 津波災害特別警戒区域	無し	無し	無し
イ	建築基準法第 39 条第 1 項に規定する 災害危険区域(②イに掲げる区域を除く)	無し	無し	無し

本市においては、「原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域」の指定はありません。

④ 適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域

適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域(都市計画運用指針)

内容	各拠点該当		
	中心	赤羽根	福江
ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57条)第7条第1項に規定する <u>土砂災害警戒区域</u>	有り	無し	有り
イ 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項に規定する <u>津波災害警戒区域</u>	有り	無し	有り
ウ 水防法(昭和24年第193号)第15条第1項4号に規定する <u>浸水想定区域</u> 【高潮】	有り	無し	有り
エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57条)第4条第1項に規定する <u>基礎調査</u> 、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に規定する <u>津波浸水想定における浸水の区域</u> 、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第4条第2項第4号に規定する都市浸水想定における <u>都市浸水が想定される区域</u> 及び <u>その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域</u> 【急傾斜地崩壊危険箇所】 【土石流危険渓流】 【洪水浸水予想】	基礎調査		
	無し	無し	無し
	津波浸水想定区域		
	有り	無し	有り
	都市浸水想定区域		
	無し	無し	無し
	急傾斜地崩壊危険箇所		
	有り	有り	有り
土石流危険渓流			
有り	無し	無し	
洪水浸水予想			
有り	無し	有り	

現行計画において、「ア 土砂災害警戒区域」は、居住誘導区域に含めないこととし、「イ 津波災害警戒区域」は、浸水深等を拠点ごとに細かく確認したうえで居住誘導区域に含めることとしています。なお、「ア 土砂災害警戒区域」については、現行計画策定後に新たに指定されている箇所があります。

また、「エ その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域」として、各拠点(市街地)に急傾斜地崩壊危険箇所が、中心拠点(田原市街地)に土石流危険渓流が指定されており、居住誘導区域に含めないこととしています。

なお、現行計画策定後に、「ウ 浸水想定区域」として高潮浸水想定区域図、「エ 災害の発生のおそれのある区域」として、洪水による浸水予想図がそれぞれ愛知県より公表されています。

⑤ 居住誘導区域に含めることについて慎重に判断する区域

居住誘導区域に含めることについて慎重に判断する区域(都市計画運用指針)

内 容	各拠点該当		
	中心	赤羽根	福江
ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち <u>工業専用地域</u> 、同項第13号に規定する <u>流通業務地区等</u> 、法令により住宅の建築が制限されている区域	有り	無し	無し
イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号に規定する <u>特別用途地区</u> 、同法第12条の4第1項第1号に規定する <u>地区計画等</u> のうち、 <u>条例により住宅の建築が制限されている区域</u>	無し	無し	無し
ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して <u>今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域</u>	無し	無し	無し
エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、 <u>引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域</u>	無し	無し	無し

現行計画においては、本市に指定のある上記の区域は、居住誘導区域に含めないこととしています。

(2) 居住誘導区域の設定方針について

現行計画策定後に状況に変化のあった下記の内容について、取扱いを以下に示します。

内 容		現行計画策定後の状況変化
④ 適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域	水防法(昭和24年第193号)第15条第1項4号に規定する浸水想定区域 災害原因:高潮 災害情報:浸水深	高潮浸水想定図、 浸水予想図の公表
	その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 災害原因:洪水 災害情報:浸水深、浸水継続時間、 家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水予想図の公表

浸水想定については、災害情報として高潮及び洪水によるそれぞれの浸水深に加え、洪水については浸水継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域が公表されています。それぞれの災害情報ごとに居住誘導区域の設定方針について示します。

① 高潮 浸水深

【想定】

想定最大規模[L2]の洪水による浸水深は田原市街地では概ね3m未満で、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では3m以上の浸水が想定されています。福江市街地では概ね2m未満の浸水が想定されています。一方で、過去最大規模[L1]による浸水深は概ね1m未満で、田原市街地の道路や駐車場等の地盤が低い箇所では1~2mの浸水が想定されています。

【設定方針】

想定最大規模[L2]における宅地の浸水深は概ね3m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられます。加えて、浸水が想定される範囲は市街地の中でも鉄道駅付近や商業施設が立地する中心地に位置することから、居住誘導区域の設定についてはハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「**居住誘導区域に含める区域**」とします。

② 洪水 浸水深

【想定】

想定最大規模[L2]の洪水による浸水深は概ね1~2mで、田原市街地の道路や駐車場等の地盤が低い箇所では2~3mの浸水が想定されています。一方で、計画規模[L1]による浸水深は概ね1m未満となっています。

【設定方針】

想定最大規模[L2]の浸水深は3m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられます。加えて、浸水が想定される範囲は市街地の中でも鉄道駅付近や商業施設が立地する中心地に位置することから、居住誘導区域の設定についてはハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「**居住誘導区域に含める区域**」とします。

③ 洪水 浸水継続時間

【想定】

想定最大規模[L2]の洪水による浸水深0.5m以上の浸水継続時間は、田原市街地で概ね12時間未満、福江市街地で概ね24時間未満と想定されています。

【設定方針】

一般的に備蓄品を用意することが望ましいとされている72時間を超える箇所は存在しないことから、「**居住誘導区域に含める区域**」とします。

④ 洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域

【想定】

想定最大規模[L2]の洪水に伴う河岸侵食により家屋倒壊の恐れがある範囲が、田原市街地の汐川等や福江市街地の免々田川の隣接地で想定されています。

【設定方針】

当該災害情報は「1,000年以上に1度程度」の発生頻度による大雨によるものであることに加え、当該範囲は市街地の中でも鉄道駅付近や商業施設が立地する中心地に位置することから、居住誘導区域の設定についてはハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「**居住誘導区域に含める区域**」とします。

居住誘導区域設定条件のまとめ

1. 居住誘導区域に含める区域

ア) 日常生活に必要な都市機能が立地する区域(それぞれの都市機能から半径500m圏域)

■ 日常生活に必要な都市機能

- ・ 行政施設(市役所、支所、市民センター)
- ・ 商業施設(コンビニエンスストア、スーパーマーケット)
- ・ 医療施設(病院、診療所)

イ) 中心市街地の区域 ※田原市街地のみ

ウ) 良好な居住環境が形成されている区域(土地区画整理事業区域) ※田原、赤羽根市街地のみ

エ) 公共交通の利便性が高い区域(鉄道駅から半径1km圏域、バス停から半径500m圏域)

2. 居住誘導区域に含まない区域(除外区域)

ア) 市街化調整区域、農振農用地等、保安林等

イ) 災害が発生する危険性の高い区域(急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域)

3. 含めるかどうか判断すべき区域

ア) 工業専用地域(用途地域) ※田原市街地のみ

⇒ 現行計画において慎重に判断した結果、区域に含めないものとした

イ) 災害が発生する危険性の高い区域

- ・ 土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流

⇒ 現行計画において慎重に判断した結果、区域に含めないものとした

- ・ 津波浸水想定区域：各拠点の浸水深等により判断

⇒ 現行計画において慎重に判断した結果、区域に含めるものとした

- ・ 高潮浸水想定区域：各拠点の浸水深等により判断

⇒ 慎重に判断した結果、区域に含めるものとする

- ・ 洪水浸水想定区域(浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域)

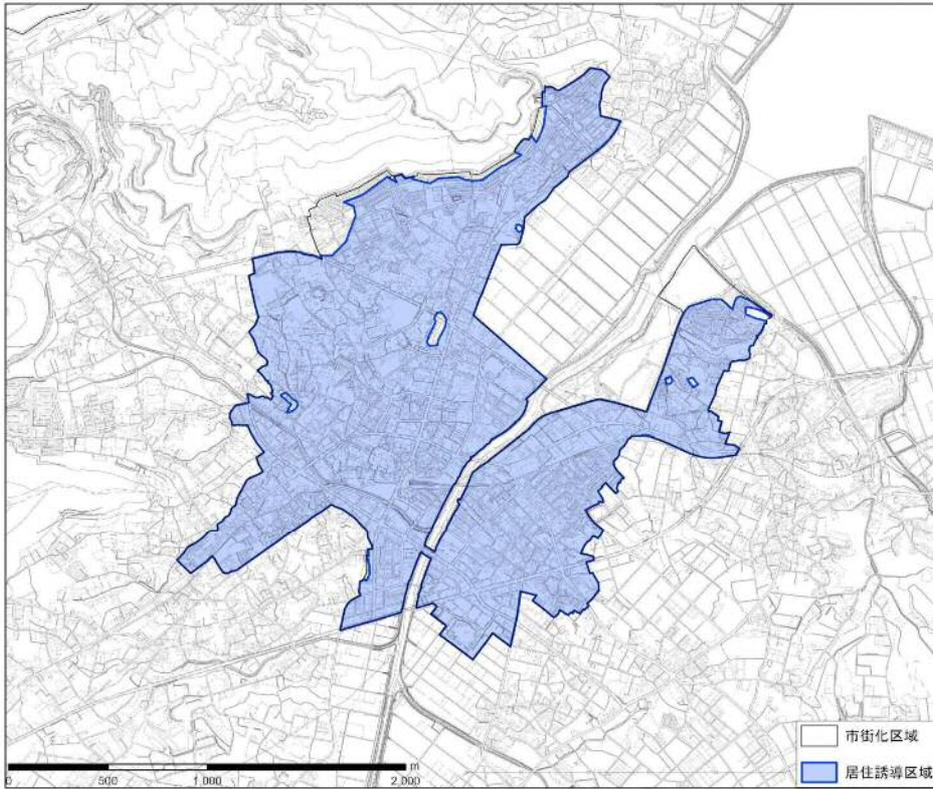
：各拠点の浸水深等により判断

⇒ 慎重に判断した結果、区域に含めるものとする

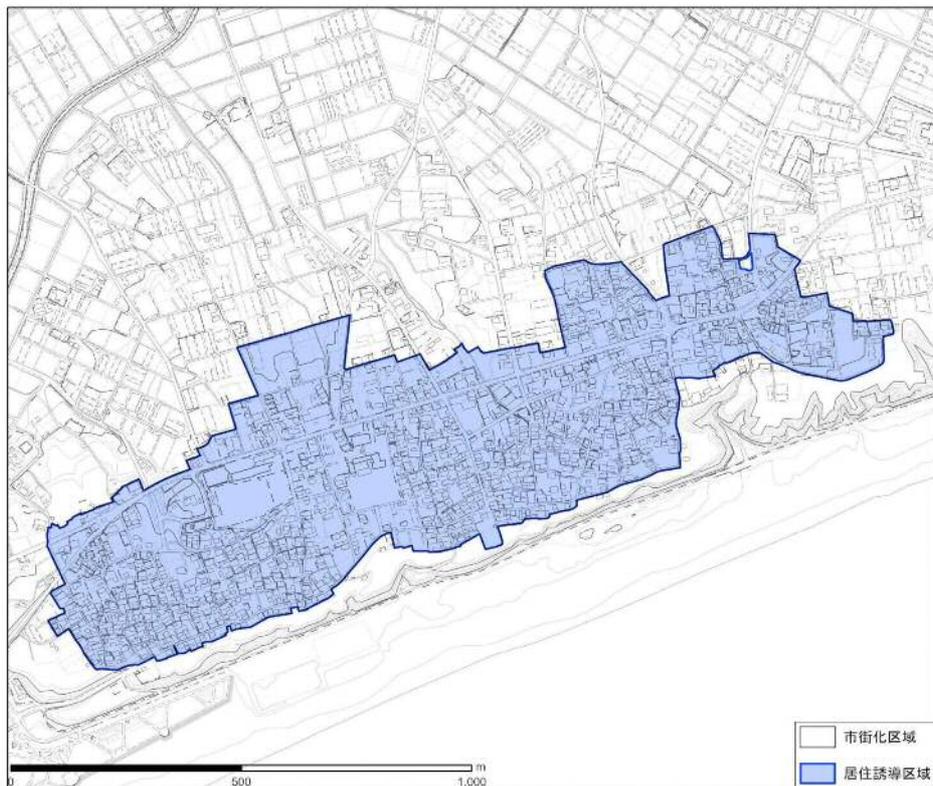
※区域については、最終的に地形地物(道路等)にて整理

2 居住誘導区域の範囲

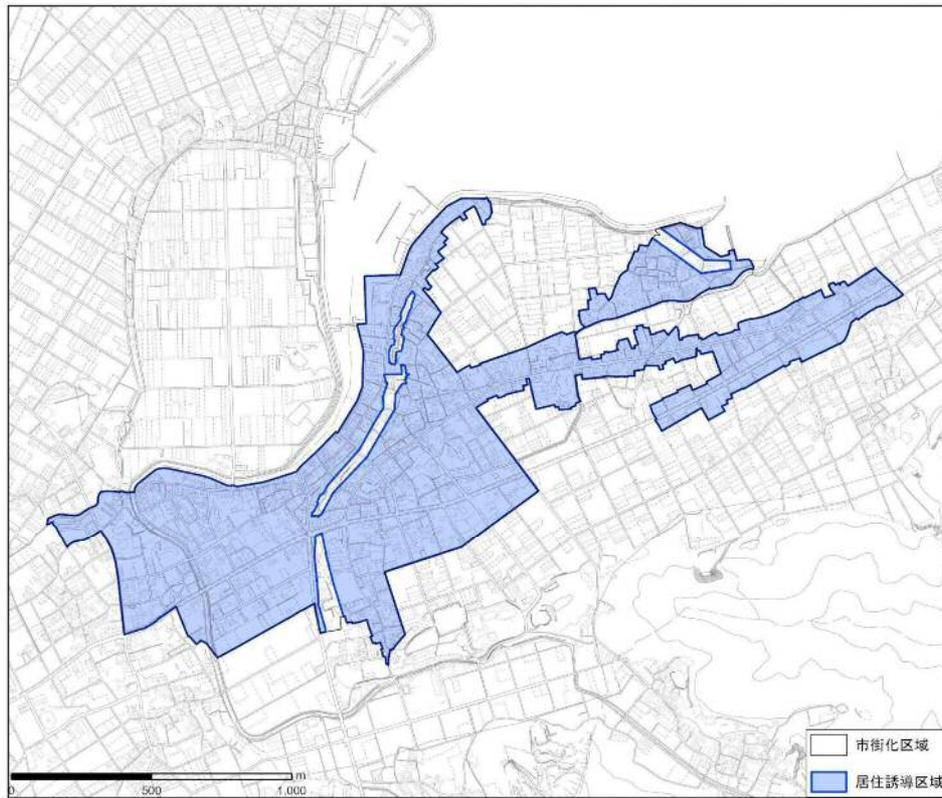
① 田原市街地



② 赤羽根市街地



③ 福江市街地



3 防災・減災対策の骨子

市街化区域内において一定の災害リスクが想定される範囲があるため、災害リスクを適切に考慮した居住誘導をはかる必要があります。防災指針では、居住誘導区域内における安心・安全な居住を守るため、ハード・ソフトの両面から着実に取り組むべき防災・減災対策を整理・検討します。

[主な防災・減災対策]

居住誘導区域の設定方針を踏まえた上で、市街地における主な防災・減災対策を以下に示します。防災・減災対策は、災害発生時に被害が生じないようにする「災害リスクの回避」と、災害発生時に被害を軽減・防止するための「災害リスクの低減」に分類します。また、「災害リスクの低減」対策は、施設整備などによる「ハード対策」と避難体制の整備など「ソフト対策」に分類します。

① 災害リスクの回避

居住誘導区域からの除外

土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂流危険溪流が指定されている区域は、居住誘導区域から除外することで安全を確保します。

居住誘導区域外での届出制度による居住誘導

災害リスクを考慮して、居住誘導区域を指定しない範囲において法に基づく届出制度を活用し居住を誘導します。

災害リスク情報の積極的提供による居住誘導

土地利用規制情報を提供する際に、あわせて災害リスク情報の確認を促すことにより、災害リスクを認識した上での居住を誘導します。

② 災害リスクの低減

【ハード対策】

風水害による災害被害の低減に向けた施設整備

- ・ 河川・海岸堤防の耐震化及び老朽化対策等の推進
- ・ 水閘門の耐震化
- ・ 雨水ポンプ場等の機能強化
- ・ 河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等
- ・ 公共埠頭の機能強化
- ・ 雨水ポンプ場等の機能強化
- ・ 田原市公共下水道事業全体計画の見直し ※内水対策を含む【新規】

避難経路の確保と復旧・復興に向けた施設整備

- ・ 太平洋新国土軸の整備促進
- ・ 広域幹線道路網の整備促進
- ・ 幹線道路の整備
- ・ 道路の災害対策の推進
- ・ 避難路等の整備(市道)
- ・ 県道城下田原線の整備
- ・ 緊急輸送道路(橋梁)の耐震化の推進
- ・ 橋梁等の長寿命化対策の実施

【ソフト対策】

ハザードの認知向上

- ・ 防災マップ、防災・減災お役立ちガイドブック等の作成
- ・ ハザードマップの作成
- ・ 市政ほーもん講座や田原市地区情報サービス「たはらeマップ」等を活用した積極的な周知(家屋倒壊等氾濫想定区域)【新規】

避難体制の強化

- ・ 関係機関との合同訓練の実施
- ・ 情報伝達手段の多重化・多様化の推進
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域における避難指示等の設定【新規】
- ・ 津波避難看板等の設置

自助・共助力の強化

- ・ 防災リーダー研修の充実
- ・ 一斉防災訓練への参加促進
- ・ 防災教育の推進
- ・ 子ども防災教室の実施
- ・ 家庭内備蓄の周知・啓発
- ・ 自主防災会の災害対応力の強化
- ・ 自主防災会の充実・強化
- ・ 地域コミュニティ力の強化
- ・ 地域と協働で実施する防災学習プログラムの推進
- ・ 要配慮者支援体制の整備
- ・ 事前復興、体制づくりの推進

各対策の内容やスケジュール等の詳細については、第3回改定委員会でお示しします。